

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p style="text-align: center;">里庄町地域防災計画 （地震・津波災害対策編）</p> <p style="text-align: center;">令和<u>3</u>年<u>3</u>月 里庄町</p>	<p style="text-align: center;">里庄町地域防災計画 （地震・津波災害対策編）</p> <p style="text-align: center;">令和<u>8</u>年<u>7</u>月 里庄町</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<h2>第1章 総 則</h2>	<h2>第1章 総 則</h2>		
<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。<u>以下「法」という。</u>）第42条の規定により、里庄町防災会議が里庄町、防災関係機関及び町民等が処理すべき防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策の実施に当たっては、里庄町国土強靱化<u>基本</u>計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、<u>国、県及び市町村並びに指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、市町村</u>を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市町村、事業者、<u>町民</u>等が一体となって最善の対策を講じる。</p> <p>さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。</p> <p>こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。</p> <p>（略）</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、里庄町防災会議が里庄町、防災関係機関及び町民等が処理すべき防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策の実施に当たっては、里庄町国土強靱化<u>地域</u>計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、<u>災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、</u>地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、<u>町及び町民に加えて</u>国、公共機関、県、<u>他</u>市町村、事業者等が一体となって最善の対策を講じる。</p> <p>さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。</p> <p>こうした防災対策の実施に当たっては、<u>災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を始め、</u>地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2節 計画の性格及び用語の定義</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、この計画は、本町の地域における震災対策を体系化したものであって、「里庄町地域防災計画」の中の「地震・津波対策編」とするものである。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 計画の性格及び用語の定義</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴があることから、この計画は、本町の地域における震災対策を体系化したものであって、「里庄町地域防災計画」の中の「地震・津波<u>災害</u>対策編」とするものである。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第2 用語の定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2 用語の定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>17 避難行動要支援者・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する<u>もの</u>。</p>	<p>(略)</p> <p>17 避難行動要支援者・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する<u>者</u>。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任 (略)</p> <p>2 岡山県</p> <p>岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき<u>など</u>に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任 (略)</p> <p>2 岡山県</p> <p>岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき<u>等</u>に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 里庄町 (略)</p> <p>(6) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>又は<u>避難指示(緊急)</u>の発令を行う。</p> <p>(7) 被災者等の救助を行う。</p> <p>(8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。</p> <p>(9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p>(10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(11) 被害の調査及び報告を行う。</p> <p>(12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(13) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(17) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p>	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 里庄町 (略)</p> <p>(6) 高齢者等避難、<u>避難指示</u>又は緊急<u>安全確保</u>の発令を行う。</p> <p>(7) 被災者等の救助を行う。</p> <p>(8) 被災者の広域<u>避難及び広域</u>一時滞在に関する協議、被災者の<u>受け入れ</u>を行う。</p> <p>(9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。</p> <p><u>(10) 復興事前準備を行う。</u></p> <p>(11) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(12) 被害の調査及び報告を行う。</p> <p>(13) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(14) 水防活動及び消防活動を行う。</p> <p>(15) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。</p> <p>(16) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(17) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(18) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(19) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(22) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。</p> <p>[里庄町消防団]</p> <p>(1) 火災その他災害の予防、警戒、防ぎよを行う。</p> <p>(2) 救助、救出を行う。</p> <p>(3) 町民の避難、誘導を行う。</p> <p>(4) 町民への予警報の伝達と防災情報の収集を行う。</p> <p>(5) その他災害現場の応急対策を行う。</p> <p>2 岡山県</p> <p>(1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(7) 水防法、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく避難の勧告、指示を行う。</p> <p>(8) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) 県管理の公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(12) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(13) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。</p> <p>(14) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。</p> <p>(15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(16) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。</p> <p>(17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p>	<p>(20) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(21) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>(23) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。</p> <p>[里庄町消防団]</p> <p>(1) 火災その他災害の予防、警戒、防御を行う。</p> <p>(2) 救助、救出を行う。</p> <p>(3) 町民の避難、誘導を行う。</p> <p>(4) 町民への予警報の伝達と災害防災情報の収集を行う。</p> <p>(5) その他災害現場の応急対策を行う。</p> <p>2 岡山県</p> <p>(1) 防災知識意識の普及啓発及び防災訓練を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</p> <p>(7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(8) 水防法、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく避難のための立ち退きの指示を行う。</p> <p>(9) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。</p> <p>(10) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(11) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する助言、調整を行う。</p> <p>(12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(13) 県管理の公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。</p> <p>(14) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(15) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。</p> <p>(16) 防災に関する施設、設備の整備を行う。</p> <p>(17) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。</p> <p>(18) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。</p> <p>(19) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>(20) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。</u></p> <p>(21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。</p> <p>(22) <u>市町村</u>長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。</p> <p>(23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。</p> <p>(24) <u>市町村</u>が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>3 県警察（玉島警察署）</p> <p>(1) 災害警備計画に関する業務を行う。</p> <p>(2) 災害警備用資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。</p> <p>(4) 救出救助及び避難<u>指示</u>を行う。</p> <p>(5) 行方不明者の捜索及び遺体の<u>見分</u>、検視を行う。</p> <p>(6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。</p> <p>(7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。</p> <p>(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。</p> <p>4 笠岡地区消防組合</p> <p>(1) 災害予防及び防災活動</p> <p>(2) 予警報等の通報、連絡及び情報収集</p> <p>(3) 災害救助及び救急活動</p> <p>(4) <u>市町</u>災害対策本部との連絡及び調整</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>[中国四国農政局]</p> <p>(略)</p> <p>(9) 災害発生の場合において、知事から災害の応急用に充当するために、米穀（玄米）を米穀卸売業者に引渡<u>し</u>るための協議があったときは、直ちに緊急売却する。</p> <p>(略)</p>	<p>(21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。</p> <p>(22) 町長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。</p> <p>(23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。</p> <p>(24) 町が実施する被災者の広域<u>避難及び広域</u>一時滞在の調整、代行を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(29) 有害<u>性</u>ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p><u>(30) 災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的とした広域的な技術的支援に関すること。</u> <u>特に、市町村域を越える広域調整の円滑な実施のため、関係部局間で連携し、避難所におけるし尿処理及び仮設トイレの衛生管理、並びに災害廃棄物処理に関する指導・助言（訓練機会の提供を含む）を行う。</u></p> <p>3 県警察（玉島警察署）</p> <p>(1) 災害警備<u>実施</u>計画に関する業務を行う。</p> <p>(2) 災害警備用<u>装備</u>資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。</p> <p>(4) 救出救助及び避難<u>誘導</u>を行う。</p> <p>(5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、<u>身元確認等</u>を行う。</p> <p>(6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。</p> <p>(7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。</p> <p>(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。</p> <p>4 笠岡地区消防組合</p> <p>(1) 災害予防及び防災活動<u>を行う。</u></p> <p>(2) 予警報等の通報、連絡及び情報収集<u>を行う。</u></p> <p>(3) 災害救助及び救急活動<u>を行う。</u></p> <p>(4) 町災害対策本部との連絡及び調整<u>を行う。</u></p> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>[中国四国農政局]</p> <p>(略)</p> <p>(9) 災害発生の場合において、知事から災害の応急用に充当するために、米穀（玄米）を米穀卸売業者に引<u>き</u>渡すための協議があったときは、直ちに緊急売却する。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	

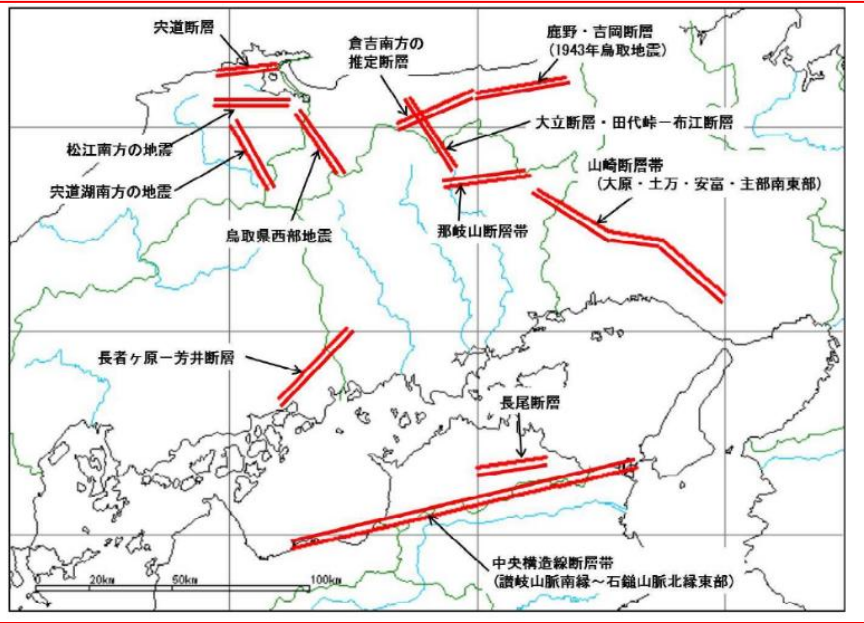

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(11) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行う<u>など</u>、迅速な調達・供給に努める。</p> <p>[近畿中国森林管理局岡山森林管理署岡山森林事務所] (略)</p> <p>(3) 国有林内河川流域<u>及び貯木場</u>における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (略)</p> <p>[大阪管区气象台（岡山地方气象台）] (略)</p> <p><u>(3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。</u></p> <p><u>(4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。</u></p> <p><u>(5) 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等</u>を関係機関に通知する。</p> <p><u>(6) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）</u>について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p><u>(7) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。</u></p> <p><u>(8) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p> <p><u>(9) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p><u>(10) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。</u></p> <p>[自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）] (略)</p> <p><u>(1) 避難の援護救助を行う。</u></p> <p><u>(2) 遭難者の捜索、救助を行う。</u></p> <p><u>(3) 水防活動を行う。</u></p> <p><u>(4) 消火活動を行う。</u></p>	<p>(11) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行う<u>等</u>、迅速な調達・供給に努める。</p> <p>[近畿中国森林管理局岡山森林管理署岡山森林事務所] (略)</p> <p>(3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (略)</p> <p>[大阪管区气象台（岡山地方气象台）] (略)</p> <p><u>(3) 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等</u>を関係機関に通知する。</p> <p><u>(4) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）</u>について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p><u>(5) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p> <p><u>(6) 町が発令する避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p><u>(7) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。</u></p> <p>[自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等）] (略)</p> <p><u>(1) 被害状況の把握を行う。</u></p> <p><u>(2) 避難の援助を行う。</u></p> <p><u>(3) 遭難者等の捜索救助を行う。</u></p> <p><u>(4) 水防活動を行う。</u></p> <p><u>(5) 消防活動を行う。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(5) 道路又は水路の<u>応急</u>啓開を行う。</p> <p><u>(6) 診療防疫への支援をする。</u></p> <p><u>(7) 通信支援をする。</u></p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) <u>炊飯</u>及び給水の<u>支援</u>を行う。</p> <p>(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</p> <p><u>(11) 交通整理の支援をする。</u></p> <p>(12) 危険物<u>(火薬類)</u>の除去を行う。</p> <p>(13) その他自衛隊の能力で対処可能な<u>防災活動</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関 [日本郵便株式会社 (<u>里庄</u>郵便局)] (略)</p> <p>(4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。 (略)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社 (J R 西日本<u>岡山支社</u>)] (略)</p> <p>(3) <u>死傷者</u>の救護及び処置を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p> <p>[西日本<u>電信電話</u>株式会社 (岡山支店)] (略)</p> <p>[株式会社N T T ドコモ (岡山支店)、K D D I 株式会社 (中国総支社)、ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)] (略)</p>	<p>(6) 道路又は水路の啓開を行う。</p> <p><u>(7) 応急医療・救護・防疫を行う。</u></p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。</p> <p>(9) <u>給食</u>及び給水を行う。</p> <p><u>(10) 入浴支援を行う。</u></p> <p>(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。</p> <p>(12) 危険物の<u>保安及び</u>除去を行う。</p> <p>(13) その他、<u>臨機の必要に対し</u>、自衛隊の能力で対処可能な<u>ものについては、所要の措置</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>[中国四国管区行政評価局 (岡山行政監視行政相談センター)]</u></p> <p><u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u></p> <p><u>(2) 被災者へ生活支援情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(3) 専用電話を備えた相談窓口を開設する。</u></p> <p><u>(4) 特別行政相談所を開設する。</u></p> <p>6 指定公共機関 [日本郵便株式会社 (<u>笠岡</u>郵便局)] (略)</p> <p>(4) 被災者救助団体に対し、<u>お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分</u>を行う。 (略)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社 (J R 西日本<u>中国統括本部</u>)] (略)</p> <p>(3) <u>乗客</u>の救護、<u>輸送</u>及び処置を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p> <p>[<u>N T T</u>西日本株式会社 (岡山支店)] (略)</p> <p>[株式会社N T T ドコモ (岡山支店)、K D D I 株式会社 (中国総支社)、ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)、<u>楽天モバイル株式会社</u>] (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>[日本赤十字社（岡山県支部）] （略）</p> <p>(2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・日用品等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。</p> <p>(3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。</p> <p>(4) <u>血液（保存血液及び成分製剤）</u>の確保供給を行う。</p> <p>(5) 義援金の募集及び配分を行う。</p> <p>[日本放送協会（岡山放送局）] （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送等災害情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 義援金品の募集及び配布についての協力をを行う。</p> <p>[中国電力ネットワーク株式会社（<u>倉敷ネットワークセンター</u>）] <u>(1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。</u> <u>(2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>[西日本高速道路株式会社（中国支社）] (1) 災害防止に関する<u>こと</u>。 (2) 交通規則、被災点検、応急復旧工事等に関する<u>こと</u>。 (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関する<u>こと</u>。 (4) 災害復旧工事の施工に関する<u>こと</u>。 （略）</p> <p>7 指定地方公共機関 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>[日本赤十字社（岡山県支部）] （略）</p> <p>(2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・<u>緊急セット（日用品セット）</u>等）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。</p> <p>(3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。</p> <p>(4) <u>輸血用血液製剤</u>の確保・供給を行う。</p> <p>(5) 義援金の募集及び配分を行う。</p> <p>[日本放送協会（岡山放送局）] （略）</p> <p>(3) 緊急警報放送、<u>避難指示</u>等災害情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 義援金品の募集及び配布についての協力をを行う。</p> <p>[中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社（<u>倉敷ネットワークセンター</u>）] <u>(1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。</u> <u>(2) 災害時における電力の供給確保に関すること。</u> <u>(3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。</u> （略）</p> <p>[西日本高速道路株式会社（中国支社）] (1) 災害防止に関する<u>巡査点検を行う</u>。 (2) 交通規則、被災点検、応急復旧工事等<u>を行う</u>。 (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供<u>を行う</u>。 (4) 災害復旧工事の施工<u>を行う</u>。 （略）</p> <p>7 指定地方公共機関 （略）</p> <p><u>[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]</u> <u>(1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</u> <u>(2) 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWA T）の派遣を行う。</u> <u>(3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。</u> （略）</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>時点変更</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>[医療機関（浅口医師会）]</p> <p>(1) 救護班及び医療班の編成並びに医療救護の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>関</u>する<u>こと</u>。</p> <p>[医療機関（浅口歯科医師会）]</p> <p>(1) 歯科医療救護班の編成並びに歯科医療救護の実施に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>関</u>する<u>こと</u>。</p> <p>[農業・経済団体（農業協同組合、商工会等）]</p> <p>(略)</p>	<p>[医療機関（浅口医師会）]</p> <p>(1) 救護班及び医療班の編成並びに医療救護<u>を</u>実施する。</p> <p>(2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>協力</u>する。</p> <p>[医療機関（浅口歯科医師会）]</p> <p>(1) 歯科医療救護班の編成並びに歯科医療救護<u>を</u>実施する。</p> <p>(2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用に<u>協力</u>する。</p> <p>[農業・経済団体（農業協同組合、<u>農業共済組合</u>、商工会等）]</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第4節 計画の修正及び公表</p> <p>第1 防災計画の修正</p> <p>(略)</p> <p>計画の<u>作成</u>に当たっては町民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する町民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。また、防災計画を<u>作成又は</u>修正した場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 計画の修正及び公表</p> <p>第1 防災計画の修正</p> <p>(略)</p> <p><u>防災</u>計画の<u>修正</u>に当たっては町民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する町民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。また、防災計画を修正した場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第5節 地震・津波災害履歴</p> <p>(略)</p> <p>岡山県の過去の地震履歴は、<u>以下</u>の表のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 地震・津波災害履歴</p> <p>(略)</p> <p>岡山県の過去の地震履歴は、<u>次</u>の表のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第6節 里庄町の地質</p> <p>里庄町の地質は第四<u>期</u>層で、深成岩の花崗岩が崩壊した礫を含んでいる砂壤土が主体で、大原から殿迫を経て古井に至る第三紀層の赤土層もあり、一小区域に流紋岩の噴出したところもある。地区別にみると次のような特徴がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 岩村・津江・林には閃門花崗岩で<u>林</u>、津江のものは質が緻密で中粒である。 大原西山の虚空蔵山・毛野無羅山・浜中竜王山・狭田朝日山や笠岡市大島前砂との界の地点に黒雲母花崗岩があり、角閃石もわずかに含むところがある。 殿迫と大原東の境になっている字辺々と円通寺に第三紀後期か第四紀初期の噴火と思わ 	<p>第6節 里庄町の地質</p> <p>里庄町の地質は第四<u>紀</u>層で、深成岩の花崗岩が崩壊した礫を含んでいる砂壤土が主体で、大原から殿迫を経て古井に至る第三紀層の赤土層もあり、一小区域に流紋岩の噴出したところもある。地区別にみると次のような特徴がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 岩村・津江・林には閃門花崗岩で、<u>林・</u>津江のものは質が緻密で中粒である。 大原西山の虚空蔵山・毛野無羅山・浜中竜王山・狭田朝日山や笠岡市<u>西</u>大島前砂との界の地点に黒雲母花崗岩があり、角閃石もわずかに含むところがある。 殿迫と大原東の境になっている字辺々と円通寺に第三紀後期か第四紀初期の噴火と思わ 	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画					改訂案					改訂理由	改訂事項
れる流紋岩が見られ、この山麓の丘陵農耕地で、火山灰礫の堆積した洪積層 <u>である</u> と思われるところが見られる。					れる流紋岩が見られ、この山麓の丘陵農耕地で、火山灰礫の堆積した洪積層と思われるところが見られる。						
4 里庄町の南部と大島前砂・宗国の界となっている地点には、古生代の粘板岩・頁岩 <small>けつがん</small> が見られる。 (略)					4 里庄町の南部と西大島前砂・宗国の界となっている地点には、古生代の粘板岩・頁岩 <small>けつがん</small> が見られる。 (略)						
第7節 断層型地震の被害想定					第7節 断層型地震の被害想定						変更
岡山県は、県下に起こり得る <u>下記の断層に起因する5</u> 地震について平成7、13年度に評価を行ってきたが、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって見直し、再評価を行った。 (略)					岡山県は、県下に起こり得る地震について平成7、13年度に評価を行い、平成14年度、 <u>平成24年度から平成25年度</u> に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって見直し、再評価を行った。 <u>また、令和7年度には、平成24年度から平成25年度にかけて推計した被害想定について、最新のデータ等を活用して見直しを行った。</u> (略)					岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	
第1 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）					第1 断層型地震の被害想定調査について（令和7年度）					岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれない地域においても、発生確率は低いものの、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。 <u>南海トラフに起因する海溝型の地震については、次節に記載する。</u> <u>なお、地震・津波といった自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定については、一定の限界があることに留意する必要がある。</u>					県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれない地域においても、発生確率は低いものの、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。						
第2 想定条件 (略)					第2 想定条件 (略)						追加
さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。					さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある <u>(1)～(7)の</u> 7つの地震について、被害想定を行った。					岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	
	断層名	規模(M)	断層規模 (<u>延長</u> 、 <u>深度</u>)	断層の調査・推計機関		断層名	規模(M)	断層規模 (<u>長さ</u> 、 <u>幅</u>)	断層の調査・推計機関	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
(略)					(略)						
(2)	那岐山断層帯	<u>7.6</u>	L=32km、W=26km	国 (地震調査研究推進本部)	(2)	那岐山断層帯	<u>7.3</u>	L=32km、W=26km	国 (地震調査研究推進本部)	最新の取組内容の反映	
(略)					(略)						
(略)					(略)						

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																				
<p>第3 前提条件</p> <p>1 想定手法 国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本と<u>されて</u>いる。</p> <p>2 想定する季節・時間帯 南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる<u>3種類</u>の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い<u>時間帯として</u>、冬・深夜、夏・<u>12時</u>、冬・<u>18時</u>の3種類）で被害想定を行った。</p>	<p>第3 前提条件</p> <p>1 想定手法 国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本と<u>して</u>いる。</p> <p>2 想定する季節・時間帯 南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる<u>4種類</u>の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い<u>場合の</u>冬・深夜、夏・<u>昼</u>、冬・<u>夕</u>の3種類に<u>加え</u>、<u>令和6年能登半島地震を踏まえ、年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる場合として正月・18時</u>))で被害想定を行った。</p>	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更																				
<p>第4 想定地震の震源域位置図</p>  <p>出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）</p>	<p>第4 被害想定を行った地震の断層位置</p>  <p>出典：断層型地震被害想定（詳細版）－地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p>	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更																				
<p>第5 震度分布及び液状化発生危険度の概況</p> <p>町内で<u>震度6弱以上</u>になる断層型地震は<u>以下の1つ</u>である。</p>	<p>第5 震度分布及び液状化発生危険度の概況</p> <p>町内で<u>最も震度が大きくなる</u>断層型地震は<u>長者ヶ原-芳井断層</u>であり、<u>本町は震度5強、隣接する笠岡市は震度6強の揺れに見舞われる。</u></p>	表現の見直し 岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更																				
<table border="1" data-bbox="77 1717 1187 1801"> <thead> <tr> <th>断層名</th> <th><u>マグニチュード</u></th> <th>発生確率</th> <th>町内最大震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	断層名	<u>マグニチュード</u>	発生確率	町内最大震度					<table border="1" data-bbox="1210 1717 2318 1894"> <thead> <tr> <th>断層名</th> <th><u>規模 (M)</u></th> <th>発生確率</th> <th>町内最大震度<u>階級</u> <u>(計測震度)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>①山崎断層帯※</u></td> <td><u>8.0</u></td> <td><u>ほぼ0～1%</u></td> <td><u>震度4 (3.8)</u></td> </tr> <tr> <td><u>②那岐山断層帯※</u></td> <td><u>7.3</u></td> <td><u>0.06～0.1%</u></td> <td><u>震度3以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	断層名	<u>規模 (M)</u>	発生確率	町内最大震度 <u>階級</u> <u>(計測震度)</u>	<u>①山崎断層帯※</u>	<u>8.0</u>	<u>ほぼ0～1%</u>	<u>震度4 (3.8)</u>	<u>②那岐山断層帯※</u>	<u>7.3</u>	<u>0.06～0.1%</u>	<u>震度3以下</u>	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
断層名	<u>マグニチュード</u>	発生確率	町内最大震度																				
断層名	<u>規模 (M)</u>	発生確率	町内最大震度 <u>階級</u> <u>(計測震度)</u>																				
<u>①山崎断層帯※</u>	<u>8.0</u>	<u>ほぼ0～1%</u>	<u>震度4 (3.8)</u>																				
<u>②那岐山断層帯※</u>	<u>7.3</u>	<u>0.06～0.1%</u>	<u>震度3以下</u>																				

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項																																																																																											
							(3.3)																																																																																													
				③中央構造線断層帯※	8.0	ほぼ0~0.35	震度5弱(4.7)																																																																																													
				④長者ヶ原-芳井断層	7.4	0.09%	震度5強(5.3)																																																																																													
				⑤倉吉南方の推定断層	7.2	推計していない	震度3以下 (2.6)																																																																																													
				⑥大立・田代峠-布江断層	7.2		震度3以下 (2.7)																																																																																													
				⑦鳥取県西部地震	7.3		震度4(3.7)																																																																																													
長者ヶ原-芳井断層	7.4	0.09%	6弱	注 断層名欄の※は主要活断層 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所)																																																																																																
注 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所) 1 長者ヶ原-芳井断層 笠岡市で震度6強の揺れに見舞われた時の津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。 倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。																																																																																																				
第6 人的・物的被害想定結果 (略) (1) 長者ヶ原-芳井断層 ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。 ・避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。 ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。				第6 人的・物的被害想定結果 (略)						削除																																																																																										
岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正				岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正						変更																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害項目</th> <th rowspan="2">ケース</th> <th colspan="2">県全体</th> </tr> <tr> <th>町</th> <th>町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大震度</td> <td></td> <td>6強</td> <td>6弱</td> </tr> <tr> <td>建物全壊(棟)</td> <td>冬・18時</td> <td>856</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>死者数(人)</td> <td>冬・深夜</td> <td>40</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>最大避難者数(人)</td> <td>冬・18時</td> <td>21,672</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>				被害項目	ケース	県全体		町	町	最大震度		6強	6弱	建物全壊(棟)	冬・18時	856	1	死者数(人)	冬・深夜	40	0	最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	25	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層名</th> <th rowspan="2">最大震度</th> <th colspan="2">建物被害[棟]</th> <th colspan="3">人的被害[人]</th> <th rowspan="2">自力脱出困難者[人]</th> <th rowspan="2">最大避難者[人]</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>災害関連死</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①山崎断層帯</td> <td>6強</td> <td>849</td> <td>4,698</td> <td>23</td> <td>1,533</td> <td>41</td> <td>67</td> <td>10,367</td> </tr> <tr> <td>②那岐山断層帯</td> <td>6弱</td> <td>96</td> <td>1,203</td> <td>5</td> <td>497</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>1,716</td> </tr> <tr> <td>③中央構造線断層帯</td> <td>6弱</td> <td>1,560</td> <td>7,936</td> <td>19</td> <td>1,700</td> <td>82</td> <td>44</td> <td>20,478</td> </tr> <tr> <td>④長者ヶ原-芳井断層</td> <td>6強</td> <td>872</td> <td>5,104</td> <td>6</td> <td>1,001</td> <td>47</td> <td>31</td> <td>11,666</td> </tr> <tr> <td>⑤倉吉南方の推定断層</td> <td>6弱</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>⑥大立・田代峠-布江断</td> <td>6強</td> <td>33</td> <td>218</td> <td>2</td> <td>59</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>697</td> </tr> </tbody> </table>					断層名	最大震度	建物被害[棟]		人的被害[人]			自力脱出困難者[人]	最大避難者[人]	全壊	半壊	死者	負傷者	災害関連死	①山崎断層帯	6強	849	4,698	23	1,533	41	67	10,367	②那岐山断層帯	6弱	96	1,203	5	497	7	18	1,716	③中央構造線断層帯	6弱	1,560	7,936	19	1,700	82	44	20,478	④長者ヶ原-芳井断層	6強	872	5,104	6	1,001	47	31	11,666	⑤倉吉南方の推定断層	6弱	3	62	0	25	0	0	79	⑥大立・田代峠-布江断	6強	33	218	2	59	3	6	697		
被害項目	ケース	県全体																																																																																																		
		町	町																																																																																																	
最大震度		6強	6弱																																																																																																	
建物全壊(棟)	冬・18時	856	1																																																																																																	
死者数(人)	冬・深夜	40	0																																																																																																	
最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	25																																																																																																	
断層名	最大震度	建物被害[棟]		人的被害[人]			自力脱出困難者[人]	最大避難者[人]																																																																																												
		全壊	半壊	死者	負傷者	災害関連死																																																																																														
①山崎断層帯	6強	849	4,698	23	1,533	41	67	10,367																																																																																												
②那岐山断層帯	6弱	96	1,203	5	497	7	18	1,716																																																																																												
③中央構造線断層帯	6弱	1,560	7,936	19	1,700	82	44	20,478																																																																																												
④長者ヶ原-芳井断層	6強	872	5,104	6	1,001	47	31	11,666																																																																																												
⑤倉吉南方の推定断層	6弱	3	62	0	25	0	0	79																																																																																												
⑥大立・田代峠-布江断	6強	33	218	2	59	3	6	697																																																																																												

現行計画						改訂案										改訂理由	改訂事項																																																																																																																																																					
						<table border="1"> <tr> <td>層</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦鳥取県西部地震</td> <td>6強</td> <td>62</td> <td>338</td> <td>3</td> <td>95</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>971</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table> <p>注. 各最大の値を記載した。建物被害の全壊は冬・夕、人的被害の死者は冬・深夜(③④は正月・夕)、人的被害の負傷者は夏・昼、災害関連死は正月・夕、自力脱出困難者は冬・深夜(③④は夏・昼、⑥は正月・夕)、最大避難者は正月・夕の1週間後の値。</p> <p>出典：断層型地震被害想定(詳細版)ー想定結果編ー(令和8年3月 岡山県危機管理課)</p>										層																⑦鳥取県西部地震	6強	62	338	3	95	4	11	971																																																																																																																														
層																																																																																																																																																																						
⑦鳥取県西部地震	6強	62	338	3	95	4	11	971																																																																																																																																																														
2 里庄町の被害想定 本町における建物被害の状況は、次のとおりである。						2 里庄町の被害想定 本町における被害の状況は、次のとおりである。										岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更																																																																																																																																																					
(1) 木造建物被害						(1) 建物被害										岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>被害ケース</th> <th>全棟数</th> <th>大破棟数</th> <th>大破率(%)</th> <th>中破棟数</th> <th>中破率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原断層地震</td> <td></td> <td>6,101</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>中央構造線の一部による地震</td> <td></td> <td>6,101</td> <td>30</td> <td>0.5</td> <td>84</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部地震</td> <td></td> <td>6,101</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>第2鳥取地震</td> <td></td> <td>6,101</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>松江南方地震</td> <td></td> <td>6,101</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岡山県ホームページ資料</p>						地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	大原断層地震		6,101	0	0.0	0	0.0	中央構造線の一部による地震		6,101	30	0.5	84	1.4	鳥取県西部地震		6,101	0	0.0	0	0.0	第2鳥取地震		6,101	0	0.0	0	0.0	松江南方地震		6,101	0	0.0	0	0.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">断層名</th> <th colspan="10">建物被害[棟]</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">全建物数</th> <th colspan="5">全壊</th> <th colspan="4">半壊</th> </tr> <tr> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>火災(冬)</th> <th>合計</th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①山崎断層帯</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>②那岐山断層帯</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③中央構造線断層帯</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>④長者ヶ原-芳井断層</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>44</td> <td>0</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>⑤倉吉南方の推定断層</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑥大立・田代峠-布江断層</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦鳥取県西部地震</td> <td>4,155</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注. 液状化の半壊は大規模半壊と半壊の合計値を記載</p> <p>出典：断層型地震被害想定(詳細版)ー想定結果編ー(令和8年3月 岡山県危機管理課)</p>										断層名	建物被害[棟]										全建物数	全壊					半壊				揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災(冬)	合計	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	合計	①山崎断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	②那岐山断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	③中央構造線断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	2	0	2	④長者ヶ原-芳井断層	4,155	0	14	0	0	14	4	44	0	48	⑤倉吉南方の推定断層	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑥大立・田代峠-布江断層	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑦鳥取県西部地震	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)																																																																																																																																																																
大原断層地震		6,101	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
中央構造線の一部による地震		6,101	30	0.5	84	1.4																																																																																																																																																																
鳥取県西部地震		6,101	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
第2鳥取地震		6,101	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
松江南方地震		6,101	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
断層名	建物被害[棟]																																																																																																																																																																					
	全建物数	全壊					半壊																																																																																																																																																															
		揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災(冬)	合計	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	合計																																																																																																																																																												
①山崎断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																												
②那岐山断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																												
③中央構造線断層帯	4,155	0	0	0	0	0	0	2	0	2																																																																																																																																																												
④長者ヶ原-芳井断層	4,155	0	14	0	0	14	4	44	0	48																																																																																																																																																												
⑤倉吉南方の推定断層	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																												
⑥大立・田代峠-布江断層	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																												
⑦鳥取県西部地震	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																												
(2) RC造建物被害																岡山県地域防災計画の改定による修正	削除																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>被害ケース</th> <th>全棟数</th> <th>大破棟数</th> <th>大破率(%)</th> <th>中破棟数</th> <th>中破率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原断層地震</td> <td></td> <td>103</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>中央構造線の一部による地震</td> <td></td> <td>103</td> <td>4</td> <td>3.8</td> <td>1</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部地震</td> <td></td> <td>103</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>第2鳥取地震</td> <td></td> <td>103</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>松江南方地震</td> <td></td> <td>103</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岡山県ホームページ資料</p>						地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	大原断層地震		103	0	0.0	0	0.0	中央構造線の一部による地震		103	4	3.8	1	1.3	鳥取県西部地震		103	0	0.0	0	0.0	第2鳥取地震		103	0	0.0	0	0.0	松江南方地震		103	0	0.0	0	0.0																																																																																																																							
地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)																																																																																																																																																																
大原断層地震		103	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
中央構造線の一部による地震		103	4	3.8	1	1.3																																																																																																																																																																
鳥取県西部地震		103	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
第2鳥取地震		103	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
松江南方地震		103	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																
(3) S造建物被害																岡山県地域防災計画の改定による修正	削除																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>被害ケース</th> <th>全棟数</th> <th>大破棟数</th> <th>大破率(%)</th> <th>中破棟数</th> <th>中破率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原断層地震</td> <td></td> <td>1,227</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>						地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)	大原断層地震		1,227	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																			
地震	被害ケース	全棟数	大破棟数	大破率(%)	中破棟数	中破率(%)																																																																																																																																																																
大原断層地震		1,227	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																

現行計画						改訂案						改訂理由		改訂事項														
中央構造線の一部による地震		1,227	8	0.7	11	0.9																						
鳥取県西部地震		1,227	0	0.0	0	0.0																						
第2鳥取地震		1,227	0	0.0	0	0.0																						
松江南方地震		1,227	0	0.0	0	0.0																						
出典：岡山県ホームページ資料																												
(4) 火災被害																												
地震	被害ケース	建物棟数	ケースA				ケースB				ケースC				改訂理由		改訂事項											
			炎上出火数	延焼出火数	焼失棟数	焼失率(%)	炎上出火数	延焼出火数	焼失棟数	焼失率(%)	炎上出火数	延焼出火数	焼失棟数	焼失率(%)														
大原断層地震		7,431	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	岡山県地域防災計画の改定による修正		削除											
中央構造線の一部による地震		7,431	1	0	1	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0														
鳥取県西部地震		7,431	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0														
第2鳥取地震		7,431	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0														
松江南方地震		7,431	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0														
<p>ケースA：季節：冬、時間帯17～19時、風速：8メートル毎秒 ケースB：季節：夏、時間帯13～16時、風速：3メートル毎秒 ケースC：季節：冬、時間帯5～6時、風速：3メートル毎秒</p> <p style="text-align: right;">出典：岡山県ホームページ資料</p>																												
(5) 人的被害																												
地震	被害ケース	ケースA				ケースB				ケースC				改訂理由		改訂事項												
		死者数	負傷者数	被災世帯	被災人口	死者数	負傷者数	被災世帯	被災人口	死者数	負傷者数	被災世帯	被災人口															
		<p>(2) 人的被害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断層名</th> <th colspan="2">人的被害 [人]</th> <th rowspan="2">自立</th> <th rowspan="2">災害</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>												断層名	人的被害 [人]		自立	災害	死者	負傷者						岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正		変更
断層名	人的被害 [人]		自立	災害																								
	死者	負傷者																										

現行計画													改訂案													改訂理由	改訂事項
大原断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
中央構造線の 一部による地震	1	47	24	77	0	26	24	77	1	53	24	77															
鳥取県西部地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
第2鳥取地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
松江南方地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
出典：岡山県ホームページ資料																											
													①山崎断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													②那岐山断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													③中央構造線断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													④長者ヶ原-芳井断層	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3			
													⑤倉吉南方の推定断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													⑥大立・田代峠-布江断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													⑦鳥取県西部地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
													注. 被害の最も大きい夏・昼の値を記載 出典：断層型地震被害想定（詳細版）-想定結果編-（令和8年3月 岡山県危機管理課）														
													<u>(3) ライフライン被害</u>														
													<u>断層名</u>				<u>区分</u>	<u>当日</u>	<u>1日後</u>	<u>1週間後</u>	<u>1ヶ月後</u>						
													③中央構造線断層帯	<u>上水道 (人)</u>	<u>人口</u>	<u>断水人口</u>	0	0	0	0							
															10894	<u>断水率</u>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
														<u>下水道 (人)</u>	<u>処理人口</u>	<u>支障人口</u>	0	3	0	0							
															7601	<u>支障率</u>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
														<u>電力 (軒)</u>	<u>電灯軒数</u>	<u>停電軒数</u>	0	0	0	0							
															8541	<u>停電率</u>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%							
													④長者ヶ原-芳井断層	<u>上水道 (人)</u>	<u>人口</u>	<u>断水人口</u>	132	132	0	0							
															10894	<u>断水率</u>	(1.2%)	(1.2%)	0.0%	0.0%							
														<u>下水道 (人)</u>	<u>処理人口</u>	<u>支障人口</u>	1,337	21	0	0							
															7601	<u>支障率</u>	(17.6%)	0.3%	0.0%	0.0%							
														<u>電力 (軒)</u>	<u>電灯軒数</u>	<u>停電軒数</u>	1,502	0	0	0							
															8541	<u>停電率</u>	(17.6%)	0.0%	0.0%	0.0%							
													注1. 電力は冬・夕の値を記載 ※四捨五入の関係で合計は合わない場合がある 注2. 山崎断層帯、那岐山断層帯、倉吉南方の推定断層、大立・田代峠-布江断層、鳥取県西部地震はライフラインの被害はないと想定されているため、記載を省略した 出典：断層型地震被害想定（詳細版）-想定結果編-（令和8年3月 岡山県危機管理課）														
													<u>(4) 避難者数等</u>														
													<u>断層名</u>	<u>避難者数 [人]</u>						<u>帰宅</u>							
													岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正													追加	

現行計画	改訂案										改訂理由	改訂事項	
	1日後			1週間後			1ヶ月後			困難者数 [人]			
	避難所避難者数	避難所外避難者数	避難者数合計	避難所避難者数	避難所外避難者数	避難者数合計	避難所避難者数	避難所外避難者数	避難者数合計				
①山崎断層帯※	1	0	1	1	1	2	0	1	1	0			
②那岐山断層帯※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
③中央構造線断層帯※	2	1	3	2	2	3	1	2	3	778			
④長者ヶ原－芳井断層	59	39	98	49	49	98	29	67	96	778			
⑤倉吉南方の推定断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
⑥大立・田代峠－布江断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
⑦鳥取県西部地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
注. 被害の最も大きい正月・夕の値を記載 ※四捨五入の関係で合計は合わない場合がある													
出典：断層型地震被害想定（詳細版）－想定結果編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）													

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
------	-----	------	------

第8節 南海トラフの巨大地震の被害想定

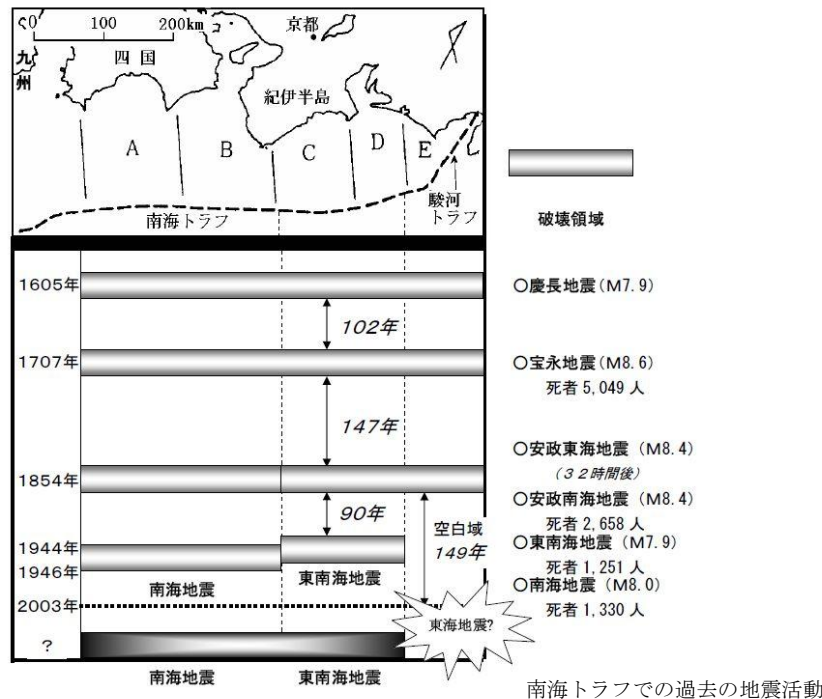
第1 南海トラフを震源とする地震
(略)

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいふべき大きな人的・経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について (平成24年度)

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきた。国の研究機関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70%～80%とされており、その発生が危惧される場所である。



出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月

第8節 南海トラフの巨大地震の被害想定

第1 南海トラフを震源とする地震
(略)

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が令和7年3月31日に公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいふべき大きな人的・経済的被害を受けることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について (令和7年度)

南海トラフを震源とする地震は、岡山県でも約100～150年の間隔で発生しており、近年では、昭和南海地震(1946年)がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから80年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきた。国の地震調査研究推進本部による地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価では、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、20%～50% (BPTモデル)、60%～90%程度以上 (すべり量依存BPTモデル) ※とされており、その発生が危惧される場所である。

※ 令和7年9月26日に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」により更新

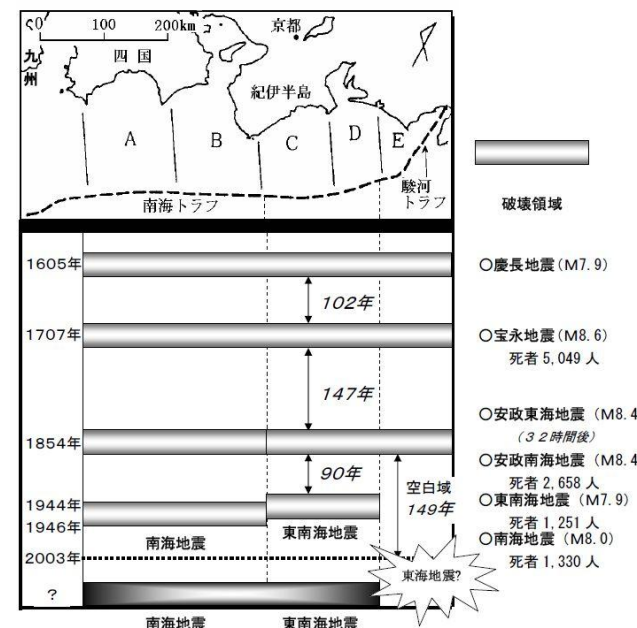


図 南海トラフでの過去の地震活動

出典：南海トラフ巨大地震被害想定(詳細版)ー津波・地震動編ー(令和8年3月 岡山県危機管理課)

岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正

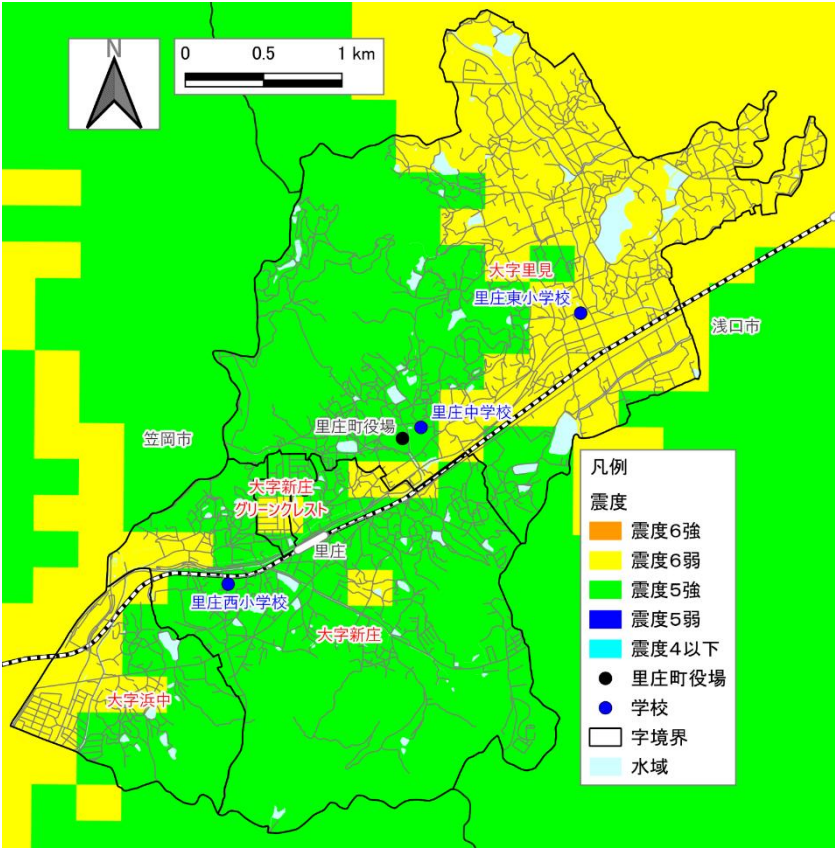
岡山県地域防災計画の改定による修正

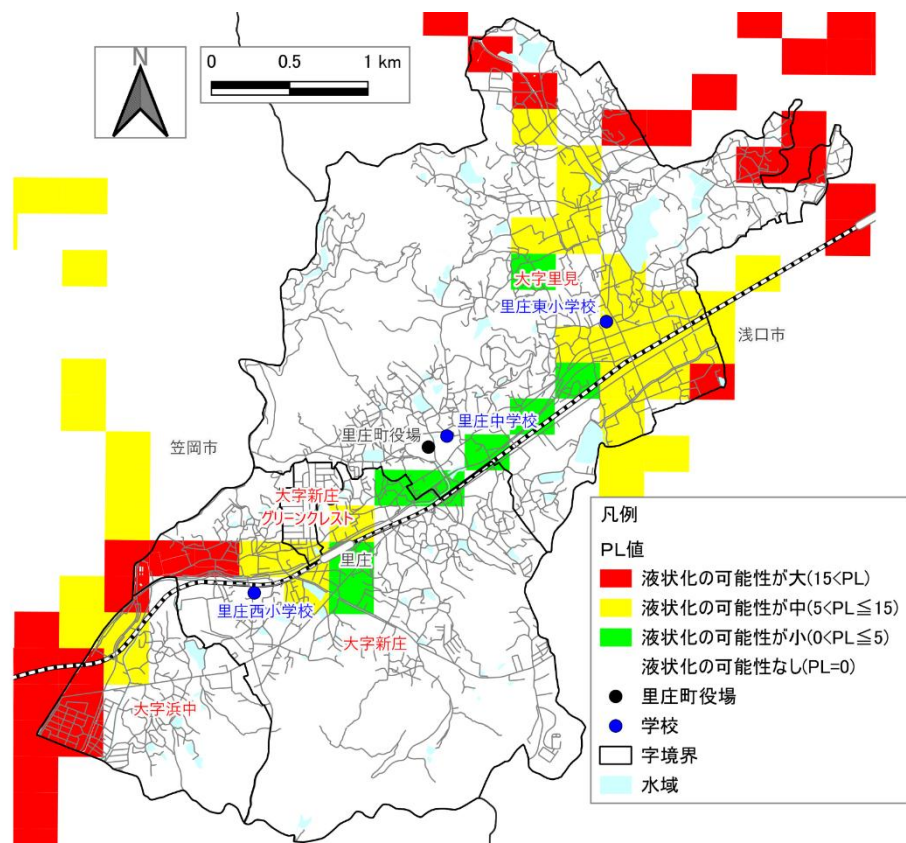
岡山県地域防災計画の改定による修正

岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正

変更

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項																		
<p>岡山県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。</p> <p>しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 前提条件</p> <p>火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。</p> <p>このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。</p>		<p>岡山県において推定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料である。地震・津波対策の岡山県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行っている。令和7年度には、平成24年度から平成25年度にかけて推計した被害想定について、最新のデータ等を活用して見直しを行った。</p> <p>なお、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 前提条件</p> <p>火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が、風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。</p> <p>このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。</p>		岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正																			
<p>前提条件による想定される被害の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シーン設定</th> <th>想定される被害の特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①冬 深夜</td> <td>・自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</td> </tr> <tr> <td>②夏 昼12時</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③冬 夕18時</td> <td>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）</p>		シーン設定	想定される被害の特徴	①冬 深夜	・自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。	②夏 昼12時	(略)	③冬 夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 (略)	<p>想定する季節、時間帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シーン設定</th> <th>想定される被害の特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①冬・深夜</td> <td>・多くが自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</td> </tr> <tr> <td>②夏・昼</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③冬・夕</td> <td>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>④正月・夕</td> <td>・年末年始の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－手法編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p>		シーン設定	想定される被害の特徴	①冬・深夜	・多くが自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。	②夏・昼	(略)	③冬・夕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 (略)	④正月・夕	・年末年始の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
シーン設定	想定される被害の特徴																						
①冬 深夜	・自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。																						
②夏 昼12時	(略)																						
③冬 夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 (略)																						
シーン設定	想定される被害の特徴																						
①冬・深夜	・多くが自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。																						
②夏・昼	(略)																						
③冬・夕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 (略)																						
④正月・夕	・年末年始の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。																						

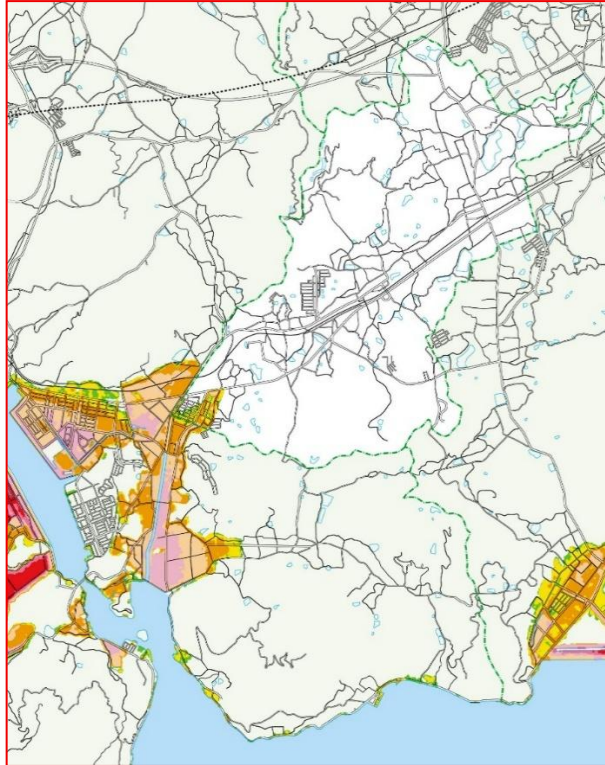
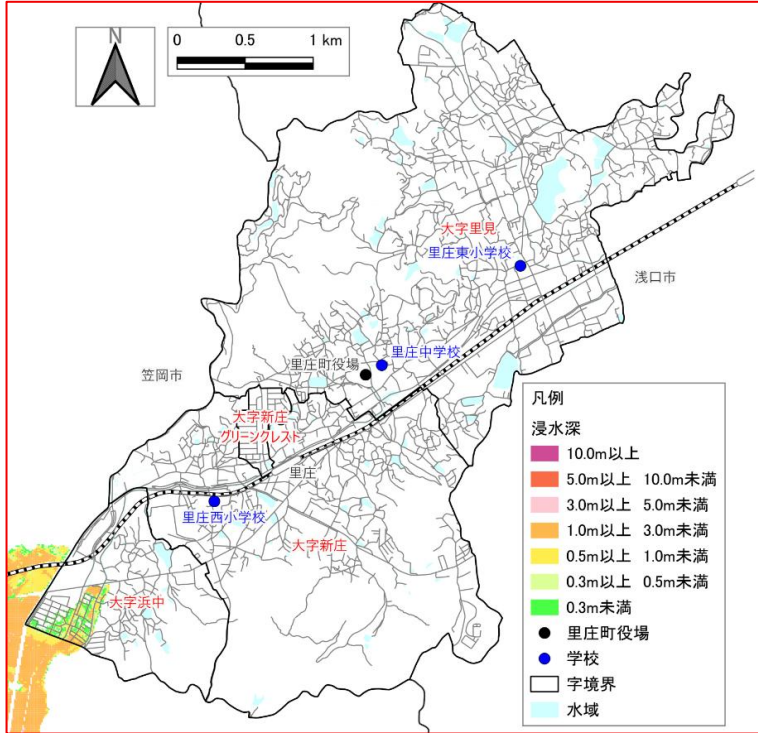
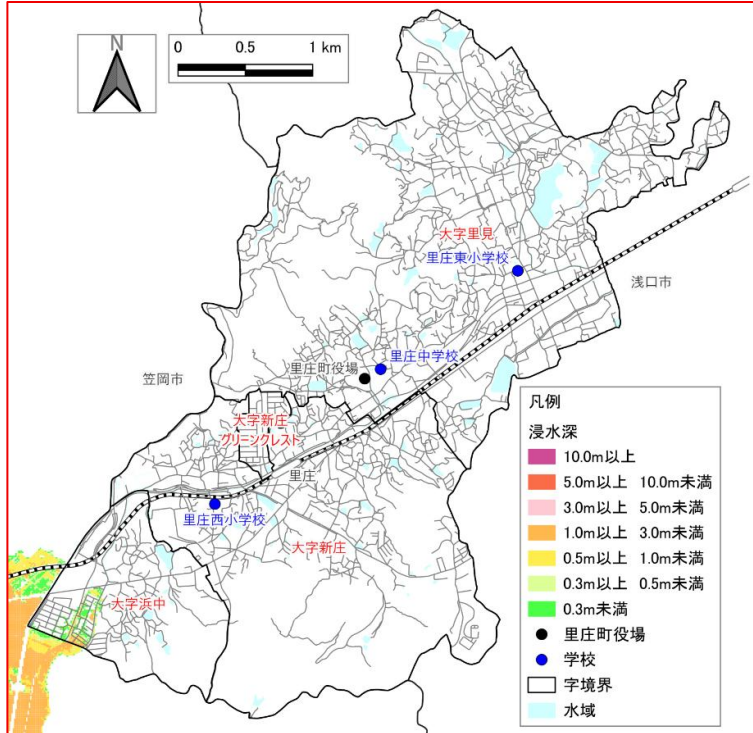
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																
<p>第2 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化</p> <p>1 地震による被害 (略)</p>	<p>第2 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化</p> <p>1 地震による被害 (略)</p>																		
<p>里庄町の計測震度</p> <table border="1" data-bbox="77 436 1187 525"> <thead> <tr> <th>最大震度</th> <th>最小震度</th> <th>平均</th> <th>平均+標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.67</td> <td>5.18</td> <td>5.36</td> <td>5.52</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月</p>	最大震度	最小震度	平均	平均+標準偏差	5.67	5.18	5.36	5.52	<p>里庄町の震度等</p> <table border="1" data-bbox="1210 436 2318 525"> <thead> <tr> <th>最大震度</th> <th>最小震度</th> <th>平均</th> <th>平均+標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.79</td> <td>5.18</td> <td>5.39</td> <td>5.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計測震度は小数第1位までで表す値であるが、ここでは標準偏差等も示しているため、小数第2位まで示している。</p> <p>出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p>	最大震度	最小震度	平均	平均+標準偏差	5.79	5.18	5.39	5.57	<p>岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正</p>	<p>変更</p>
最大震度	最小震度	平均	平均+標準偏差																
5.67	5.18	5.36	5.52																
最大震度	最小震度	平均	平均+標準偏差																
5.79	5.18	5.39	5.57																
<p>(略)</p>	<p>里庄町の震度分布図</p>  <p>資料：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正</p>	<p>追加</p>																

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>3 液状化による被害 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>3 液状化による被害 (略)</p> <p><u>里庄町の液状化分布図</u></p>  <p>資料：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正</p>	
<p>第3 津波浸水想定</p> <p>1 地震後、<u>全堤防等が破壊された</u>場合（パターン1）</p> <p>(1) 堤防等の条件設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 設定潮位は、平成19年～平成23年までの過去5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。 	<p>第3 津波浸水想定</p> <p>1 地震動により堤防が<u>機能しなくなる</u>場合（パターン1）</p> <p>(1) 堤防等の条件設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門等は、<u>十分な耐震性等を有するものを除き</u>、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 堤防は、<u>十分な耐震性等を有するものを除き</u>、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 設定潮位は、平成30年～令和4年までの過去5年間の朔望平均満潮位であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。 	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>(2) 推計結果 ア 津波高</p>	<p>(2) 推計結果 ア 津波高</p>		<p>変更</p>

現行計画			改訂案				改訂理由	改訂事項
関係市	最大津波高(m)	場所	市区	津波高の最高値		(参考) 平均値	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	
岡山市(中区)	1.8	新築港付近	岡山市	津波高(m)	同該当箇所	津波高(m)		
岡山市(東区)	2.5	正儀付近	笠岡市	3.49	神島(寺間)付近	2.97		
岡山市(南区)	2.6	小串付近	浅口市	2.93	寄島町(笠岡市境)付近	2.90		
倉敷市	3.2	下津井付近	倉敷市	3.24	水島川崎通付近	2.97		
玉野市	2.8	渋川四丁目付近	玉野市	3.13	大藪付近	2.83		
笠岡市	3.2	鋼管町付近	岡山市中区	2.06	新築港付近	2.01		
備前市	2.9	鹿久居島付近	岡山市東区	2.80	正儀付近	2.31		
瀬戸内市	2.8	呂久町福谷付近	岡山市南区	3.09	小串付近	2.15		
浅口市	2.8	寄島町付近	瀬戸内市	3.43	呂久町尻海(玉津港)付近	2.59		
※津波高= 設定潮位(朔望平均満潮位) + 津波の高さ 出典: 岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月			岡山県	3.49	笠岡市神島(寺間)付近	2.70		
			※津波高=津波水位[T.P.m] + 地盤変動量(沈降量) 出典: 南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版) - 津波・地震動編 - (令和8年3月 岡山県危機管理課)					
イ 市町村毎の浸水面積 (ha)							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	
関係市	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上		
岡山市北区	60	20	*	-	-	-		
岡山市中区	1,160	1,070	740	230	-	-		
岡山市東区	3,210	2,980	2,270	1,140	*	-		
岡山市南区	6,390	5,920	3,990	1,590	*	-		
倉敷市	3,420	2,840	1,570	350	*	-		
玉野市	1,080	960	690	430	*	-		
笠岡市	1,830	1,720	1,600	1,380	1,020	*		
備前市	180	140	60	*	-	-		
瀬戸内市	1,090	840	640	520	70	-		
浅口市	290	240	140	30	*	-		
里庄町	10	*	*	*	-	-		
県合計	18,710	16,750	11,700	5,680	1,090	*		
※ 「-」: 浸水なし、「*」: 10ヘクタール未満 ※ 四捨五入の関係で合計は一致しない。 出典: 岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	
イ 市町村毎の浸水面積 (ha) (浸水深毎)								
市区町名	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上		
岡山市	1,650	1,510	1,200	790	*	-		
里庄町	10	*	*	*	-	-		
浅口市	270	220	90	10	-	-		
倉敷市	4,200	3,630	2,330	560	*	*		
玉野市	1,050	920	630	360	*	*		
岡山市北区	50	20	*	-	-	-		
岡山市中区	730	690	380	*	-	-		
岡山市東区	2,970	2,760	2,110	1,120	*	-		
岡山市南区	5,600	5,120	3,360	1,200	*	-		
瀬戸内市	310	210	110	40	*	-		
備前市	210	170	80	*	-	-		
県合計	17,060	15,250	10,300	4,090	*	*		
※ 「-」: 浸水なし、「*」: 10ヘクタール未満、10以上~15未満を10、15以上~24未満を20と表示(以下同様の四捨五入)をしている。 ※ 河川内や湖沼内を除いた陸域部の浸水面積。 ※ 四捨五入の関係で合計の面積と合わないことがある。 出典: 南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版) - 津波・地震動編 - (令和8年3月 岡山県危機管理課)								
2 地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合(パターン2)(略)	2 津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合(パターン2)(略)				岡山県地域防災計画の改定による修正		変更	
(2) 推計結果 ア 津波高	(2) 推計結果 ア 津波高						変更	

現行計画			改訂案				改訂理由	改訂事項
<u>関係市</u>	最大津波高(m)	場所	<u>市区</u>	津波高の最高値	(参考) 平均値	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正		
岡山市(中区)	2.4	新築港付近	笠岡市	3.54	カブト西町付近			3.01
岡山市(東区)	2.8	正儀付近	浅口市	2.96	寄島町(寄島漁港)付近			2.92
岡山市(南区)	2.6	小串付近	倉敷市	3.40	児島下の町付近			3.01
倉敷市	3.2	水島川崎通一丁目付近	玉野市	3.20	胸上付近			2.84
玉野市	2.9	田井六丁目付近	岡山市中区	2.56	江並付近			2.48
笠岡市	3.4	鋼管町付近	岡山市東区	3.00	正儀付近			2.51
備前市	3.0	鹿久居島付近	岡山市南区	3.11	小串付近			2.60
瀬戸内市	3.0	邑久町尻海付近	瀬戸内市	3.41	牛窓町牛窓(師楽港)付近			2.60
浅口市	2.8	寄島町付近	備前市	3.02	日生町日生(東備港)付近			2.40
※津波高= 設定潮位(朔望平均満潮位) + 津波の高さ 出典: 岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月			<u>岡山県</u>	3.54	笠岡市カブト西町付近	2.76		
津波高が、パターン1よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。 また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン1では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。 里庄町においては、パターン2では、被害は想定されていない。			※津波高=津波水位[T.P.m] + 地盤変動量(沈降量) 出典: 南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版) - 津波・地震動編 - (令和8年3月 岡山県危機管理課)				岡山県地域防災計画の改定による修正	削除
イ 市町村毎の浸水面積 (ha)			イ 市町村毎の浸水面積				岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
<u>関係市</u>	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上	<u>市区町名</u>	浸水面積 (ha) (浸水深毎)
岡山市北区	—	—	—	—	—	—	笠岡市	510
岡山市中区	*	*	*	*	—	—	里庄町	*
岡山市東区	970	920	700	20	*	—	浅口市	*
岡山市南区	350	110	*	*	*	—	倉敷市	1,080
倉敷市	310	140	20	*	—	—	玉野市	310
玉野市	230	140	30	*	*	—	岡山市北区	—
笠岡市	90	50	20	10	—	—	岡山市中区	*
備前市	130	100	30	*	—	—	岡山市東区	880
瀬戸内市	460	380	240	40	—	—	岡山市南区	60
浅口市	20	*	*	*	—	—	瀬戸内市	220
里庄町	—	—	—	—	—	—	備前市	170
県合計	2,540	1,850	1,060	90	*	—	県合計	3,240
※ 「—」: 浸水なし、「*」: 10ヘクタール未満 ※ 四捨五入の関係で合計は一致しない。 出典: 岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月			※ 河川内や湖沼内を除いた陸域部の浸水面積。 ※ 四捨五入の関係で合計の面積と合わないことがある。 出典: 南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版) - 津波・地震動編 - (令和8年3月 岡山県危機管理課)				岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
3 海面変動影響時間 (1) 主な地点の津波による海面変動影響開始時間			3 海面変動影響時間 (1) 主な地点の津波による海面変動影響開始時間 <u>(パターン2)</u>			岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
市名	場所	到達時間(分)	市	海面変動影響開始時間(分)	代表地点		
岡山市	<u>児島湖縮切堤防</u>	<u>170</u>	笠岡市	<u>203</u>	笠岡港		
倉敷市	<u>下津井漁港</u>	147	笠岡市 <u>(島嶼部)</u>	238	金風呂漁港		
玉野市	山田港	138	浅口市	<u>184</u>	寄島漁港		
笠岡市	笠岡港	<u>202</u>	倉敷市	147	<u>下津井港</u>		
笠岡市	金風呂漁港 <u>(島しょ部)</u>	238	玉野市	138	山田港		
備前市	寒河港	129	岡山市	<u>164</u>	<u>児島湾縮切堤防</u>		
備前市	大多府漁港 <u>(島しょ部)</u>	<u>116</u>	瀬戸内市	<u>121</u>	<u>錦海岸</u>		
瀬戸内市	<u>錦海塩田</u>	<u>118</u>	備前市	129	寒河港		
浅口市	寄島漁港	<u>252</u>	備前市 <u>(島嶼部)</u>	<u>117</u>	大多府漁港		
※海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から+20cmの水位変動が生じる時点をいう。 ※時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。 出典： <u>岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月</u>			※ <u>海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面水位から+20cmの水位変動が生じる時点</u> をいう。 ※ <u>パターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）では、堤内地への浸水により海域の水位上昇が遅くなる傾向があるため、パターン2（津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合）を対象としている。</u> ※ <u>地点によって複数ケースの計算を行っているため、最短となる時間を示す。</u> 時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難する。 出典： <u>南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）</u>				

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																
<p>(2) 津波浸水想定図</p>  <table border="1" data-bbox="866 344 1190 993"> <caption>浸水深区分</caption> <tr><td>10m以上</td><td>20m未満</td></tr> <tr><td>5m以上</td><td>10m未満</td></tr> <tr><td>4m以上</td><td>5m未満</td></tr> <tr><td>3m以上</td><td>4m未満</td></tr> <tr><td>2m以上</td><td>3m未満</td></tr> <tr><td>1m以上</td><td>2m未満</td></tr> <tr><td>0.3m以上</td><td>1.0m未満</td></tr> <tr><td>0.01m以上</td><td>0.3m未満</td></tr> </table> <p>参考：岡山県津波浸水想定</p>	10m以上	20m未満	5m以上	10m未満	4m以上	5m未満	3m以上	4m未満	2m以上	3m未満	1m以上	2m未満	0.3m以上	1.0m未満	0.01m以上	0.3m未満	<p>(2) 津波浸水想定図</p> <p><u>パターン1</u></p>  <p>凡例 浸水深 10.0m以上 5.0m以上 10.0m未満 3.0m以上 5.0m未満 1.0m以上 3.0m未満 0.5m以上 1.0m未満 0.3m以上 0.5m未満 0.3m未満 ● 里庄町役場 ● 学校 □ 字境界 水域</p>	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
10m以上	20m未満																		
5m以上	10m未満																		
4m以上	5m未満																		
3m以上	4m未満																		
2m以上	3m未満																		
1m以上	2m未満																		
0.3m以上	1.0m未満																		
0.01m以上	0.3m未満																		
	<p><u>パターン2</u></p>  <p>凡例 浸水深 10.0m以上 5.0m以上 10.0m未満 3.0m以上 5.0m未満 1.0m以上 3.0m未満 0.5m以上 1.0m未満 0.3m以上 0.5m未満 0.3m未満 ● 里庄町役場 ● 学校 □ 字境界 水域</p> <p>資料：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（令和8年3月 岡山県危機管理課）</p>	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	追加																

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																																																																						
<p>第4 人的・物的被害想定結果</p> <p>1 県全体</p> <p>県全域における人的・物的被害の想定結果は、次のとおり。</p>	<p>第4 人的・物的被害想定結果</p> <p>1 県全体</p> <p>県全域における人的・物的被害の想定結果は、次のとおり。</p>		削除																																																																						
<p>(1) 建物被害 <u>(被害が最大となるもの：①冬・18時)</u></p> <table border="1" data-bbox="77 436 1190 785"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物被害</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>全壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揺れによる全壊</td> <td>4,690</td> </tr> <tr> <td>液状化による全壊</td> <td>1,036</td> </tr> <tr> <td>津波による全壊</td> <td>8,817(318)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による全壊</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>地震火災による消失</td> <td>3,901(3,911)</td> </tr> <tr> <td>合計(棟)</td> <td>18,665</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の数字はパターン2のもの 出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月</p>	建物被害		項目	全壊	揺れによる全壊	4,690	液状化による全壊	1,036	津波による全壊	8,817(318)	急傾斜地崩壊による全壊	221	地震火災による消失	3,901(3,911)	合計(棟)	18,665	<p>(1) 建物被害</p> <table border="1" data-bbox="1237 436 2306 749"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th rowspan="3">全建物数</th> <th colspan="9">建物被害 [棟]</th> </tr> <tr> <th colspan="5">全壊</th> <th colspan="4">半壊</th> </tr> <tr> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>津波</th> <th>火災(冬・夕)</th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物被害</td> <td>735,182</td> <td>3,240</td> <td>2,644</td> <td>172</td> <td>9,470</td> <td>6,236</td> <td>30,947</td> <td>10,176</td> <td>376</td> <td>66,888</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 液状化の半壊は大規模半壊と半壊の合計値を記載 注2. 津波はパターン1 (地震動により堤防等が機能しなくなる場合)、火災はパターン2 (津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合) のは冬・夕の値。各最大の値を記載した。 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版)ー津波・地震動編ー(令和8年3月岡山県危機管理課)</p>	項目	全建物数	建物被害 [棟]									全壊					半壊				揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波	火災(冬・夕)	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波	建物被害	735,182	3,240	2,644	172	9,470	6,236	30,947	10,176	376	66,888	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更														
建物被害																																																																									
項目	全壊																																																																								
揺れによる全壊	4,690																																																																								
液状化による全壊	1,036																																																																								
津波による全壊	8,817(318)																																																																								
急傾斜地崩壊による全壊	221																																																																								
地震火災による消失	3,901(3,911)																																																																								
合計(棟)	18,665																																																																								
項目	全建物数	建物被害 [棟]																																																																							
		全壊					半壊																																																																		
		揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波	火災(冬・夕)	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波																																																															
建物被害	735,182	3,240	2,644	172	9,470	6,236	30,947	10,176	376	66,888																																																															
<p>(2) 人的被害 <u>(被害が最大となるもの：①冬・深夜)</u></p> <table border="1" data-bbox="77 1062 1190 1411"> <thead> <tr> <th colspan="3">人的被害</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>死者</th> <th>負傷者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物倒壊による</td> <td>305</td> <td>7,534</td> </tr> <tr> <td>津波による</td> <td>2,786(40)</td> <td>4,184(73)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>地震火災による</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物等による</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>3,111</td> <td>11,745</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の数字はパターン2のもの 出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月</p>	人的被害			項目	死者	負傷者	建物倒壊による	305	7,534	津波による	2,786(40)	4,184(73)	急傾斜地崩壊による	20	25	地震火災による	0	2	屋外落下物等による	0	0	合計(人)	3,111	11,745	<p>(2) 人的被害</p> <table border="1" data-bbox="1243 1062 2282 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th colspan="10">人的被害 [人]</th> <th rowspan="3">自力脱出困難者 [人]</th> <th rowspan="3">災害関連死者 [人]</th> </tr> <tr> <th colspan="5">死者</th> <th colspan="5">負傷者</th> </tr> <tr> <th>建物倒壊</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>津波</th> <th>火災</th> <th>屋外落下物等</th> <th>建物倒壊</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>津波</th> <th>火災</th> <th>屋外落下物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>177</td> <td>16</td> <td>3,585</td> <td>325</td> <td>20</td> <td>7,022</td> <td>20</td> <td>358</td> <td>261</td> <td>679</td> <td>1,263</td> <td>1,247</td> </tr> </tbody> </table> <p>注. 各最大の値を記載した。津波はパターン1 (地震動により堤防等が機能しなくなる場合)、火災はパターン2 (津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合)、死者の建物倒壊・急傾斜地崩壊・津波は冬・深夜、火災・屋外落下物等は正月・夕、負傷者の建物倒壊・津波は夏・昼、急傾斜地崩壊は冬・深夜、火災・屋外落下物は正月・夕、自力脱出困難者夏・昼、災害関連死者は正月・夕の値を記載 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定(詳細版)ー津波・地震動編ー(令和8年3月岡山県危機管理課)</p>	項目	人的被害 [人]										自力脱出困難者 [人]	災害関連死者 [人]	死者					負傷者					建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	屋外落下物等	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	屋外落下物等	人的被害	177	16	3,585	325	20	7,022	20	358	261	679	1,263	1,247	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
人的被害																																																																									
項目	死者	負傷者																																																																							
建物倒壊による	305	7,534																																																																							
津波による	2,786(40)	4,184(73)																																																																							
急傾斜地崩壊による	20	25																																																																							
地震火災による	0	2																																																																							
屋外落下物等による	0	0																																																																							
合計(人)	3,111	11,745																																																																							
項目	人的被害 [人]										自力脱出困難者 [人]	災害関連死者 [人]																																																													
	死者					負傷者																																																																			
	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	屋外落下物等	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	屋外落下物等																																																															
人的被害	177	16	3,585	325	20	7,022	20	358	261	679	1,263	1,247																																																													

現行計画							改訂案							改訂理由	改訂事項				
(3) ライフライン被害 (千人)							(3) ライフライン被害 (千人)							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更				
	全体	区分	被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後		全体	区分	当日	1日後	1週間後	1ヶ月後						
上水道 (人)	給水人口 1,945	断水人口	933 48%	525 27%	283 15%	14 1%	上水道 (人)	人口 1,837	断水人口 断水率	705 38%	380 20%	188 10%	1.5 0.1%	岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正					
下水道 (人)	処理人口 1,193	支障人口	1,017 85%	402 34%(4%)	393(41) 33%(3%)	- -	下水道 (人)	処理人口 1,295	支障人口 支障率	1,115 86%	581(42) 45%(3%)	580(41) 45%(3%)	0 0.0%						
電力 (軒)	電灯軒数 1,163	停電軒数	906 78%	23 2%	- -	- -	電力 (軒)	電灯軒数 1,349(1,392)	停電軒数 停電率	956(999) 71%(72%)	83(48) 6%(3%)	0 0.0%	0 0.0%						
固定電話 (回線)	世帯数 444	不通回線	346 78%	8 2%	4 1%	- -	固定電話 (回線)	契約回線 186	不通回線 不通率	141 76%	4 2%	1.9 1%	0 0.0%						
都市ガス (戸)	需要家数 116	停止戸数	31 26%	29 25%	22 19%	- -	都市ガス (戸)	需要戸数 139	停止戸数 停止率	14 10%	13 9%	7 5%	0 0.0%						
※ () 内の数字はパターン2のもの ※電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。 ※固定電話の不通は停電によるものとする。 ※復旧状況は物資等の調達状況により変動する。 出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月							※ () 内の数字はパターン2のもの 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月岡山県危機管理課）												
2 里庄町の被害想定 (略)							2 里庄町の被害想定 (略)												
(1) 建物被害							(1) 建物被害							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更				
要因	建物被害	全建物数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊率 (%)	項目	全建物数 [棟]	建物被害 [棟]										
									全壊				半壊						
							揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波	火災(冬・)	合計	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	津波	合計		
							建物被害	4,155	7	22	0	3	1	33	154	70	0	179	403
出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月							注1. 液状化の半壊は大規模半壊と半壊の合計値を記載 注2. 津波はパターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）、火災は冬・夕の値。各最大の値を記載した。 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月岡山県危機管理課）												

現行計画			改訂案				改訂理由	改訂事項			
(2) 人的被害 ア 人口の現況 (人)			(2) 人的被害 ア 人口の現況 (人)								
深夜	昼12時	夕18時	冬・深夜	昼・夏	冬・夕	正月・夕					
10,916	10,672	10,770	10,894	10,309	10,547	11,153					
出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月			出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波震動編－（令和8年3月岡山県危機管理課）								
<u>イ 人的被害</u> (人)			人的被害 [人]				岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更			
	冬深夜		夏12時			冬18時			自力脱出困難者 [人] 災害関連死者 [人]		
要因	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者				死者	負傷者
建物倒壊	0	17	0	0	9	0			0	10	0
急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0			0	0	0
津波（パターン1）	0	0	0	0	0	0			0	0	0
津波（パターン2）	0	0	0	0	0	0			0	0	0
火災	0	0	0	0	0	0			0	0	0
屋外転倒・落下物	0	0	0	0	1	0			0	3	1
屋内転倒・落下物	0	6	1	0	4	1			0	4	1
出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月			注：各最大の値を記載した。津波はパターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）、負傷者の建物倒壊は夏・昼、屋外及び屋内落下物は正月・冬、自力脱出困難者および災害関連死は正月・夕の値を記載 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月岡山県危機管理課）								
<u>ウ 津波影響人口</u> (人)							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	削除			
	冬深夜	夏12時	冬18時								
津波（パターン1）	931	770	834								
津波（パターン2）	0	0	0								
出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月											
<u>エ 自力脱出困難者（建物倒壊に伴う要救助者）</u> (人)							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	削除			
冬深夜	夏12時	冬18時									
1	1	1									
出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月											

現行計画							改訂案							改訂理由	改訂事項
(3) ライフライン被害							(3) ライフライン被害							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	変更
	全体	区分	被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後		全体	区分	当日	1日後	1週間後	1ヶ月後		
上水道 (人)	給水人口 10,916	断水人口	5,998 54.9%	3,173 29.1%	1,703 15.6%	0 0.0%	上水道 (人)	人口 10,894	断水率	5,319 48.8%	2,781 25.5%	1,449 13.3%	0 0.0%		
下水道 (人)	処理人口 5,016	支障人口	5,016 100%	148 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	下水道 (人)	処理人口 7,601	支障率	7,601 100%	177 2.3%	177 2.3%	0 0.0%		
電力 (軒)	電灯軒数 6,200	停電軒数	6,200 100%	22.8 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	電力 (軒)	電灯軒数 8,530	停電率	8,530 100%	64 0.7%	0 0.0%	0 0.0%		
※パターン1とパターン2は、里庄町の場合は、同じ値を示す 出典：岡山県地震・津波被害想定調査 平成25年7月							注. 津波はパターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）、電力は夏・昼の値を記載 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）								
(4) 避難者数等							(4) 避難者数等							岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正	追加
項目	避難者数〔人〕									帰宅 困難者数 〔人〕					
	1日後			1週間後			1ヶ月後								
	避難所 避難者数	避難所 外避難者数	避難者 数合計	避難所 避難者数	避難所 外避難者数	避難者 数合計	避難所 避難者数	避難所 外避難者数	避難者 数合計						
避難者数等	769	414	1,183	607	345	952	181	423	605	837					
注. 津波はパターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）、被害の最も大きい正月・夕の値を記載。なお、四捨五入の関係で合計は合わない場合がある。 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）							注. 津波はパターン1（地震動により堤防等が機能しなくなる場合）、被害の最も大きい正月・夕の値を記載。なお、四捨五入の関係で合計は合わない場合がある。 出典：南海トラフ巨大地震・断層型地震被害想定（詳細版）－津波・地震動編－（令和8年3月 岡山県危機管理課）								

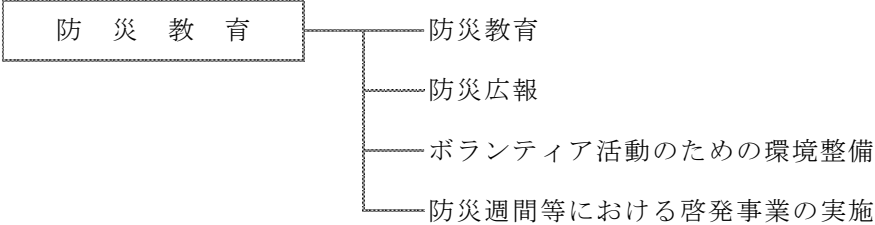
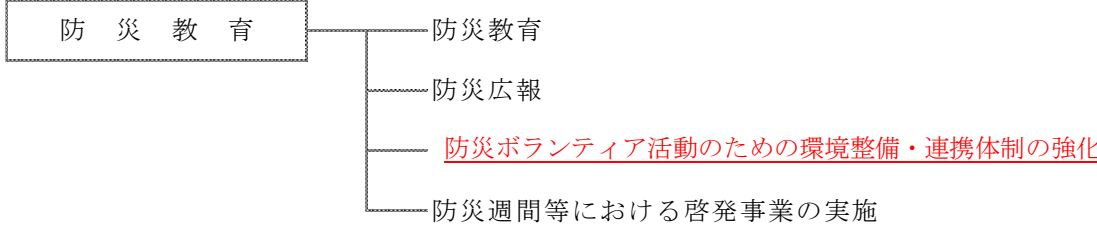
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第5 減災効果</p> <p>1 建物の耐震化の促進</p> <p>岡山県における住宅の耐震化率は平成22年度末で約73%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上(約4,000棟)軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上(約260人)軽減できる。</p> <p>住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。</p> <p>さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難経路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難経路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。</p> <p>加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、避難者数も軽減できる。</p> <p>2 家具等の転倒・落下防止対策の強化</p> <p>岡山県における家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。</p> <p>この実施率を100%にすることで、死傷者数は約30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。</p>	<p>第5 減災効果</p> <p><u>岡山県耐震改修促進計画(令和8年3月改定)によると</u>、岡山県における住宅の耐震化率は令和6年度末で約85%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数と、建物の倒壊による死者数は大幅に軽減できる。</p> <p>さらに、建物被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、避難者数も軽減できる。<u>全壊棟数が大幅に軽減されるので、直接経済被害額も軽減される。</u></p>	<p>岡山県地震被害想定結果の見直しに伴う修正</p>	<p>変更</p>
<p>第6 被害想定を活かす</p> <p>(略)</p> <p>3 初期消火に全力をあげること。</p> <p>などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。</p> <p>平常時から自らができることを確実に(自助)、地域の安全を地域のみで助け合い(共助)保持していくことが何よりも重要である。</p>	<p>第6 被害想定を活かす</p> <p>(略)</p> <p>3 初期消火に全力をあげること。</p> <p>などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。</p> <p>平時から自らができることを確実に(自助)、地域の安全を地域のみで助け合い(共助)保持していくことが何よりも重要である。</p>	<p>表現の見直し 防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第9節 地震・津波災害対策の基本的方向</p> <p>(略)</p> <p>第2 南海トラフの巨大地震</p> <p>(略)</p> <p><u>岡山県においても</u>、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和<u>21</u>年の昭和南海地震が記録されており、それから既に<u>約70</u>年が経過している。</p> <p><u>文部科学省</u>地震調査研究推進本部における長期評価では、30年以内の発生確率は、<u>南海地震が60%程度、東南海地震が70%～80%</u>とされており、<u>経年的に発生確率は高まっている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第9節 地震・津波災害対策の基本的方向</p> <p>(略)</p> <p>第2 南海トラフの巨大地震</p> <p>(略)</p> <p>これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、<u>岡山県でも被害が生じて</u>いる。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和<u>21</u>年の昭和南海地震が記録されており、それから既に<u>80</u>年が経過している。</p> <p><u>国の</u>地震調査研究推進本部における長期評価では、30年以内の発生確率は、<u>20%～50% (B P Tモデル)、60%～90%程度以上 (すべり量依存B P Tモデル)</u>とされている。<u>なお、防災対策の推進において、具体的な確率値が必要な場合は、「疑わしいときは行動せよ」等の考え方に基づいて、高い方の確率値 (60%～90%程度以上) を念頭に行動することが推奨されている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、政府地震調査研究推進本部の結果による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第10節 津波災害対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>レベル2の地震・津波 (L2) に対しては、「命を守る」ことに加え、町民等の避難を軸に、町民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビルや避難経路・避難階段の整備・確保等の避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。</p> <p>1 津波からの人命の確保</p> <p>津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、町民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、<u>災害時要援護者</u>支援等の総合的な対策を推進する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 津波災害対策の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>レベル2の地震・津波 (L2) に対しては、「命を守る」ことに加え、町民等の避難を軸に、町民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所 <u>(道路の高架区間等を避難場所等として活用する緊急避難施設や津波避難ビル等を含む)</u> や避難経路・避難階段の整備・確保等の避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。</p> <p>1 津波からの人命の確保</p> <p>津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、町民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難 <u>行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難</u> 場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、<u>要配慮者</u>支援等の総合的な対策を推進する必要がある。<u>なお、これら津波対策の推進に当たっては、デジタル技術の活用を通じて効果的な実施に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<h2>第2章 地震・津波災害予防計画</h2>	<h2>第2章 地震・津波災害予防計画</h2>		
<p>第1節 防災知識の普及啓発計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 方針</p> <p>災害発生に対しては、「自らの身は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を町民一人ひとりが持ち、<u>平常</u>時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災知識の普及啓発計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 方針</p> <p>災害発生に対しては、「自らの身は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を町民一人ひとりが持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>削除</p>
<p>第2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データを<u>分かりやすく</u>発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。</p> <p>1 実施主体</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>(5) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。</u></p>	<p>第2 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、<u>専門家の知見も活用しながら</u>、地震津波の被害想定を始め、防災に関する様々な動向や各種データを<u>わかりやすく</u>発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。</p> <p>1 共通の普及対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 町は、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 町は、災害発生時に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p><u>(6) 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

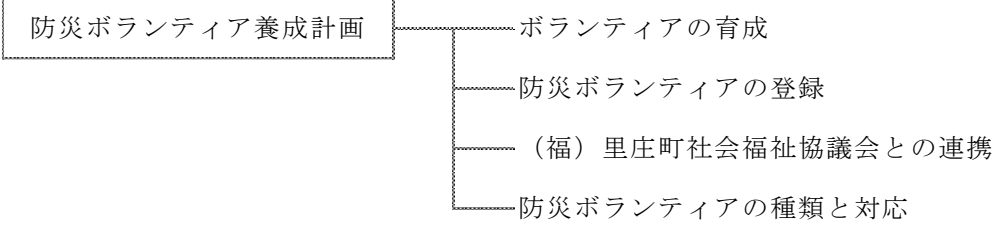
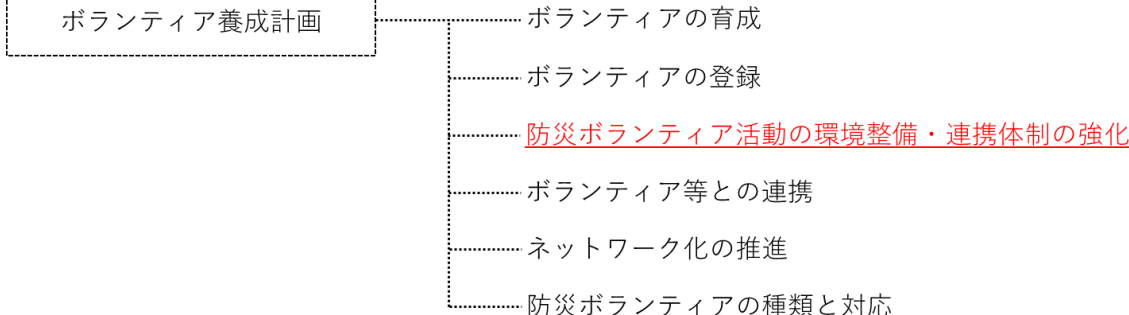
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(6) 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、災害に関する情報を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う町民の取組を支援する。</p> <p>(7) 町は、職員に対して、防災知識の習得のため、防災関係機関等の実施する研修や講演会等への参加機会の確保に努める。</p> <p>(8) 町は、商工会等の支援機関と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。</p> <p>2 家庭・地域の普及対策</p> <p>(1) 町民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所や避難所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。</p> <p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>(2) 防災知識の啓発は家族単位からはじめ、<u>自治会</u>、<u>町内会等</u>を通じて災害対応の地域連帯感を高める。</p> <p>(3) 町及び県は防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>ア 住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>エ 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物<u>(特定動物を除く)</u>への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p><u>オ</u> さまざまな条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で<u>地震発生</u>時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動</p> <p><u>カ</u> 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)</u>、避難<u>勧告</u>、<u>避難準備</u>・高齢者等避難<u>開始</u>の意味や</p>	<p><u>できる環境づくりを進めるよう</u>努める。</p> <p>(7) 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、災害に関する情報を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、<u>災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、災害教訓等の伝承を行う町民の取組</u>を支援する。</p> <p>(8) 町は、職員に対して、防災知識の習得のため、防災関係機関等の実施する研修や講演会等への参加機会の確保に努める。</p> <p>(9) 町は、商工会等の支援機関と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。</p> <p>2 家庭・地域の普及対策</p> <p>(1) 町民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所や避難所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。</p> <p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、町民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>(2) 防災知識の啓発は家族単位からはじめ、<u>分館</u>、<u>町内会</u>を通じて災害対応の地域連帯感を高める。</p> <p>(3) 町及び県は防災週間や防災関連行事<u>等</u>を通じ、次のような項目について防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>ア 住宅の耐震化、<u>耐震ブレーカーの設置</u>、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>エ 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p><u>オ</u> <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、平常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>カ</u> <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>キ</u> さまざまな条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で<u>災害</u>時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動</p> <p><u>ク</u> 警報等発表時や緊急<u>安全確保</u>、避難<u>指示</u>、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべ</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>その発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制</p> <p><u>キ</u> 初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など</p> <p>(略)</p> <p>3 事業所・職場の普及対策</p> <p>(略)</p> <p>なお、町、県及び各業界の民間団体は、こうした取組に資する情報提供等、企業への効果的な支援に努め、<u>企業のトップから一般職員に至る職員</u>の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町、国及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、<u>企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに</u>、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るため、次のような事項に関して取り組む。</p>	<p>き行動、家庭内の連絡体制</p> <p><u>ケ</u> 初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など</p> <p><u>コ</u> <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>サ</u> <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p> <p>3 事業所・職場の普及対策</p> <p>(略)</p> <p><u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>なお、町、県及び各業界の民間団体は、こうした取組に資する情報提供等、企業への効果的な支援に努め、<u>従業員</u>の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町、国及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るため、次のような事項に関して取り組む。</p>	<p>る修正、表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第2節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、<u>平常</u>時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>発</u>災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限<u>度</u>に<u>止</u>めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町、県及び防災関係機関等は各種広報媒体及び学校教育を活用し、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを<u>分</u>かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会</p>	<p>第2節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災</u>害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限に<u>留</u>めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町、県及び防災関係機関等は各種広報媒体及び学校教育を活用し、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを<u>わ</u>かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>を捉え、自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>自主防災思想の普及、徹底や町民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p><u>防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第1 防災教育</p> <p>1 町民に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、災害時の家族内での連絡体制をあらかじめ決めておくこと、警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動、NTT西日本等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法など、防災知識の普及を図る。</p> <p>(3) 防災意識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、要配慮者については、民生児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>(4) 被害の防止、軽減の観点から早期避難に対する町民の理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所、避難経路について周知徹底する。</p> <p>(5) 広報車等の巡回又はCATV、ホームページ等により、普及に努める。</p> <p>2 学校教育等における防災教育</p> <p>(略)</p>	<p>第1 防災教育</p> <p>1 町民に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、災害時の家族内での連絡体制をあらかじめ決めておくこと、警報等発表時や避難指示、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動、NTT西日本株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法など、防災知識の普及を図る。</p> <p>(3) 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>(4) 被害の防止、軽減の観点から早期避難に対する町民の理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所、避難経路について周知徹底する。</p> <p>(5) 広報車等の巡回又はCATV、戸別受信機、防災アプリ、ホームページ等により、普及に努める。</p> <p>2 学校教育等における防災教育</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>また、町は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実にも努める。</p> <p>教育機関及び民間団体等においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</p> <p>(略)</p>	<p>また、町は、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実にも努める。</p> <p>教育機関及び民間団体等においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、自主防災組織や防災士等の地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 ボランティア活動のための環境整備</p> <p>1 町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、災害発生時に(福)里庄町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より(福)里庄町社会福祉協議会、NPO、ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 ボランティア活動のための環境整備・連携体制の強化</p> <p>1 町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 町は、災害発生時に社会福祉法人里庄町社会福祉協議会(以下、里庄町社会福祉協議会という)が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時より里庄町社会福祉協議会、NPO、ボランティア等との平時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>		
<p>第1 自主防災組織の育成促進</p> <p>(略)</p> <p>町は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの育成を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 自主防災組織の育成促進</p> <p>(略)</p> <p>町は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの育成を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>削除</p>
<p>第2 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時、災害時に効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。自主防災組織の編成及び役割例は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じ、平時、災害時に効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。自主防災組織の編成及び役割例は次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>削除</p>

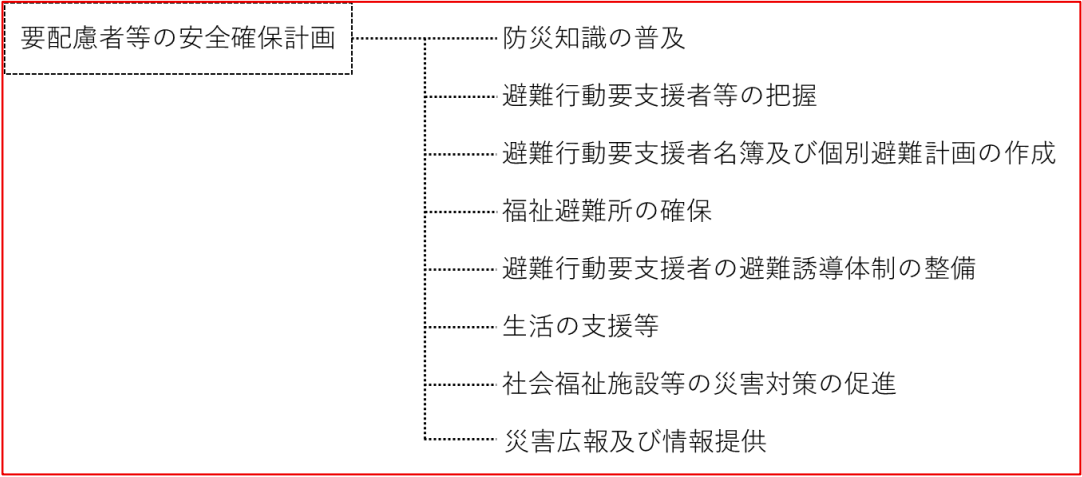
現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
2 平常時又は非常時の役割例 (1) 平常時の役割			2 平時又は非常時の役割例 (1) 平時の役割			防災対策基本法の改正による修正 表現の見直し	追加
対 策	内 容	担 当	対 策	内 容	担 当		
(略)			(略)				
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃	給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給食給水班 〃 〃		
(略)			(略)			表現の見直し	
(2) 非常時の役割			(2) 非常時の役割				
対 策	内 容	担 当	対 策	内 容	担 当		
(略)			(略)				
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班 〃 〃	給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食糧などの公平配分	給食給水班 〃 〃		
(略)			(略)				
第4 企業防災の促進 (略)			第4 企業防災の促進 (略)			表現の見直し	変更
3 企業の <u>トップから一般職員に至る職員</u> の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 (略)			3 企業の <u>従業員</u> の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 (略)				
6 <u>町地域</u> 防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。			6 <u>津波災害警戒区域や津波災害等別警戒区域内に位置し</u> 、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。			岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し	
第5 災害教訓の伝承 (略)			第5 災害教訓の伝承 (略)			防災対策基本法の改正による修正	追加
2 町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。			2 町民は、 <u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u> 、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要				

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p>性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>		
<p>第4節 防災ボランティア養成計画 (略)</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、町は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。</p>	<p>第4節 ボランティア養成計画 (略)</p> <p>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、里庄町社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>災害</u>ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め</u>、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、町は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における<u>災害</u>ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第1 ボランティアの育成</p> <p>1 ボランティア活動への期待</p> <p>災害時には、<u>平常</u>時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所や在宅の生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。</p> <p>2 ボランティアに対する研修</p> <p>災害<u>発生</u>時には、専門ボランティアは特別の技能知識を要するため人数的に限られ、また一般ボランティアについても円滑な活動のためには現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 ボランティアの育成</p> <p>1 ボランティア活動への期待</p> <p>災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容は災害発生直後に必要な人命救助や負傷者の手当から救援物資の仕分け・搬送、避難所や在宅の生活支援まで多種多様であり、また大量の人数を必要とする。</p> <p>2 ボランティアに対する研修</p> <p>災害時には、専門ボランティアは特別の技能知識を要するため人数的に限られ、また一般ボランティアについても円滑な活動のためには現場において判断し活動できるリーダーが必要となるため、特にこれらについては事前に養成しておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 災害ボランティアセンターの設置準備</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>町は、災害発生時に里庄町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平時より里庄町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、里庄町社会福祉協議会との役割分担等について、防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p>		
<p>第2 防災ボランティアの登録 平常時より福祉等のボランティアを行っている者及び上記第1における研修者を中心に、災害時の<u>防災</u>ボランティアの登録制度の検討を行う。</p>	<p>第2 ボランティアの登録 平時より福祉等のボランティアを行っている者及び上記第1における研修者を中心に、災害時の<u>災害</u>ボランティアの登録制度の検討を行う。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
	<p>第3 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 <u>町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第3 ボランティア等との連携 町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第4 ボランティア等との連携 町及び県は、<u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。</u> <u>また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。さらに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第4 ネットワーク化の推進 災害時においては、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会がボランティア現地本部を設置し、ボランティアの受入及び活動等の調整を担当することになるため、町は、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・登録を行う。 また、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>第5 ネットワーク化の推進 災害時においては、里庄町社会福祉協議会がボランティア現地本部を設置し、<u>災害</u>ボランティアの受入及び活動等の調整を担当することになるため、町は、里庄町社会福祉協議会と連携し、<u>防災</u>ボランティアの育成・登録を行う。 また、<u>登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</u> <u>さらに、里庄町社会福祉協議会、災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま/特定非営利活動法人岡山NPOセンター）等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、<u>防災</u>ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正 防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画		改訂案		改訂理由	改訂事項												
第5 防災ボランティアの種類と対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティアの種類</th> <th>今後の対応の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者</td> <td> (1) 町は、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) <u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>		ボランティアの種類	今後の対応の方向	(略)		3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、 <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略)	第6 防災ボランティアの種類と対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティアの種類</th> <th>今後の対応の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者</td> <td> (1) 町は、里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略) </td> </tr> </tbody> </table>		ボランティアの種類	今後の対応の方向	(略)		3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略)	表現の見直し	変更 削除
ボランティアの種類	今後の対応の方向																
(略)																	
3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、 <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) <u>(福)</u> 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略)																
ボランティアの種類	今後の対応の方向																
(略)																	
3 町内外から災害発生後かけつけるボランティア希望者	(1) 町は、里庄町社会福祉協議会に窓口を設ける。 (2) 里庄町社会福祉協議会は、ボランティアの中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (略)																
第5節 防災訓練計画 (略)		第5節 防災訓練計画 (略) 施策体系図 			追加												
第1 要配慮者の参加 災害時の要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の訓練への参加検討を図る。特に、 <u>自治会</u> による要配慮者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。 (略)		第1 要配慮者の参加 災害時の要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の訓練への参加検討を図る。特に、 <u>分館</u> による要配慮者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。 (略)		表現の見直し	変更												
第3 町民等による訓練の実施 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常時に有効な訓練例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 炊出し訓練</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		非常時に有効な訓練例	(略)	(6) 炊出し訓練	(略)	第3 町民等による訓練の実施 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常時に有効な訓練例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 炊<u>き</u>出し訓練</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		非常時に有効な訓練例	(略)	(6) 炊 <u>き</u> 出し訓練	(略)	表現の見直し	追加				
非常時に有効な訓練例																	
(略)																	
(6) 炊出し訓練																	
(略)																	
非常時に有効な訓練例																	
(略)																	
(6) 炊 <u>き</u> 出し訓練																	
(略)																	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第6節 防災活動施設整備及び推進計画</p> <p>(略)</p> <p>〔資機材等の整備〕 町は、国及び県等の各種補助事業を有効に活用して、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 防災活動施設整備及び推進計画</p> <p>(略)</p> <p>〔資機材等の整備〕 町は、国及び県等の各種補助事業を有効に活用して、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第7節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。</p> <p>また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。</p> <p>さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている</p> <p>要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。</p> <p>また、医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。</p> <p>また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もいるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。</p> <p>さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。。</p> <p>要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。</p> <p>また、医療・福祉との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

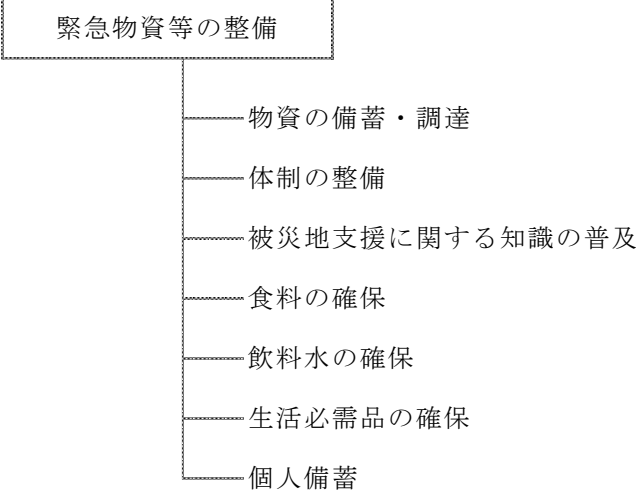
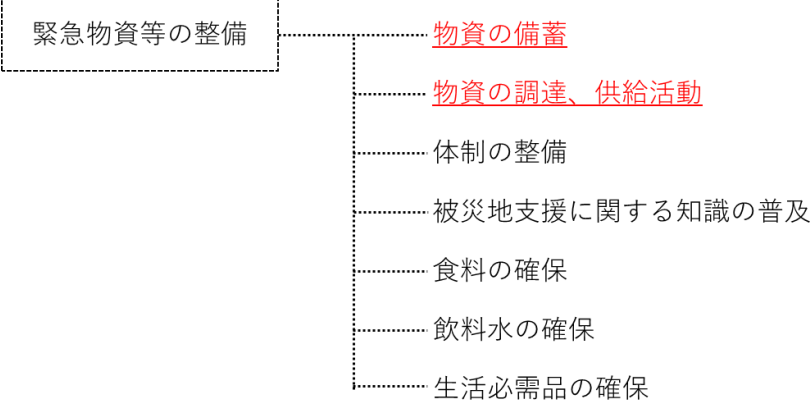
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 防災知識の普及</p> <p>町は、要配慮者に対して、避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。</p> <p>町は、要配慮者の実情を基に、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅生活等について、<u>(福)</u>里庄町社会福祉協議会と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在地等の周知について研修等を行う。その際、<u>子</u>どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 防災知識の普及</p> <p>町は、要配慮者に対して、避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。</p> <p>町は、要配慮者の実情を基に、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅生活等について、里庄町社会福祉協議会と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在地等の周知について研修等を行う。その際、<u>こ</u>どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第2 避難行動要支援者等の把握</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 居住地、自宅の電話番号 <u>イ</u> 家族構成 <u>ウ</u> 保健福祉サービスの提供状況 <u>エ</u> 外国語による情報提供の必要性 <u>オ</u> 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性 <u>カ</u> 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）</p> <p>2 ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう<u>町</u>地域包括支援センターにおいて緊急連絡カードを作成する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 避難行動要支援者等の把握</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 居住地、自宅の電話番号 <u>(2)</u> 家族構成 <u>(3)</u> 保健福祉サービスの提供状況 <u>(4)</u> 外国語による情報提供の必要性 <u>(5)</u> 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性 <u>(6)</u> 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）</p> <p>2 ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生<u>委員</u>・児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう地域包括支援センターにおいて緊急連絡カードを作成する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>1 町は、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。</p> <p>ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 所属する自治会 カ 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無、難病認定の有無）等 キ 緊急時の連絡先（自宅又は携帯電話の電話番号、ファックス番号）</p> <p>2 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、1について庁内関係課で把握している情報を利用する。</p> <p>3 町は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体安全確保に配慮する。</p> <p>ア 自主防災組織 イ 自治会・町内会 ウ 民生委員・児童委員 エ 里庄町社会福祉協議会 オ 県警察 カ 消防機関</p> <p>4 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。</p> <p>ア 70歳以上のみの世帯の方 イ 要介護認定3～5を受けている方 ウ 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている方 エ 療育手帳（A・B）の交付を受けている方</p>	<p>第3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>1 町は、<u>防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</u></p> <p>2 町は、災害の発生に備え、防災担当部局や福祉担当部局<u>など関係部局</u>との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 所属する自治会 (6) 身体等の状況（介護認定の有無、障がい者手帳の有無、難病認定の有無）等 (7) 緊急時の連絡先（自宅又は携帯電話の電話番号、ファックス番号）</p> <p>3 町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、2について庁内関係課で把握している情報を利用する。</p> <p>4 町は、<u>防災計画の定めるところにより</u>、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画の作成</u>、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。<u>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u>なお、災害時の避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体安全確保に配慮する。</p> <p>(1) 自主防災組織 (2) 自治会・町内会 (3) 民生委員・児童委員 (4) 里庄町社会福祉協議会 (5) 県警察 (6) 消防機関</p> <p>5 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。</p> <p>(1) 70歳以上のみの世帯の方 (2) 要介護認定3～5を受けている方 (3) 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている方 (4) 療育手帳（A・B）の交付を受けている方</p>	<p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

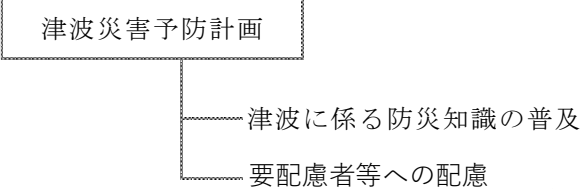
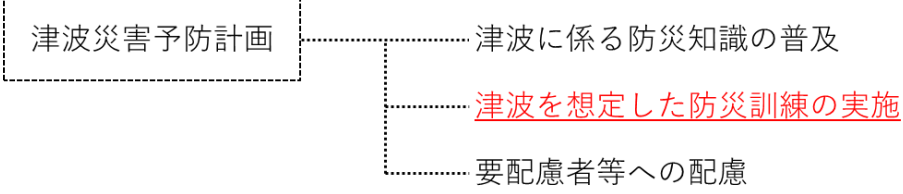
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>オ</u> 精神障がい者保健福祉手帳（１級・２級）の交付を受けている方</p> <p><u>カ</u> 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方</p> <p><u>キ</u> 福祉サービス受給者証の交付を受けている方</p> <p><u>ク</u> 特定疾患医療受給者証の交付を受けている方</p> <p><u>ケ</u> 上記以外で避難支援を希望する方</p> <p><u>5</u> 町は、名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意し、避難支援等関係者と覚書を交わす。</p> <p><u>6</u> 町は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>7</u> 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を<u>指定緊急</u>避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>8</u> ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう<u>町</u>地域包括支援センターにおいて緊急連絡カドを作成する。</p> <p><u>9</u> 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。</p> <p>また、避難行動要支援者の近隣の町民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。</p>	<p><u>(5)</u> 精神障がい者保健福祉手帳（１級・２級）の交付を受けている方</p> <p><u>(6)</u> 自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方</p> <p><u>(7)</u> 福祉サービス受給者証の交付を受けている方</p> <p><u>(8)</u> 特定疾患医療受給者証の交付を受けている方</p> <p><u>(9)</u> 上記以外で避難支援を希望する方</p> <p><u>6</u> 町は、名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意し、避難支援等関係者と覚書を交わす。</p> <p><u>7</u> 町は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>8</u> 町は、<u>防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局等の関係部局の連携の下、福祉専門職、里庄町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>9</u> 町は、<u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p><u>10</u> 町は、<u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>11</u> 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所等、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>12</u> ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、民生<u>委員</u>・児童委員や福祉活動員からの通報並びに地域包括支援センターでの把握により、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう地域包括支援センターにおいて緊急連絡カドを作成する。</p> <p><u>13</u> 避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の町民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努める。</p> <p>また、避難行動要支援者の近隣の町民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第４ 福祉避難所の確保 (略)</p>	<p>第４ 福祉避難所の確保 (略)</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者^を含む町民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者^を含む町民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>第5 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p><u>町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更追加</p>
<p>第6 生活の支援等</p> <p>1 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。 (略)</p> <p>ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項</p> <p>2 町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生児童委員、福祉活動員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>3 町民は、<u>自治会</u>、民生児童委員、福祉活動員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。 (略)</p>	<p>第6 生活の支援等</p> <p>1 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。 (略)</p> <p>ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への第2次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項</p> <p>2 町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉活動員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>3 町民は、<u>分館</u>、民生委員・児童委員、福祉活動員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。 (略)</p> <p><u>4 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>避難誘導等の訓練を実施する。なお、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p>		
<p>第7 社会福祉施設等の災害対策の促進</p> <p>社会福祉施設や幼稚園、保育所には、災害時発生時に自力で適切な行動が困難な人が多数入所し、又は通所している。</p> <p>したがって、これらの人の安全を確保するために、日頃から十分な防災対策を講じておく。</p> <p>1 防災計画策定</p> <p>災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員の任務分担、動員体制等防災組織の擁立、保護者への緊急連絡及び地域との連携について網羅した綿密な防災計画等、必要なマニュアルを策定する。<u>特に、要配慮者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。</u></p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>策定された防災計画が災害発生時に有効機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。</p> <p>3 施設、設備等に安全点検</p> <p>災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。</p> <p>4 地域社会との連携</p> <p>災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは、迅速な対応が困難な場合も予想される。そこで、施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には、町民やボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。</p> <p>5 緊急連絡先の整備</p> <p>災害発生時には、保護者や家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	<p>第7 社会福祉施設等の災害対策の促進</p> <p>社会福祉施設や幼稚園、保育所には、災害時に自力で適切な行動が困難な人が多数入所し、又は通所している。</p> <p>したがって、これらの人の安全を確保するために、日頃から十分な防災対策を講じておく。</p> <p>1 防災計画策定</p> <p>災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ職員の任務分担、動員体制等防災組織の擁立、保護者への緊急連絡及び地域との連携について網羅した綿密な防災計画等、必要なマニュアルを策定する。</p> <p>2 防災訓練の実施</p> <p>策定された防災計画が災害時に有効機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。<u>特に、要配慮者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。</u></p> <p>3 施設、設備等に安全点検</p> <p>災害時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については日頃より安全点検を行う。</p> <p>4 地域社会との連携</p> <p>災害時の避難に当たっては、施設職員だけでは、迅速な対応が困難な場合も予想される。そこで、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には、町民やボランティアの協力が得られる体制づくりを進める。</p> <p>5 緊急連絡先の整備</p> <p>災害時には、保護者や家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
	<p>第8 災害広報及び情報提供</p> <p><u>町及び県は、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行えるよう努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第8節 緊急物資等の整備</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第8節 緊急物資等の整備</p> <p>施策体系図</p> 		変更
	<p>第1 物資の備蓄</p> <p><u>町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く町民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第1 物資の備蓄・調達</p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資</u>についてあらかじめ<u>備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>また、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>	<p>第2 物資の調達、供給活動</p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。さらに、支援物資を受け入れる二次物資拠点の選定を検討する。</u></p> <p><u>町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごと</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>第4次里庄町振興計画の反映</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>の備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p>	<p>正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第2 体制の整備</p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、<u>備蓄拠点</u>については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ、運送事業者等と物資保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制を整備する。この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</p> <p><u>また、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。</u></p> <p>町は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第3 体制の整備</p> <p>町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、<u>物資拠点</u>については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ、運送事業者等と物資保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制を整備する。この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</p> <p><u>町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p>町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3 被災地支援に関する知識の普及</p> <p>町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p>	<p>第4 被災地支援に関する知識の普及</p> <p>町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</p>		<p>変更</p>
<p>第4 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 町における食料確保</p> <p>町における緊急食料の調達、炊きだしを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルを作成する。</p> <p>町において、備蓄する食料の目標は、南海トラフの巨大地震による被害想定を基に、避難者用として<u>3,240食</u>を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>【$360 \times \frac{1}{2} \times 2 \text{人} \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} = 3,240 \text{食}$】</p> <p>また、備蓄に当たっては、災害時要援護者や食物アレルギーなどに配慮し、食料を備</p>	<p>第5 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 町における食料確保</p> <p>町における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルを作成する。</p> <p>町において、備蓄する食料の目標は、南海トラフの巨大地震による被害想定を基に、避難者用として<u>6,500食</u>を備蓄する。</p> <p>(略)</p> <p>【$360 \times \frac{1}{2} \times 2 \text{人} \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} = 3,240 \text{食}$】</p> <p>また、備蓄に当たっては、災害時要援護者や食物アレルギーなどに配慮し、食料を備蓄</p>	<p>表現の見直し</p> <p>最新の取組内容の反映</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>蓄する。</p> <p>(2) 援助食料の集積場所の選定 (略)</p> <p>里庄町大字里見1107-2 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(2) 援助食料の集積場所の選定 (略)</p> <p>里庄町大字里見1107番地2 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第5 飲料水の確保 (略)</p>	<p>第6 飲料水の確保 (略)</p>		<p>変更</p>
<p>第6 生活必需品の確保 (略)</p> <p>2 町民等の実施事項</p> <p>町民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守る」のが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時より食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。特に、医薬品については、各自持病等個人の特性に応じた内容とする。また、病院、事業所等も、それぞれの特性に応じた備蓄を実施する。</p>	<p>第7 生活必需品の確保 (略)</p> <p>2 町民等の実施事項</p> <p>町民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守る」のが防災の基本であるという考えに基づいて、平時より食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。特に、医薬品については、各自持病等個人の特性に応じた内容とする。また、病院、事業所等も、それぞれの特性に応じた備蓄を実施する。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第9節 津波災害予防計画</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第9節 津波災害予防計画</p> <p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第1 津波に係る防災知識の普及 (略)</p> <p>2 津波の特性に関する情報</p> <p>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>4 家庭内での備蓄等</p> <p>「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペー</p>	<p>第1 津波に係る防災知識の普及 (略)</p> <p>2 津波の特性に関する情報</p> <p>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>4 家庭内での備蓄等</p> <p>・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペー</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

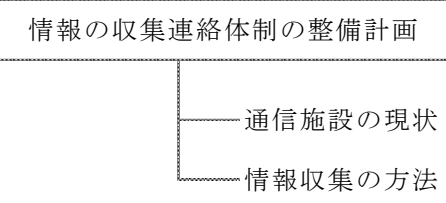
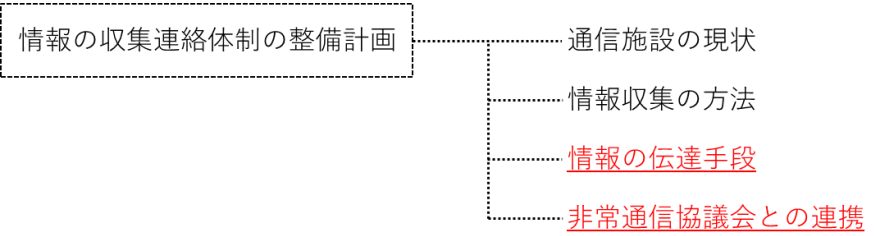
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>パー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、<u>警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動、家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めなどを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>パー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報等発表時や緊急<u>安全確保</u>、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動、家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めなどを行う。 ・<u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取る</u>こと ・<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ・<u>さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動</u> ・<u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ・<u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 要配慮者等への配慮</p> <p>町及び県は、防災知識の普及等に努め、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、高齢者や障がい者等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者等への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p>	<p>第3 要配慮者等への配慮</p> <p>町及び県は、防災知識の普及等に努め、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、高齢者や障がいのある人等の要配慮者、特に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者等への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第10節 災害応急体制整備計画</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 災害応急体制整備計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第2 基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>第2 基本方針</p> <p>(略)</p>		<p>削除</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	
<p>第3 対策</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>町の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 町の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>町は、躊躇なく避難指示 <u>(緊急)</u> 等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>(1) 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員間及び町民個々の防災力の向上を図る。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</p> <p>また、町及び県は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める <u>ものとし</u>、</p>	<p>第3 対策</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練等の実施</p> <p>町の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 <u>さらに、復興事前準備を講ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 町の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p><u>町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p><u>町及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>(1) 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員間及び町民個々の防災力の向上を図る。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。</u></p> <p>また、町及び県は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。町及び県は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を促進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p><u>町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難指示（緊急）等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。</p> <p>(4) 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、町及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(5) 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情</p>	<p>発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。<u>特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。併せて、</u>協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。町及び県は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を促進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。</p> <p>(4) 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、町及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>(5) 町は、必要に応じて被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

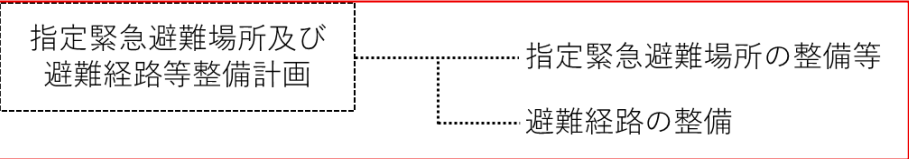
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>(8) 町及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める<u>とともに</u>、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難<u>勧告</u>等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>(13) 町は、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</u></p> <p><u>(14) 町及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p>(8) 町及び県は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める<u>ものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより</u>、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難<u>指示</u>等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を<u>共有</u>を徹底するなど必要な準備を整えておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>(13) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p><u>(14) 町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p><u>(15) 町及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p><u>(16) 地方公共団体は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p><u>(17) 町及び県は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p><u>(18) 自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

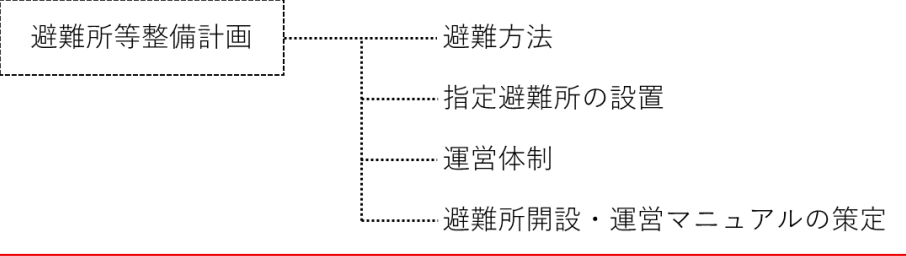
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>6 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>(1) 町及び県は、津波警報等、避難指示（<u>緊急</u>）を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、町民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>(2) 町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（<u>緊急</u>）の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（<u>緊急</u>）を発令する場合においても、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（<u>緊急</u>）の対象となる地域を町民等に伝えるための体制を確保する。</p>	<p><u>(19) 町及び県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p> <p>6 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>(1) 町及び県は、津波警報等、避難指示を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がいのある人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>に関して、町民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>(2) 町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を町民等に伝えるための体制を確保する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第11節 情報の収集連絡体制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努める。また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、さまざまな環境下にある町民、県及び市町村職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、<u>Lアラート</u>（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>	<p>第11節 情報の収集連絡体制の整備計画</p> <p>(略)</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努める。また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築</u>等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、さまざまな環境下にある町民、県及び市町村職員等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（<u>Lアラート</u>）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		変更
<p>第2 情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p>3 地震・津波情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県、県警察及び<u>岡山市消防局</u>は、消防防災ヘリコプターを活用し、情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策時の情報収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>ウ 町及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(5) 防災関係機関の通信手段</p> <p>(略)</p> <p>イ 町及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p>	<p>第2 情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p><u>3 防災IoTシステム等の活用</u></p> <p><u>天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</u></p> <p><u>4 地震・津波情報の連絡</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報収集の方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県、県警察及び<u>笠岡地区消防組合</u>は、消防防災ヘリコプターを活用し、情報収集を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>カ 町及び県は、沿岸ライブカメラや高所カメラを活用し、情報収集を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策時の情報収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>ウ 町及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、<u>防災IoTシステム</u>等を活用し、官邸及び<u>政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）</u>を含む防災関係機関への共有を図る。</p> <p>(5) 防災関係機関の通信手段</p> <p>(略)</p> <p>イ 町及び県は、地震計等観測機器の<u>維持・整備</u>に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを<u>維持・整備</u>するよう努める。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p>オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p> <p><u>カ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所等への設置を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 町及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から<u>移動電源車</u>の貸与を受ける。</p>	<p>(略)</p> <p>エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p><u>オ 町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p><u>カ</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p> <p>(略)</p> <p>ク 町及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から<u>発電機等</u>の貸与を受ける。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 情報の伝達手段</p> <p>町は、町民等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な伝達手段の整備に努める。また、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(1) 非常災害時に、町（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関と<u>が</u>相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。</p> <p>(2) その他町民への情報の伝達手段として有効なW e b サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ非常時の連絡手段の確保に</p>	<p>第3 情報の伝達手段</p> <p>町は、町民等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線（<u>戸別受信機を含む</u>）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な伝達手段の整備に努める。また、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>(1) 非常災害時に、町（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関と相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。</p> <p>(2) その他町民への情報の伝達手段として有効なW e b サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、<u>戸別受信機、防災アプリ</u>、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>努める。</p> <p>(略)</p>	<p>非常時の連絡手段の確保に努める。</p> <p><u>(3) 沿岸ライブカメラを活用して、住民に情報提供を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第12節 救助、救急、医療、保健医療体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 救出</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、町民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、町民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>町及び県は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 救助、救急、医療、保健医療体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 救出</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、町民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、町民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>町、<u>県</u>及び<u>関係事業者</u>は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し信頼感を醸成するよう努め、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2 傷病者搬出</p> <p>町、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 傷病者搬出</p> <p>町、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定する<u>ために</u>必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第4 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>町は、町内の情報収集により、必要に応じ、<u>地域災害医療本部</u>に情報提供し、医薬品等の確保をする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>町は、町内の情報収集により、必要に応じ、<u>地域災害保健医療福祉調整本部</u>に情報提供し、医薬品等の確保をする。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第13節 指定緊急避難場所及び避難経路等整備計画</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 指定緊急避難場所及び避難経路等整備計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 指定緊急避難場所の整備等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の整備</p> <p>(略)</p> <p>町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 指定緊急避難場所の整備等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の整備</p> <p>(略)</p> <p>町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>第14節 避難所等整備計画</p> <p>町長は、あらかじめ避難所の指定を行い、平常時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認する。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図る。他にもできる限りの準備を行い、災害時における町民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第14節 避難所等整備計画</p> <p>町長は、あらかじめ避難所の指定を行い、平時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認する。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図る。他にもできる限りの準備を行い、災害時における町民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。さらにやむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更

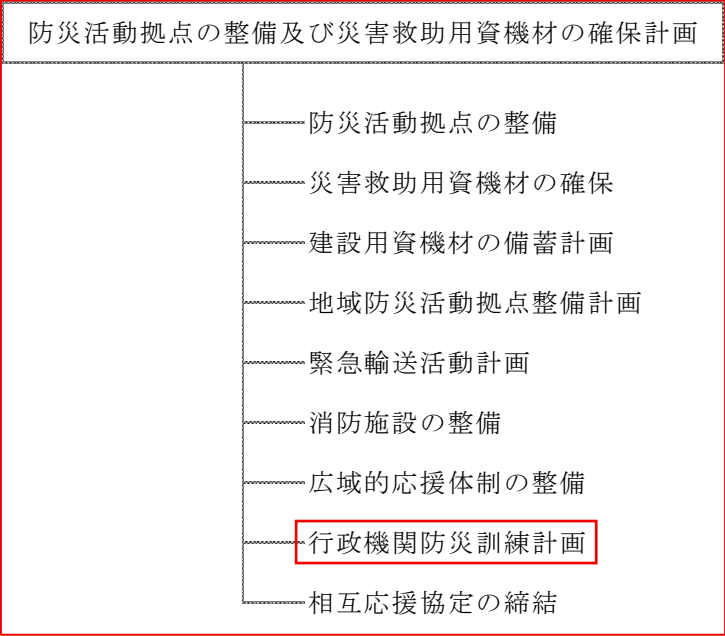
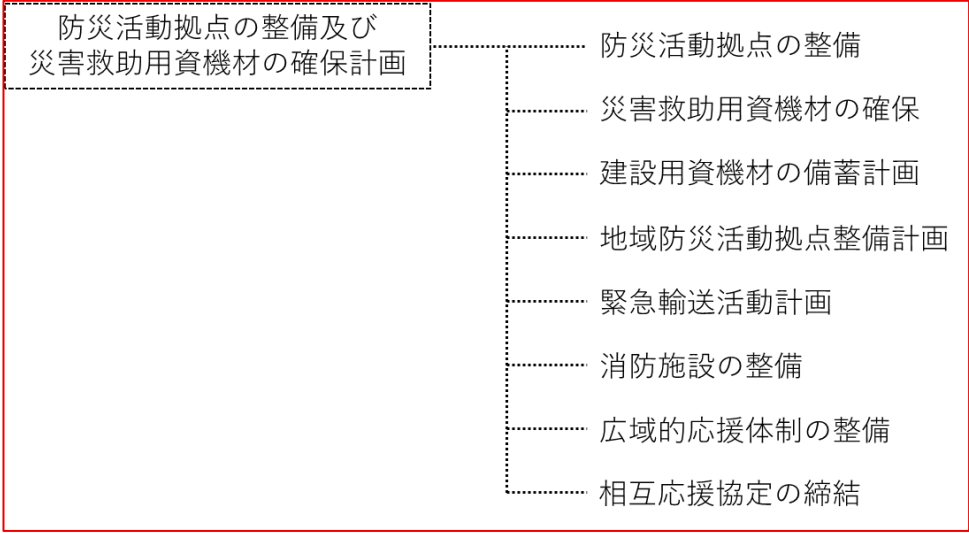
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 避難方法</p> <p>1 町は、指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路・避難方法・避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、町民・指定緊急避難所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>町は、避難<u>勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町<u>村</u>の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町<u>村</u>に設ける。</p> <p>2 町は、<u>自治会</u>等に対して、<u>平常</u>時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に介助が必要と思われる要配慮者等の把握に努めるよう指導する。</p> <p>3 学校、社会福祉施設等の管理者に対して施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成するよう指導する。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮する。</p> <p>また、町は、学校等が保護者との間で、災害<u>発生</u>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の<u>子</u>どもたちの安全で確実な避難のため、災害<u>発生</u>時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 避難方法</p> <p>1 町は、指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路・避難方法・避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、町民<u>及び</u>指定緊急避難所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>町は、避難<u>指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。</p> <p>町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。</p> <p>2 町は、<u>分館</u>等に対して、平時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に介助が必要と思われる要配慮者等の把握に努めるよう指導する。</p> <p>3 学校、社会福祉施設等の管理者に対して施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成するよう指導する。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮する。</p> <p>また、町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の<u>こ</u>どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県耐震改修促進計画の改定による修正</p>	変更
<p>第2 指定避難所の設置</p> <p>町長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により町民に周知を図る。また、<u>平常</u>時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時にお</p>	<p>第2 指定避難所の設置</p> <p>町長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により町民に周知を図る。また、平時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>いて指定避難所が町民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>1 指定避難所の指定・周知</p> <p>町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、<u>被災者が避難生活を送るための</u>指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、町民への周知徹底を図る。</p> <p><u>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。</p> <p><u>また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>において指定避難所が町民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、</u>避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>1 指定避難所の指定・周知</p> <p>町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な</u>指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、</u>ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、町民への周知徹底を図る。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>指定避難所について、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。<u>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。<u>特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。<u>また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>前段落から移設</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう</u>努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。</p> <p>また、女性や子育て家庭に配慮し、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や、要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する<u>犬・猫等の家庭動物(特定動物を除く。)</u>(以下「被災ペット」という。)のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図り、避難者の連絡手段確保のための特設公衆電話の避難所への設置を進める。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>3 指定避難所における生活物資等の確保</p> <p>町は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、<u>毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p>	<p>指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するため<u>にあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、</u>設備の整備に努める。</p> <p><u>町及び県は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに</u>、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>町は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク、</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備、</u>衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</u>避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>また、</u>女性や子育て家庭に配慮し、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や、要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図り、避難者の連絡手段確保のための特設公衆電話の避難所への設置を進める。<u>また、町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。</u></p> <p>さらに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>3 指定避難所における生活物資等の確保</p> <p>町は、<u>緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに</u>、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、</u>常備薬、マスク、消毒液、<u>体温計、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、パーティション、</u>炊き出し用具や<u>キッチン資機材、入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、</u>生理用品のほか、<u>マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p>	

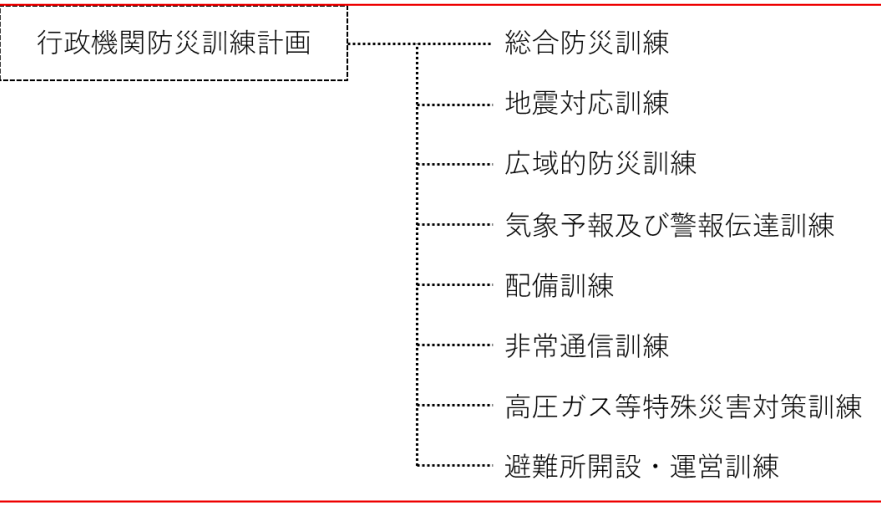
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。</u></p>		
<p>第3 運営体制</p> <p>町は、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、指定避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、指定避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める<u>など適切な対応を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 行政側の管理伝達体制</p> <p>町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制<u>及び災害発生時</u>の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。</p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>(略)</p> <p>また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や<u>自治会</u>、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、「避難所開設・運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 運営体制</p> <p>町は、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、指定避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、指定避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、<u>適切な対応を行う。</u>町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換や、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 行政側の管理伝達体制</p> <p>町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。</p> <p><u>また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p>2 避難者の自治体制</p> <p>(略)</p> <p>また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や<u>分館</u>、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、「避難所開設・運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4 避難所開設・運営マニュアルの策定 (略)</p> <p>また、指定避難所の運営に当たっては、指定避難所開設直後は職員による運営を行い、長期にわたる場合については、自主防災組織やボランティアによる運営へ移行する。さらに、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(開設時における記載すべき内容) (略)</p> <p>エ 食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請 オ その他開設責任者の業務</p> <p>(運営時における記載すべき内容) (略)</p> <p>カ その他避難所生活に必要な事項 <u>キ</u> 平常体制復帰のための対策 <u>ク</u> 事前周知、自主防災組織等との連携 <u>ケ</u> 避難者の生活と授業環境の確保のための対策 <u>コ</u> 避難所の統合・廃止の基準・手続き等</p>	<p>第4 避難所開設・運営マニュアルの策定 (略)</p> <p>また、指定避難所の運営に当たっては、指定避難所開設直後は職員による運営を行い、長期にわたる場合については、自主防災組織やボランティアによる運営へ移行する。さらに、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(開設時における記載すべき内容) (略)</p> <p>エ 食料・毛布・<u>仮設トイレ</u>等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請 オ <u>防災関係機関への通報連絡体制の確立</u> <u>カ</u> その他開設責任者の業務</p> <p>(運営時における記載すべき内容) (略)</p> <p>カ <u>シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）</u> <u>キ</u> その他避難所生活に必要な事項 <u>ク</u> <u>感染症対策を踏まえた運営方法</u> <u>ケ</u> 平常体制復帰のための対策 <u>コ</u> 事前周知、自主防災組織等との連携 <u>サ</u> 避難者の生活と授業環境の確保のための対策 <u>シ</u> 避難所の統合・廃止の基準・手続き等</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第15節 防災活動拠点の整備及び災害救助用資機材の確保計画</p> <p>町及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備し、地域の防災力を高めるため、<u>町内会</u>の<u>集会所</u>等にも救助用資機材の整備を進めていく。</p> <p>平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の</p>	<p>第15節 防災活動拠点の整備及び災害救助用資機材の確保計画</p> <p>町及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備し、地域の防災力を高めるため、<u>分館</u>の<u>公会堂</u>等にも救助用資機材の整備を進めていく。</p> <p>平時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修</p>	<p>変更</p>

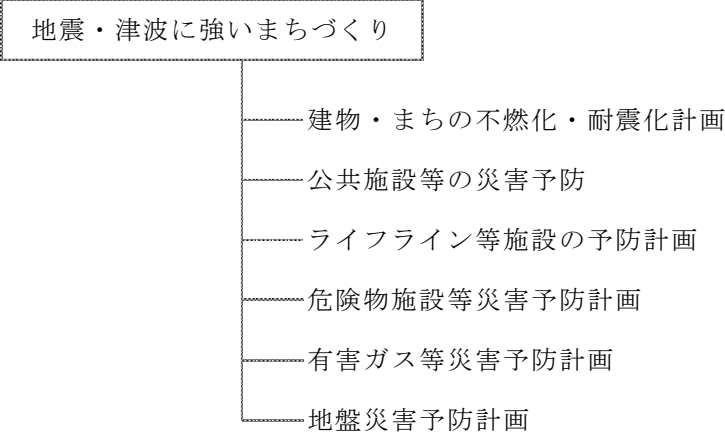
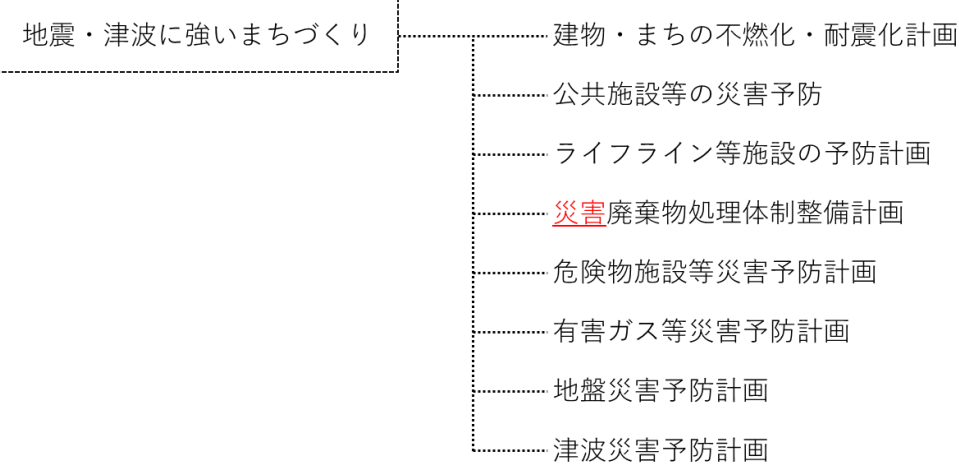
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。</p> <p>町及び<u>県</u>は、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、随意契約の活用による速やかな災害応急対策に努めるものとする。</p> <p>町及び<u>県</u>、<u>国</u>は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>	<p>蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。</p> <p>町、<u>県</u>及び<u>国</u>は、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、随意契約の活用による速やかな災害応急対策に努めるものとする。</p> <p>町及び<u>県</u>、<u>国</u>は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>	<p>正 表現の見直し</p>	
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		<p>削除</p>
<p>第1 防災活動拠点の整備 (略)</p> <p>4 災害ボランティア等の受入れ施設 5 ヘリポート施設 (略)</p>	<p>第1 防災活動拠点の整備 (略)</p> <p>4 災害ボランティア等の受<u>け</u>入れ施設 5 ヘリポート施設 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第4 地域防災活動拠点整備計画</p> <p>大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動ベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。</p> <p>次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。 (略)</p> <p>3 災害ボランティア等の受入れ施設</p>	<p>第4 地域防災活動拠点整備計画</p> <p>大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動ベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。<u>また</u>、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。 (略)</p> <p>3 災害ボランティア等の受<u>け</u>入れ施設</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
4 ヘリポート施設	4 ヘリポート施設		
<p>第5 緊急輸送活動計画 (略)</p> <p>しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、<u>平常</u>時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。</p> <p>1 町及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺町民等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2 救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 早急な道路啓開</p> <p>道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、<u>応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。</u>また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証</p> <p>町及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。</u></p> <p>(5) その他環境整備等</p> <p><u>県及び市町村</u>は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できる</p>	<p>第5 緊急輸送活動計画 (略)</p> <p>しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。</p> <p>1 町及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所<u>等</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺町民等に対する周知徹底に努め、<u>広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>2 救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 早急な道路啓開</p> <p>道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開<u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)</u>や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める</u>とともに、<u>定期的な見直しを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証</p> <p>町及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知及び普及を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。</u></p> <p>(5) その他環境整備等</p> <p><u>町及び県</u>は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>よう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。 (略)</p>	<p>あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。 (略)</p>		
<p>第7 広域的応援体制の整備 1 応援要請の判断 (略)</p> <p>大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。 (略)</p> <p>また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>2 受入体制 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。 (略)</p>	<p>第7 広域的応援体制の整備 1 応援要請の判断 (略)</p> <p>大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要となる。 (略)</p> <p>また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>2 受入体制 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 <u>なお、</u>応援隊の受け入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第8 相互応援協定の締結 (略)</p>	<p>第8 相互応援協定の締結 (略)</p> <p><u>町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請を求めよう求める。また、要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u></p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第16節 行政機関防災訓練計画 地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、町及び県は、防災関係機関、町民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の下に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、<u>県</u>民の防災意識の高揚を図る。 (略)</p>	<p>第16節 行政機関防災訓練計画 地震・津波災害においては、被害が同時に<u>かつ</u>広範囲に及ぶことが予想されることから、町及び県は、防災関係機関、町民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の下に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、<u>町</u>民の防災意識の高揚を図る。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 総合防災訓練 (略)</p> <p>1 訓練参加機関 (略)</p> <p>(4) <u>町内会</u>、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体 (略)</p>	<p>第1 総合防災訓練 (略)</p> <p>1 訓練参加機関 (略)</p> <p>(4) <u>分館</u>、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体 (略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第4 気象予報及び警報伝達訓練 気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。 (略)</p>	<p>第4 気象予報及び警報伝達訓練 気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。 (略)</p>	表現の見直し	削除
<p>第6 非常通信訓練 災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。 (略)</p>	<p>第6 非常通信訓練 <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、</u>災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。 (略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
	<p>第8 避難所開設・運営訓練 <u>町及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第17節 津波避難計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難及び避難情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>迅速・的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグ含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報、避難指示(緊急)の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障がい者、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p>	<p>第17節 津波避難計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難及び避難情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>迅速・的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表する津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグ含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)、スマートフォンアプリを含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障がいのある人、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2 避難所、津波避難ビルの指定等</p> <p>(略)</p> <p>町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、津波到達時間や地形的条件等から、避難が困難と想定される地域等においては、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定に努める。</p> <p>また、町及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域においては、災害時要援護者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進し、津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努める。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難経路・避難階段等の整備も図っていく。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 避難所、津波避難ビルの指定等</p> <p>(略)</p> <p>町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、津波到達時間や地形的条件等から、避難が困難と想定される地域等においては、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定に努める。</p> <p>また、町及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進し、津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努める。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難経路・避難階段等の整備も図っていく。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第19節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第19節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 建物・まちの不燃化・耐震化計画 (略)</p> <p>2 まちの不燃化 (略)</p> <p>(3) 道路網の整備 (略)</p> <p>(4) 計画的な防災まちづくりの推進 災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、町は都市計画マスタープランの中に防災まちづくりの方針を盛り込むことを検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 建物・まちの不燃化・耐震化計画 (略)</p> <p>2 まちの不燃化 (略)</p> <p>(3) 道路網の整備 (略)</p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(4) 計画的な防災まちづくりの推進 災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、町は都市計画マスタープランの中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込むことを検討する。<u>また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進を実施するにあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

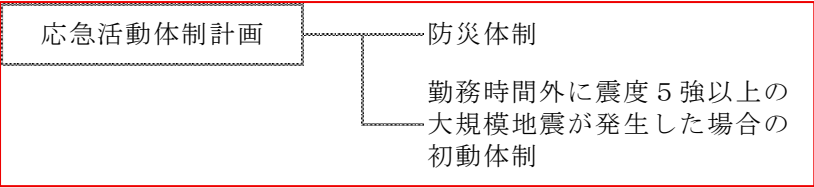
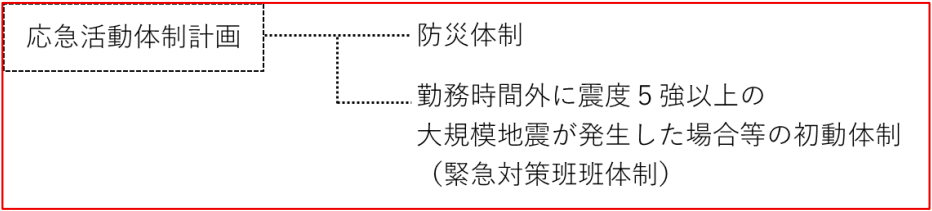
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 公共施設等の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>5 ため池</p> <p><u>県の被害想定における最大震度を考慮しながら、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っており、緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的に行うとともに、不要なため池については廃止することで、地震によるため池の被災防止を図る。</u></p> <p>また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、町民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、町民等と連携して訓練などを行い、<u>町民の</u>地域の災害への対応力を高める。さらに、震度4以上の<u>地震が発生</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>8 文化財</p> <p>(略)</p> <p>(1) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 公共施設等の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>5 ため池</p> <p>決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という）のうち、耐震性が<u>不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、</u>地震によるため池の被災防止を図る。</p> <p>また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、町民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、町民等と連携して訓練などを行い、地域の災害への対応力を高める。さらに、震度4以上<u>を観測</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>8 文化財</p> <p>(略)</p> <p>(1) 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第3 ライフライン等施設の予防計画</p> <p>電気、水道等ライフラインは、町民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める。</p> <p>1 水道施設（町及び岡山県西南水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 水道施設の広域化</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第3 ライフライン等施設の予防計画</p> <p>電気、水道等ライフラインは、町民の暮らしに必要なものであり、平時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める。</p> <p>1 水道施設（町及び岡山県西南水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>(5) 水道施設の広域化</p> <p>(略)</p> <p><u>また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 下水道施設（町）</p> <p>町民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、耐震性の効率的な向上を図るべく、幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。一方、新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化、下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場のネットワーク化及び重要な水路等の複数系列化について検討する。また、下水道施設が被災した場合でも必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とし、復旧作業を円滑に実施するために、下水道排水設備事業者との緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(7) 資機材の整備等</u></p> <p><u>民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 下水道施設（町）</p> <p>町民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所の補強、整備に努めるとともに、耐震性の効率的な向上を図るべく、幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。一方、新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化、下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場のネットワーク化及び重要な水路等の複数系列化について検討する。また、下水道施設が被災した場合でも必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とし、復旧作業を円滑に実施するために、下水道排水設備事業者との緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。<u>さらに、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>3 電気施設（中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター）</p> <p>阪神・淡路大震災以降、電力設備、事業所建物等の耐震性を中心に調査・検討を行ってきた。その結果、各設備ともおおむね阪神・淡路大震災クラスの地震に対し耐震性が確保されているが、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進めている。また全国的に、資源エネルギー庁・電気事業連合会などの各種検討会で耐震対策等が検討されている。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信施設（西日本電信電話株式会社岡山支店、NTTドコモ岡山支店）</p> <p>東日本大震災や阪神・淡路大震災では、規模、影響範囲が甚大であったことから、そこで得られた教訓を基に、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>3 電気施設（中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター）</p> <p>阪神・淡路大震災以降、電力設備、事業所建物等の耐震性を中心に調査・検討を行ってきた。その結果、各設備ともおおむね阪神・淡路大震災クラスの地震に対し耐震性が確保されているが、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進めている。また全国的に、資源エネルギー庁や電気事業連合会などの各種検討会で耐震対策等が検討されている。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信施設（<u>NTT</u>西日本株式会社岡山支店、NTTドコモ岡山支店）</p> <p>東日本大震災や阪神・淡路大震災では、規模、影響範囲が甚大であったことから、そこで得られた教訓を基に、平時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

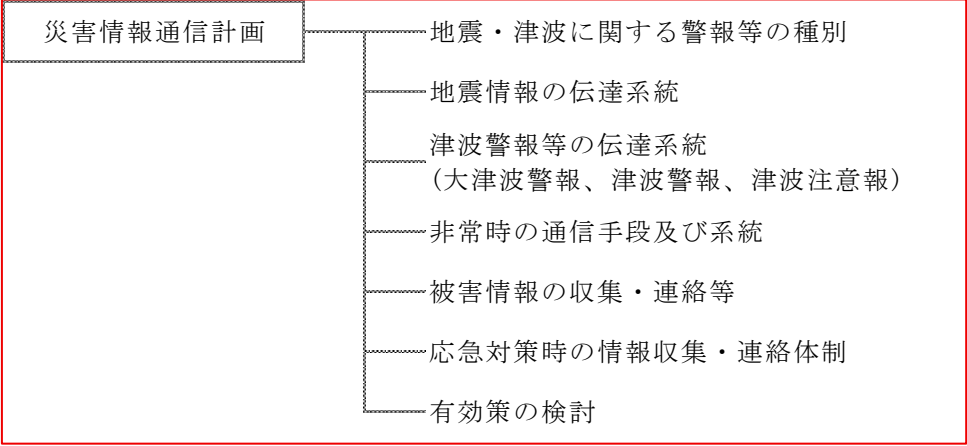
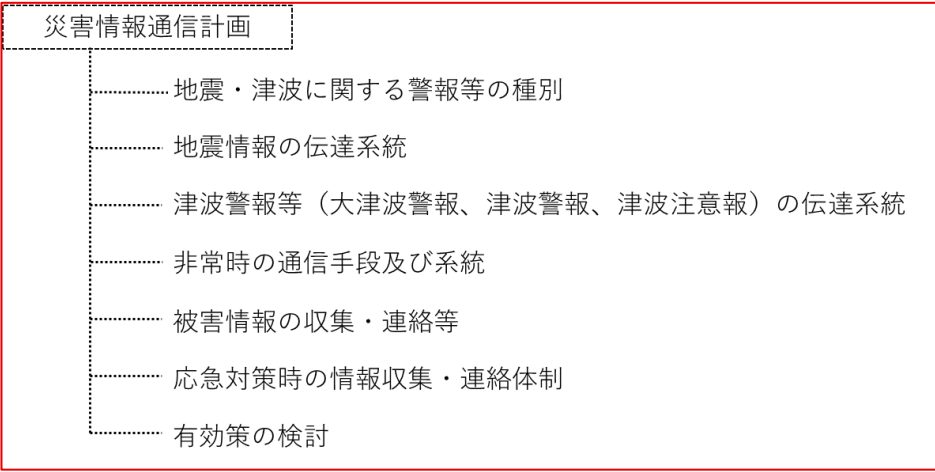
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4 廃棄物処理体制整備計画 (略)</p> <p>1 仮設トイレ(マンホールトイレを含む)、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。</p> <p>2 組織体制の整備等 町は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。 (略)</p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</p> <p>4 災害時の廃棄物処理体制の整備 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>(1) 仮設トイレ等し尿処理 町は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。</p> <p>(2) 避難所ごみ等 町は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。</p> <p>(3) 災害廃棄物 (略)</p>	<p>第4 災害廃棄物処理体制整備計画 (略)</p> <p>1 仮設トイレ(マンホールトイレを含む)、簡易トイレの備蓄 災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、<u>トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u></p> <p>2 組織体制の整備等 町は、迅速に適切な災害廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。 (略)</p> <p>3 災害廃棄物処理計画の策定 町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。 <u>町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>4 災害時の廃棄物処理体制の整備 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、<u>処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</u></p> <p>(1) 仮設トイレ等し尿処理 町は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制や処理体制を検討しておく。</p> <p>(2) 避難所ごみ等 町は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬及び処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。</p> <p>(3) 災害廃棄物 (略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>イ 処理スケジュール・処理フロー</p> <p>町は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>エ 仮置場、仮設焼却炉</p> <p>町は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>カ 最終処分</p> <p>町は、必要に応じ、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。</p> <p>キ 広域的な処理処分</p> <p>町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 処理スケジュール・処理フロー</p> <p>町は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>エ 仮置場、仮設焼却炉</p> <p>町は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>カ 最終処分</p> <p>町は、必要に応じ、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。</p> <p>キ 広域的な処理処分</p> <p>町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	
<p>第5 危険物施設等災害予防計画</p> <p>危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。</p> <p>(略)</p> <p>したがって、町は、県、消防機関等と連携して石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。</p>	<p>第5 危険物施設等災害予防計画</p> <p>危険物には石油類をはじめとして発火性や爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。</p> <p>(略)</p> <p>したがって、町は、県及び消防機関等と連携して石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第6 有害ガス等災害予防計画</p> <p>ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）の発生又は漏洩により、人体や環境に被害が及ばないように、予防措置が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 有害ガス等災害予防計画</p> <p>ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）の発生又は漏洩により、人体や環境に被害が及ばないように、予防措置が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第7 地盤災害予防計画</p> <p>(略)</p>	<p>第7 地盤災害予防計画</p> <p>(略)</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>1 急傾斜地崩壊危険区域等の予防計画</p> <p>町、<u>県</u>及びその他関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域について平<u>常</u>時からパトロールを実施するとともに、町民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。</p> <p>2 液状化危険地域の予防計画</p> <p>(1) 液状化危険地域の把握</p> <p>(略)</p> <p>このため、<u>国及び県が作成した地形区分に基づく液状化の発生傾向図や液状化危険度分布図を活用し液状化ハザードマップを作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 土地利用の適正化</p> <p>(1) 土地条件の評価</p> <p>(略)</p> <p>また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く<u>一般県</u>民に対して公開することにより、<u>県</u>民の意識を啓発し、<u>県</u>民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 急傾斜地崩壊危険区域等の予防計画</p> <p>町、<u>県</u>及びその他関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域について平時からパトロールを実施するとともに、町民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。</p> <p>2 液状化危険地域の予防計画</p> <p>(1) 液状化危険地域の把握</p> <p>(略)</p> <p>このため、<u>過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域(液状化危険地域)を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 土地利用の適正化</p> <p>(1) 土地条件の評価</p> <p>(略)</p> <p>また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く<u>町</u>民に対して公開することにより、<u>町</u>民の意識を啓発し、<u>町</u>民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	
<p>第8 津波災害予防計画</p> <p>1 津波防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 津波災害警戒区域等の指定</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路<u>その他の避難経路</u>に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の整備及び建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難関連施設の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第8 津波災害予防計画</p> <p>1 津波防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 津波災害警戒区域等の指定</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難経路<u>等</u>に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の整備及び建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難関連施設の整備</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町及び県は、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難経路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難経路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。</p> <p>(3) 建築物の安全化 (略)</p> <p>町及び県は、津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。また、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難経路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p>	<p>町及び県は、町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難経路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難経路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。<u>また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。</u></p> <p>(3) 建築物の安全化 (略)</p> <p>町及び県は、津波災害警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。また、津波浸水想定<u>の対象</u>地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難経路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<h3>第3章 地震・津波災害応急対策計画</h3>	<h3>第3章 地震・津波災害応急対策計画</h3>		
<p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>(略)</p> <p>また、被害状況の把握に努め、町民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 応急活動体制計画</p> <p>(略)</p> <p>また、被害状況の把握に努め、町民の生命<u>及び</u>財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>施策体系図</p>  <pre> graph LR A[応急活動体制計画] --- B[防災体制] A --- C[勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合の初動体制] </pre>	<p>施策体系図</p>  <pre> graph LR A[応急活動体制計画] --- B[防災体制] A --- C[勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合等の初動体制 (緊急対策班体制)] </pre>		<p>変更</p>

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項
第1 防災体制 (略)				第1 防災体制 (略)				岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
防災体制		震度階	職員の配備	防災体制		震度階	職員の配備		
注意体制	-	津波注意報	総務課（1名以上）	注意体制	-	津波注意報	総務課（1名以上）		
警戒体制	緊急初動班体制	震度4以上	緊急初動班員 総務課（1名以上） 農林建設課（1名以上） 上下水道課（1名以上）	警戒体制	緊急初動班体制	震度4又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	緊急初動班員 総務課（1名以上） 農林建設課（1名以上） 上下水道課（1名以上）		
特別警戒体制		津波警報 震度5弱	風水害対策編第3章第2節「配備計画」の警戒体制に準ずる。	特別警戒体制		津波警報 震度5弱又は長周期地震動階級4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	風水害対策編第3章第2節「配備計画」の警戒体制に準ずる。		
(略)				(略)					
2 緊急初動班の配備 (1) 緊急初動班員は、震度4以上の地震が勤務時間外に発生した場合に配備する。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。 (略)				2 緊急初動班の配備 (1) 緊急初動班員は、勤務時間外に、警戒体制をとる震度4以上又は長周期地震動階級3以上を観測する地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）が発表された場合に配備する。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。 (略)				岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
5 町本部の設置準備 (略)				5 町本部の設置準備 (略)					
(2) (1)の状況により災害対策本部設置の場所を選択する。 ア 庁舎内に設置可能と判断した場合 本部室 ⇒ 庁舎2階 第1会議室 イ 庁舎内に設置不可能と判断した場合 本部室 ⇒ 代替施設（総合福祉会館） なお、代替施設の被害状況によっては、駐車場等の屋外設置も考慮する。 (3) 電話回線の確保 (略)				(2) (1)の状況により災害対策本部設置の場所を選択する。 ア 庁舎内に設置可能と判断した場合 本部室 ⇒ 庁舎2階 第2会議室 イ 庁舎内に設置不可能と判断した場合 本部室 ⇒ 代替施設（町立図書館） なお、代替施設の被害状況によっては、駐車場等の屋外設置も考慮する。 (3) 電話回線の確保 (略)				表現の見直し	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>イ 一般加入電話が輻輳した場合は、N T T西日本と衛星通信車載局等の配備について協議する。</p> <p>(4) 岡山県庁への第1報 岡山県庁との通信手段の確保を行い、町内における気象状況、災害事象の状況、警戒避難活動、本部設置の報告等を適時報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 一般加入電話が輻輳した場合は、N T T西日本株式会社と衛星通信車載局等の配備について協議する。</p> <p>(4) 県への第1報 県との通信手段の確保を行い、町内における気象状況、災害事象の状況、警戒避難活動、本部設置の報告等を適時報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合の初動体制（緊急対策班体制）</p> <p>勤務時間外において震度5強以上の大規模な地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達システムによる動員の命令を待たず、職員は積極的に自主参集するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合等の初動体制（緊急対策班体制）</p> <p>勤務時間外において震度5強以上を観測する地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達システムによる動員の命令を待たず、職員は積極的に自主参集するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2節 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第2節 災害情報通信計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>

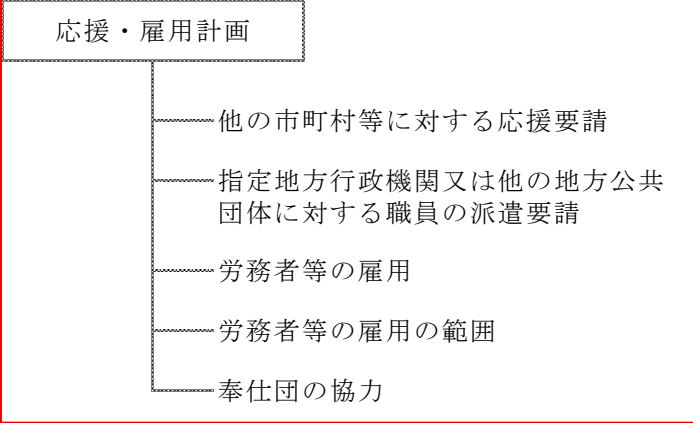
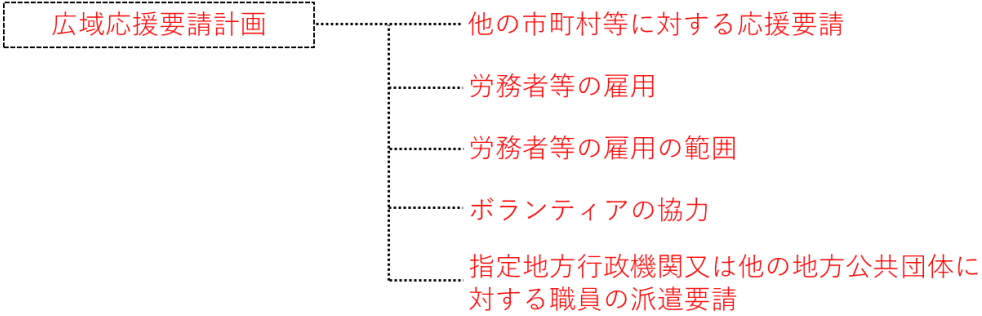
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、<u>震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けている。</u></p> <p>（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。<u>このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</u></p> <p>2 地震情報 地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。</p> <p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報） 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、<u>津波による災害の発生が予想される場合には、</u>地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。</p> <p>4 津波情報 津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	<p>第1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、<u>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（<u>県北部、県南部</u>）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、<u>緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4が予想されるものを特別警報に位置付けている。</u></p> <p>（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。<u>解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に合理的に間に合わない。</u></p> <p>2 地震情報 <u>気象庁は、</u>地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度<u>や長周期地震動階級</u>のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p> <p>3 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報） 気象庁は、地震発生時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を<u>津波予報区単位</u>で発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。</p> <p>4 津波情報 <u>気象庁は、</u>津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の<u>津波の</u>到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 地震情報の伝達系統</p> <p>1 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>(注) [] 内は、通知方法を示す [防] : 防災情報提供システム → 法に基づく伝達系統 -----> 申し合せ等に基づく伝達系統</p> <p>(略)</p>	<p>第2 地震情報の伝達系統</p> <p>1 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>(注) 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

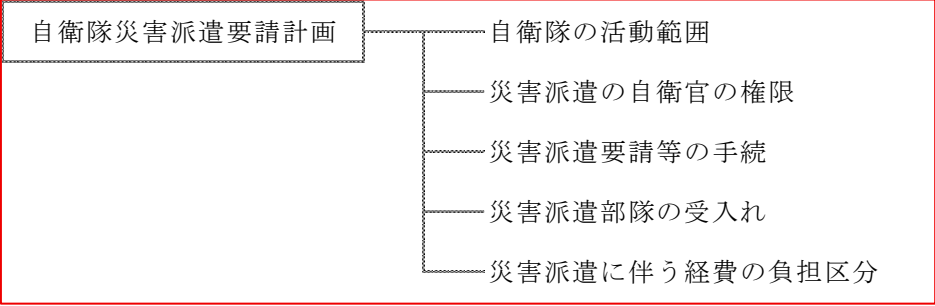
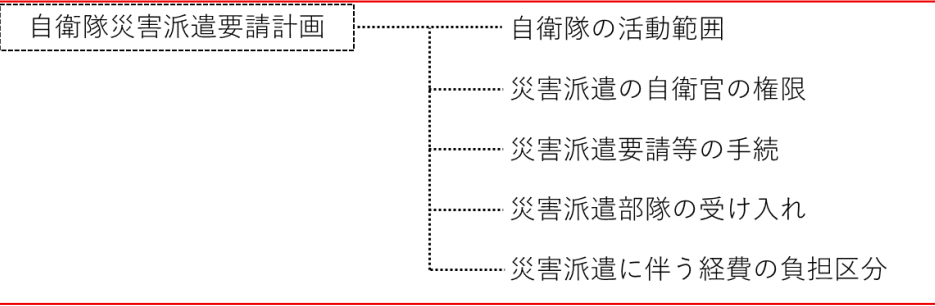
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)の伝達系統</p> <p>(注) ※印は、津波警報等の解除のみ伝達する → 法に基づく伝達系統 - - - 申し合せ等に基づく伝達系統</p>	<p>第3 津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)の伝達系統</p> <p>(注) ア ※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。 イ 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。 ウ 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第4 非常時の通信手段及び系統 (略)</p> <p>1 県との連絡 (略)</p> <p>(1) 防災行政無線を利用し、地上系移動局を被災地等に配置する。</p>	<p>第4 非常時の通信手段及び系統 (略)</p> <p>1 県との連絡 (略)</p> <p>(1) 防災行政情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線を被災地等に配置する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) 状況によっては非常通信の運用を図る。</p> <p>(3) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 状況によっては非常通信の実施を図る。</p> <p>(3) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡体制を図る。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	
<p>第5 被害情報の収集・連絡等</p> <p>国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関等並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の連絡</p> <p>町は、次のような方法で県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 町域内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)</p> <p>第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。</p> <p><u>(5)</u> 震度6弱以上の地震を観測した場合には、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 被害情報の収集・連絡等</p> <p>国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の連絡</p> <p>町は、次のような方法で県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> <u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>(5)</u> 町域内において「震度5強」以上を<u>観測する</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)</p> <p>第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。</p> <p><u>(6)</u> 震度6弱以上の<u>揺れ</u>を観測した場合には、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更 <u>追加</u>
<p>第3節 災害救助法の適用計画</p> <p>災害が一定規模以上で、かつ、応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害に<u>かかった</u>者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 災害救助法の適用計画</p> <p>災害が一定規模以上で、かつ、応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害に<u>より被害を受け又は被害を受けるおそれのある</u>者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第1 実施内容</p> <p>1 災害救助法による救助は、災害に<u>かかった</u>者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 実施内容</p> <p>1 災害救助法による救助は、災害に<u>より被害を受け又は被害を受けるおそれのある</u>者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更

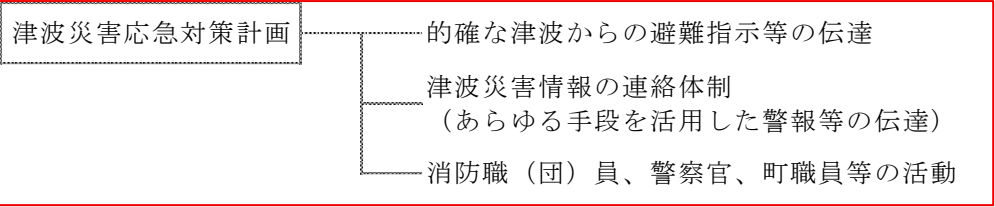
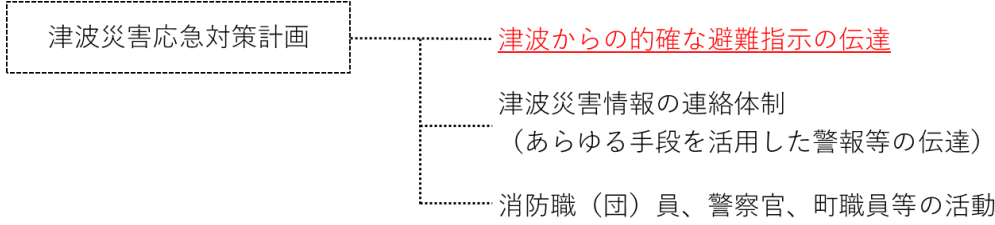
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																
<p>3 災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。町長は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」以外の救助について、救助を迅速に行うため必要があると認められたときは、実施に関する事務を委任される。</p> <p>(略)</p>	<p>3 災害救助法による救助の種類及び実施者を次表のとおりとする。町長は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」以外の救助について、救助を迅速に行うため必要があると認められたときは、実施に関する事務を委任される。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>																	
<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p>	<p>第2 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p><u>カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>																
<p>2 救助の種類及び期間</p> <p>災害救助法による救助の種類及び期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="80 1001 1190 1255"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所の設置</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅の供与</td> <td>〃 20日以内着工</td> </tr> <tr> <td>3 炊出しその他による食品の給与</td> <td>〃 7日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内	2 応急仮設住宅の供与	〃 20日以内着工	3 炊出しその他による食品の給与	〃 7日以内	<p>2 救助の種類及び期間</p> <p>災害救助法による救助の種類及び期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1210 1001 2318 1255"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所の設置</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅の供与</td> <td>〃 20日以内着工</td> </tr> <tr> <td>3 炊き出しその他による食品の給与</td> <td>〃 7日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	救助の種類	実施期間	1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内	2 応急仮設住宅の供与	〃 20日以内着工	3 炊き出しその他による食品の給与	〃 7日以内	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
救助の種類	実施期間																		
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内																		
2 応急仮設住宅の供与	〃 20日以内着工																		
3 炊出しその他による食品の給与	〃 7日以内																		
救助の種類	実施期間																		
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内																		
2 応急仮設住宅の供与	〃 20日以内着工																		
3 炊き出しその他による食品の給与	〃 7日以内																		
<p>第3 町の措置</p> <p>1 町長の実施する応急救助と災害救助法との関係</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしたときは、町長は本計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに備中県民局を経由して知事に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 救助の実施状況の報告</p> <p>災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、備中県民局を経由して知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 町の措置</p> <p>1 町長の実施する応急救助と災害救助法との関係</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしたときは、町長は本計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を、速やかに備中県民局を経由して知事に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 救助の実施状況の報告</p> <p>災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、備中県民局を経由して知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>																

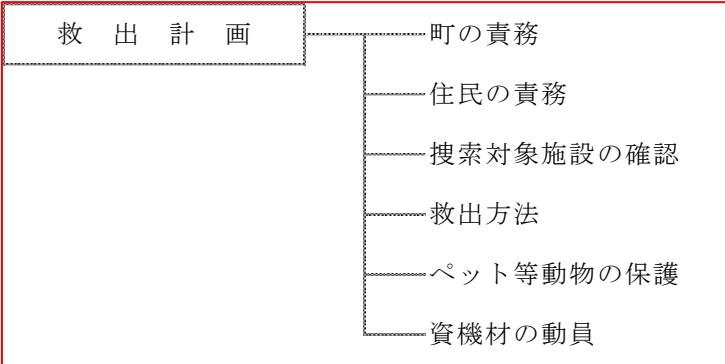
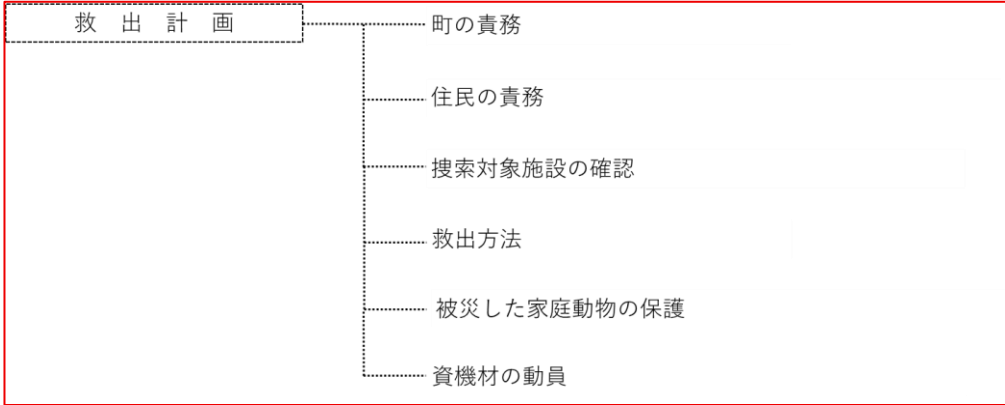
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第4節 広域応援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>また、町及び県は、「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」に<u>基づく</u>岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p>	<p>第4節 広域応援要請計画</p> <p>(略)</p> <p>また、町及び県は、「<u>応急対策職員派遣制度</u>」に<u>よる</u>岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 他の市町村等に対する応援要請</p> <p>1 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>応援を要請された場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p>	<p>第1 他の市町村等に対する応援要請</p> <p>1 応援要請</p> <p>(略)</p> <p>応援を要請された場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。<u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>町及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加

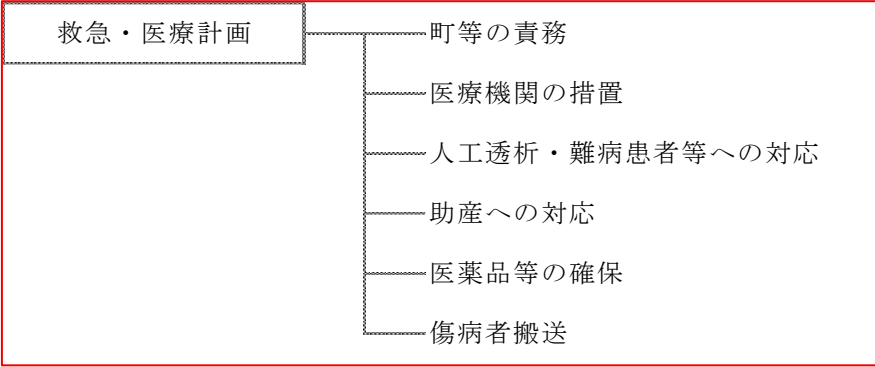
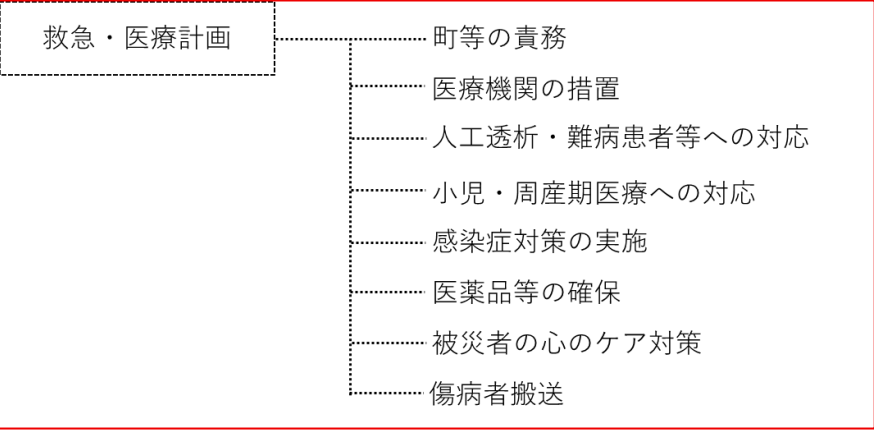
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
(略)	<p><u>また、町及び県は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>		
<p>第3 労務者等の雇用</p> <p>1 労務者の雇用</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第2 労務者等の雇用</p> <p>1 労務者の雇用</p> <p>(略)</p> <p><u>町は、災害対応業務に従事する労務者の健康管理等を徹底する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第4 労務者等の雇用の範囲</p> <p>(略)</p>	<p>第3 労務者等の雇用の範囲</p> <p>(略)</p>		<p>変更</p>
<p>第5 ボランティアの協力</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティアの主な作業</p> <p>(1) 炊出しその他被災者に対する救助</p> <p>(略)</p>	<p>第4 ボランティアの協力</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティアの主な作業</p> <p>(1) <u>炊き出し</u>その他被災者に対する救助</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請</p> <p>町長は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対し職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請</p> <p>町長は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対し職員の派遣要請を行うものとする。<u>また、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をすよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、<u>応急措置を実施することができる。</u></u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 自衛隊の活動範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 避難者の誘導及び輸送支援 避難命令等が出され、避難、立退き等が行われる場合が必要があると認められるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難援助する。</p> <p>3 避難者等の搜索救助 行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。</p> <p>4 水防活動 堤防等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>7 診療及び防疫の支援 被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、町の提供するものを使用する。</p> <p>8 通信支援 <u>災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。</u></p> <p>9 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</p> <p>10 炊飯及び給水の支援 炊飯及び給水の支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 自衛隊の活動範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 避難の援助 避難命令等が出され、避難、立退き等が行われる場合が必要であると認められるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難援助する。</p> <p>3 遭難者等の搜索活動 行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。</p> <p>4 消防活動 堤防等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>7 応急医療、救護及び防疫 被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、町の提供するものを使用する。</p> <p>8 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</p> <p>9 給食及び給水 給食及び給水の支援を行う。</p> <p>10 入浴支援 <u>入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。</u></p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

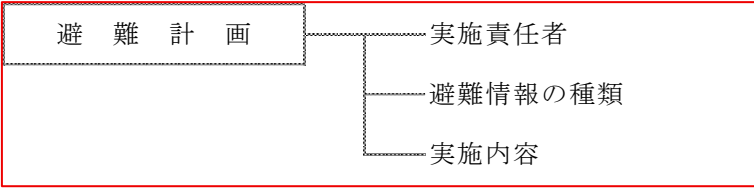
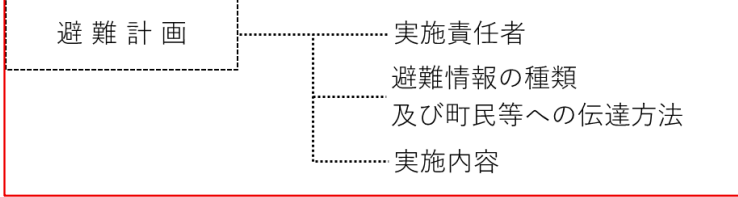
現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項																																																				
<p><u>12</u> 交通規制の支援 主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。</p> <p><u>13</u> 危険物の除去等 自衛隊の能力の範囲内における火薬物、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。</p> <p><u>14</u> その他 その他必要に応じて自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。</p>				<p><u>12</u> 危険物の保安及び除去 自衛隊の能力の範囲内における火薬物、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。</p> <p><u>13</u> その他 その他必要に応じて自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。</p>				番号の修正、表現の見直し																																																					
<p>第2 災害派遣の自衛官の権限 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>措 置 権 限</th> <th>根拠条文</th> <th>関 連 規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策基本法</td> <td>ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令</td> <td>63条3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 他人の土地、建物等の一時使用等</td> <td>64条8項</td> <td>通常生ずべき損失の補償(82条)</td> </tr> <tr> <td>ウ 現場の被災工作物等の除去等</td> <td>64条8項</td> <td>除去した工作物等の保管(64条9項)</td> </tr> <tr> <td>エ 町民等を応急措置の業務に従事させること</td> <td>65条3項</td> <td>従事した者に対する損害の補償(84条)</td> </tr> <tr> <td>オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置</td> <td>76条の3 3項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊法</td> <td>ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置</td> <td rowspan="2">94条</td> <td rowspan="2">警察官職務執行法(4条及び6条)</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>					措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定	災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項		イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3 3項			自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入	<p>第2 災害派遣の自衛官の権限 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>措 置 権 限</th> <th>根拠条文</th> <th>関 連 規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策基本法</td> <td>ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令</td> <td>63条3項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 他人の土地、建物等の一時使用等</td> <td>64条8項</td> <td>通常生ずべき損失の補償(82条)</td> </tr> <tr> <td>ウ 現場の被災工作物等の除去等</td> <td>64条8項</td> <td>除去した工作物等の保管(64条9項)</td> </tr> <tr> <td>エ 町民等を応急措置の業務に従事させること</td> <td>65条3項</td> <td>従事した者に対する損害の補償(84条)</td> </tr> <tr> <td>オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置</td> <td>76条3項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊法</td> <td>ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置</td> <td rowspan="2">94条</td> <td rowspan="2">警察官職務執行法(4条及び6条)</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入り</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>					措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定	災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項		イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条3項			自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入り	表現の見直し	変更
	措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定																																																										
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項																																																											
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)																																																										
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)																																																										
	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)																																																										
オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条の3 3項																																																												
自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)																																																										
	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入																																																												
	措 置 権 限	根拠条文	関 連 規 定																																																										
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	63条3項																																																											
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	64条8項	通常生ずべき損失の補償(82条)																																																										
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	64条8項	除去した工作物等の保管(64条9項)																																																										
	エ 町民等を応急措置の業務に従事させること	65条3項	従事した者に対する損害の補償(84条)																																																										
オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	76条3項																																																												
自衛隊法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	94条	警察官職務執行法(4条及び6条)																																																										
	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入り																																																												

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
(略)	(略)		
<p>第6節 津波災害応急対策計画</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第6節 津波災害応急対策計画</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 津波からの的確な避難指示(緊急)の伝達</p> <p>町は、強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示(緊急)を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)を発令する場合でも、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)の対象となる地域を町民等に伝達する。</p>	<p>第1 津波からの的確な避難指示の伝達</p> <p>町は、強い揺れ(震度4以上)若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を町民等に伝達する。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>第2 津波災害情報の連絡体制(あらゆる手段を活用した警報等の伝達)</p> <p>町及び県は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 津波災害情報の連絡体制(あらゆる手段を活用した警報等の伝達)</p> <p>町及び県は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、インターネット、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し	変更
<p>第7節 救出計画</p> <p>(略)</p> <p>また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。</p>	<p>第7節 救出計画</p> <p>(略)</p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。</u>また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		変更
<p>第3 搜索対象施設の確認</p> <p>1 町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 搜索対象施設の確認</p> <p>1 町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど、<u>効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。</u></p> <p>(略)</p>	表現の見直し	追加
<p>第4 救出方法</p> <p>(略)</p> <p>2 サイレントタイムの設定</p> <p>生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、県、県警察（玉島警察署）、消防組合等と連携をとりながら、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。</p>	<p>第4 救出方法</p> <p>(略)</p> <p>2 サイレントタイムの設定</p> <p>生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、県、県警察（玉島警察署）、消防組合等と連携をとりながら、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。<u>生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第5 ペット等動物の保護</p> <p>町は、県・関係団体と連携を図りながら、<u>飼養</u>動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での<u>被災ペット</u>のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 被災した家庭動物の保護</p> <p>町は、県・関係団体と連携を図りながら、<u>家庭</u>動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での<u>家庭動物</u>のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第8節 救急・医療計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第8節 救急・医療計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 町等の責務</p> <p>(略)</p> <p>2 救護所の設置と救護班の派遣要請</p> <p>町は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。救護所の設置に当たっては、浅口医師会及び浅口歯科医師会へ協力要請を行う。また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。</p> <p>3 医療機関への町の支援</p> <p>(略)</p> <p>4 浅口医師会及び浅口歯科医師会との連携</p> <p>情報の収集・提供及び救護所の設置等に当たっては、浅口医師会及び浅口歯科医師会と連携し、実施する。</p>	<p>第1 町等の責務</p> <p>(略)</p> <p>2 救護所の設置と救護班の派遣要請</p> <p>町は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。救護所の設置に当たっては、浅口医師会及び浅口歯科医師会へ協力要請を行う。また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。</p> <p>3 医療機関に対する町の支援</p> <p>(略)</p> <p>4 浅口医師会及び浅口歯科医師会との連携</p> <p>情報の収集・提供及び救護所の設置等に当たっては、浅口医師会及び浅口歯科医師会と連携して実施する。</p> <p><u>5 応援機関との連携</u></p> <p><u>県は、災害急性期にDMAT及びDPATの出動要請が見込まれる場合等においては、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</u></p> <p><u>町は、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第2 医療機関の措置</p> <p>1 効率的な医療の実施</p>	<p>第2 医療機関の措置</p> <p>1 効率的な医療の実施</p>		追加

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>(3) 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、浅口医師会及び浅口歯科医師会を中心として医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p> <p>(4) 浅口医師会及び浅口歯科医師会に協力要請をした上で、なお医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、浅口医師会及び浅口歯科医師会を中心として医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p> <p>(4) 浅口医師会及び浅口歯科医師会に協力要請をした上で、なお医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	
	<p>第7 被災者の心のケア対策</p> <p><u>県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、DPATの派遣を求める。県は、DPATの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	追加
<p>第7 傷病者搬送</p> <p>(略)</p> <p>1 搬送手段の確保</p> <p>(1) 町は道路の損壊等により交通機関が不通の場合及び遠隔地への搬送などの場合は、必要に応じて、ヘリコプターによる空輸を自衛隊あるいは県に要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車両の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項(応急措置の業務)により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>第8 傷病者搬送</p> <p>(略)</p> <p>1 搬送手段の確保</p> <p>(1) 町は道路の損壊等により交通機関が不通の場合及び遠隔地への搬送などの場合は、必要に応じて、ヘリコプターによる空輸を自衛隊あるいは県に要請するものとする。<u>必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車両の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項(応急措置の業務)により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更
<p>第9節 避難計画</p> <p>災害により危険が急迫し、町民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、町長等は、町民に対し避難のための立退きを<u>勧告・指示</u>して安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法、避難所の設置等について定めるものとする。</p>	<p>第9節 避難計画</p> <p>災害により危険が急迫し、町民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、町長等は、町民に対し避難のための立退きを指示して安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法、避難所の設置等について定めるものとする。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	削除

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																								
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更																								
<p>第1 実施責任者</p> <p>避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。ただし、緊急の場合、消防職(団)員等関係職員が<u>勧告</u>、指示を行<u>い得</u>るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。</p> <table border="1" data-bbox="77 709 1193 913"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害の種別</th> <th>報告先</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長 (<u>勧告</u>、指示)</td> <td>災害全般</td> <td>知事</td> <td>法第60条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法	町長 (<u>勧告</u> 、指示)	災害全般	知事	法第60条	(略)				<p>第1 実施責任者</p> <p>避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。ただし、緊急の場合、消防職(団)員等関係職員が指示を行<u>うことができる</u>よう、町長の権限の一部を代行させることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1205 709 2323 913"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害の種別</th> <th>報告先</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>知事</td> <td>法第60条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法	町長 (指示)	災害全般	知事	法第60条	(略)				表現の見直し	変更 削除
実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法																								
町長 (<u>勧告</u> 、指示)	災害全般	知事	法第60条																								
(略)																											
実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法																								
町長 (指示)	災害全般	知事	法第60条																								
(略)																											
<p>第2 避難情報の種類及び町民等への伝達方法</p> <p>1 避難情報の種類</p> <p>避難情報の種類は、「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」及び「<u>避難指示</u>」の<u>3段階</u>とする。情報の発令時の状況、町民に求める行動は、次のとおりである。</p>	<p>第2 避難情報の種類及び町民等への伝達方法</p> <p>1 避難情報の種類</p> <p>避難情報の種類は、「<u>緊急安全確保</u>」、「<u>避難指示</u>」及び「<u>高齢者等避難</u>」とする。情報の発令時の状況、町民に求める行動は、次のとおりである。 <u>ただし、地震・津波災害については、基本的に「避難指示」を発令する。(*)</u></p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更																								
<table border="1" data-bbox="77 1182 1193 1707"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備情報</u> (要配慮者等に対する避難情報)</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、<u>避難所等への避難行動を開始</u> (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、<u>家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始</u> </td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td><u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しな</u>ければならない段階であり、<u>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u></td> <td><u>通常の避難行動ができる者は、速やかに避難所等への避難行動を開始</u></td> </tr> </tbody> </table>	類型	発令時の状況	住民に求める行動	<u>避難準備情報</u> (要配慮者等に対する避難情報)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しな ければなら ない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、<u>避難所等への避難行動を開始</u> (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、<u>家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始</u> 	<u>避難勧告</u>	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しな</u> ければなら ない 段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	<u>通常の避難行動ができる者は、速やかに避難所等への避難行動を開始</u>	<table border="1" data-bbox="1205 1182 2323 1707"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td><u>災害が発生又は切迫している状況において避難し遅れた者が身の安全の確保を図る必要がある状況</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>命を守る行動</u> ○<u>相対的に安全である場所へ直ちに移動等する</u> (浸水しにくい高い場所、崖から少しでも離れた場所、近隣の堅牢な建物等) </td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td><u>災害が発生し、又は発生するおそれが高く、全員が避難する必要がある状況</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ○<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ速やかに立退き避難する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	類型	発令時の状況	住民に求める行動	<u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生又は切迫している状況において避難し遅れた者が身の安全の確保を図る必要がある状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>命を守る行動</u> ○<u>相対的に安全である場所へ直ちに移動等する</u> (浸水しにくい高い場所、崖から少しでも離れた場所、近隣の堅牢な建物等) 	<u>避難指示</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれが高く、全員が避難する必要がある状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ○<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ速やかに立退き避難する。</u> 	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更						
類型	発令時の状況	住民に求める行動																									
<u>避難準備情報</u> (要配慮者等に対する避難情報)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しな ければなら ない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、<u>避難所等への避難行動を開始</u> (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、<u>家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始</u> 																									
<u>避難勧告</u>	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しな</u> ければなら ない 段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	<u>通常の避難行動ができる者は、速やかに避難所等への避難行動を開始</u>																									
類型	発令時の状況	住民に求める行動																									
<u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生又は切迫している状況において避難し遅れた者が身の安全の確保を図る必要がある状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>命を守る行動</u> ○<u>相対的に安全である場所へ直ちに移動等する</u> (浸水しにくい高い場所、崖から少しでも離れた場所、近隣の堅牢な建物等) 																									
<u>避難指示</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれが高く、全員が避難する必要がある状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ○<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ速やかに立退き避難する。</u> 																									

現行計画			改訂案			改訂理由	改訂事項
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の町民は、<u>確実な避難行動を直ちに完了</u> ・未だ避難していない対象町民は、<u>直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u> 	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 		
			<p>*津波に対しては、一刻も早い避難が必要であることから、<u>立ち退き避難を促す避難指示のみを発令する。また、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、警戒レベルを付さない。</u></p>				
<p>2 町民等への伝達方法</p> <p>(1) 町による町民等への伝達方法</p> <p>町長は、「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示</u>」を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、分館放送、戸別受信機、CATV、スマートフォン専用アプリ、FMラジオ及び<u>エリアメール</u>等により町民に対し伝達するとともに、町職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、ハンドマイク等により町民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p> <p>【情報の伝達手段について】</p>			<p>2 町民等への伝達方法</p> <p>(1) 町による町民等への伝達方法</p> <p>町長は、<u>避難指示等</u>を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、分館放送、戸別受信機、CATV、スマートフォン専用アプリ、FMラジオ及び<u>緊急速報メール</u>等により町民に対し伝達するとともに、町職員及び消防団員を派遣し、広報車、サイレン、ハンドマイク等により町民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。</p> <p>【情報の伝達手段について】</p>			岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し	変更
番号	伝達手段	方法	番号	伝達手段	方法	表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正	削除 変更
	(略)			(略)			
⑦	<u>エリアメール</u> <u>(緊急速報メール)</u>	NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI (au)、楽天モバイルが実施している緊急時の速報メールサービスを活用し、町民へ周知を行う。(携帯電話にメールで情報を発信) 町 → 携帯各社 → 町民	⑦	緊急速報メール	NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI (au)、楽天モバイルが実施している緊急時の速報メールサービスを活用し、町民へ周知を行う。(携帯電話にメールで情報を発信) 町 → 携帯各社 → 町民		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
<p>(2) 放送事業者との連携</p> <p>町は、放送事業者と普段から情報交換を行い、災害時において町長が行う「<u>避難準備情報</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示</u>」の発令を町民に迅速かつ適切に伝えるものとする。</p>			<p>(2) 放送事業者との連携</p> <p>町は、放送事業者と普段から情報交換を行い、災害時において町長が行う「<u>緊急安全確保</u>」、「<u>避難指示</u>」、「<u>高齢者等避難</u>」の発令を町民に迅速かつ適切に伝えるものとする。</p>				
<p>第3 実施内容</p> <p>1 <u>避難準備(避難行動要支援者)情報・避難勧告及び避難指示</u>をすることのできる者 (略)</p>			<p>第3 実施内容</p> <p>1 避難指示をすることのできる者 (略)</p>			岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画				改訂案				改訂理由	改訂事項																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">町長</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">備中県民局</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県知事</div> </div> </div> <p>(略)</p> <p>2 避難勧告等の発令基準 避難勧告等の発令に当り、参考とすべき情報を<u>下</u>記の表に示す。 津波については、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」 「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。 町長は、避難勧告等の判断に際し県及び岡山地方気象台等に助言を求めることができる。</p>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">町長</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(備中県民局)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県知事</div> </div> </div> <p>(略)</p> <p>2 避難指示の発令基準 避難指示の発令に<u>当</u>たり、参考とすべき情報を<u>次</u>記の表に示す。 なお津波については、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等 避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。 町長は、避難指示発令の判断に際し県及び岡山地方気象台等に助言を求めることができる。</p>				表現の見直し																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告等の発令対象区域</td> <td>浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波の到達時間は、笠岡港において、地震発生後 202 分と予測されており、避難を行う時間は一定時間確保出来る見込みである。</p> <p>(略)</p>					発令基準	避難 勧告等 の発令対象区域	浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 90%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難指示の発令対象区域</td> <td>浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波の到達時間は、笠岡港において、地震発生後 202 分と予測されており、避難を行う時間は一定時間確保出来る見込みである。 また、町長は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(略)</p>					発令基準	避難 指示 の発令対象区域	浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照	(略)		岡山県地域防災計画の改定による修正	変更追加																																												
	発令基準																																																																
避難 勧告等 の発令対象区域	浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照																																																																
(略)																																																																	
	発令基準																																																																
避難 指示 の発令対象区域	浜中団地西、浜中団地東分館 ※平成 25 年 3 月に岡山県が公表している南海トラフ巨大地震の津波浸水想定 図参照																																																																
(略)																																																																	
<p>(2) 警戒区域の設定権者区分 警戒区域の設定権者の区分は次の表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設定権者</th> <th style="width: 10%;">災害の種類</th> <th style="width: 50%;">内 容 (要件)</th> <th style="width: 30%;">根 拠 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第 63 条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法第 73 条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法	町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 63 条	警察官	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	〃	(略)				知事	災害全般	災害の発生により 市町村 がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 73 条	(略)				(略)				<p>(2) 警戒区域の設定権者区分 警戒区域の設定権者の区分は次の表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">設定権者</th> <th style="width: 10%;">災害の種類</th> <th style="width: 50%;">内 容 (要件)</th> <th style="width: 30%;">根 拠 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第 63 条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般</td> <td>災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第 73 条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法	町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条	警察官	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	〃	(略)				知事	災害全般	災害の発生により 町長 がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条	(略)				(略)				表現の見直し	変更
設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法																																																														
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 63 条																																																														
警察官	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	〃																																																														
(略)																																																																	
知事	災害全般	災害の発生により 市町村 がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 73 条																																																														
(略)																																																																	
(略)																																																																	
設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠 法																																																														
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条																																																														
警察官	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	〃																																																														
(略)																																																																	
知事	災害全般	災害の発生により 町長 がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条																																																														
(略)																																																																	
(略)																																																																	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(4) 警戒区域を設定した場合の伝達方法 警戒区域を設定した場合の伝達方法は、避難<u>勧告</u>、指示の伝達方法を準用する。 (略)</p> <p>5 避難情報の発令及び伝達に関するマニュアルの作成 町長は、円滑に避難情報の発令及び伝達が行われるよう、災害種別ごとに避難<u>勧告</u>等の判断・伝達マニュアルを作成し、町民に周知する。</p> <p>6 避難者の誘導及び移送 (1) 避難者の誘導 (略)</p> <p>イ 乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者を優先して避難させる。 避難に当たっては、自主防災組織、<u>地区</u>民生児童委員が中心となって、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じて実施する。 (略)</p> <p>(2) 移送、輸送 (略)</p> <p>イ 避難経路中に危険<u>箇</u>所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い、避難に際し、あらかじめ伝達するか、又は誘導員を配置する。特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。 (略)</p> <p>ケ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を指示することができる。 (略)</p>	<p>(4) 警戒区域を設定した場合の伝達方法 警戒区域を設定した場合の伝達方法は、避難指示の伝達方法を準用する。 (略)</p> <p>5 避難情報の発令及び伝達に関するマニュアルの作成 町長は、円滑に避難情報の発令及び伝達が行われるよう、災害種別ごとに避難<u>指示</u>等の判断・伝達マニュアルを作成し、町民に周知する。</p> <p>6 避難者の誘導及び移送 (1) 避難者の誘導 (略)</p> <p>イ 乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者を優先して避難させる。 避難に当たっては、自主防災組織、民生<u>委員</u>・児童委員が中心となって、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じて実施する。 (略)</p> <p>(2) 移送、輸送 (略)</p> <p>イ 避難経路中に危険箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い、避難に際し、あらかじめ伝達するか、又は誘導員を配置する。特に危険が認められたときは、他の安全な場所に誘導する。 (略)</p> <p>ケ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、<u>緊急</u>安全確保措置を指示することができる。 (略)</p> <p><u>サ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>シ 町は、町民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</u> (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>8 避難所の開設 (1) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p>	<p>8 避難所の開設 (1) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p>		<p>変更</p>

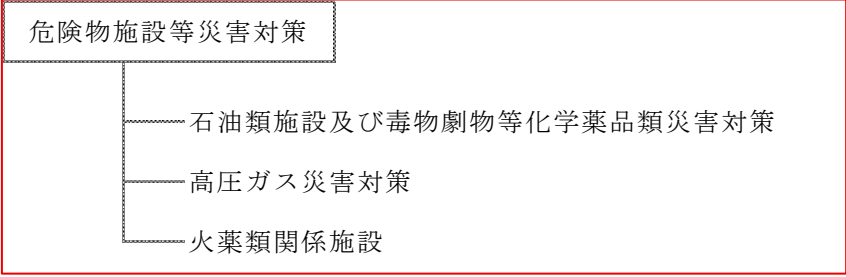
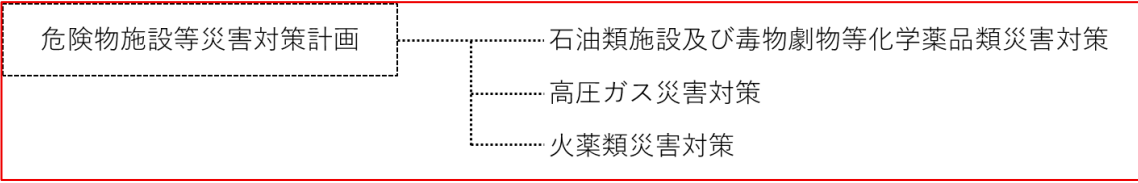
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) 避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、<u>災害の状況によっては</u>、テント等により仮設するものとする。この場合、平素から必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。</p>	<p>(2) <u>町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。また、状況により</u>、テント等により仮設するものとする。この場合、平素から必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(4) 避難所施設の開設は、町職員または施設管理者が行うこととするが、災害の状況により、町職員または施設管理者が開設することが困難な場合は、自主防災組織や<u>自治会</u>が行う。</p>	<p>(4) 避難所施設の開設は、町職員または施設管理者が行うこととするが、災害の状況により、町職員または施設管理者が開設することが困難な場合は、自主防災組織や<u>分館</u>が行う。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>(5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p>	<p>(5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告する。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(7) 避難所及びその位置を町民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識等を設置しておくものとする。</p>	<p>(7) 避難所及びその位置を町民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識等を設置しておくものとする。 <u>また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>10 避難所の運営</p>	<p>10 <u>指定避難所等</u>の運営</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(4) 負傷者が想定される場合は、医師会、<u>地域災害医療本部</u>に救護班及び医療班の要請を行い、救護所を設置する。</p>	<p>(4) 負傷者が想定される場合は、医師会、<u>地域災害保健医療福祉調整本部</u>に救護班及び医療班の要請を行い、救護所を設置する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>(5) 感染症の流行下においては、<u>感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策に留意する。また、体調不良などにより感染症が疑われる者は、できるだけ接触を避けるよう、個室管理や独立動線の確保などに留意する。</u></p>	<p>(5) 感染症の流行下においては、体調不良などにより感染症が疑われる者は、できるだけ接触を避けるよう、個室管理や独立動線の確保などに留意する。</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		

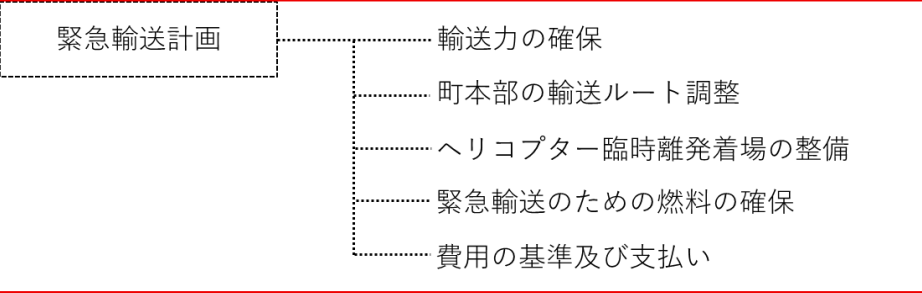
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(9) 町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。したがって、避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。また、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務毎にリーダーと<u>あわせて</u>それをサポートする者を選任しておく。</p> <p>避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。<u>また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度</u>、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難<u>場所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(12) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(13) 町は、必要に応じ、指定避難所における<u>被災ペット</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(14) 避難<u>場所</u>の運営における<u>意思決定の場へ</u>の女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮</u>する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授</p>	<p>(9) 町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。したがって、避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。<u>併せて、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得られるよう努める。</u>また、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務毎にリーダーと<u>併せて</u>それをサポートする者を選任しておく。</p> <p>避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(11) 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。<u>そのため、避難所開設当初からプライバシーの確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な措置を講ずる。また、</u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難<u>所</u>の衛生状態の把握に努め、<u>洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p><u>(12) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(13) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p>(14) 町は、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における<u>家庭動物</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。<u>また、同行避難してきた家庭動物について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(15) <u>指定避難所等</u>の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。</u></p>	<p>表現の見直し、岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	

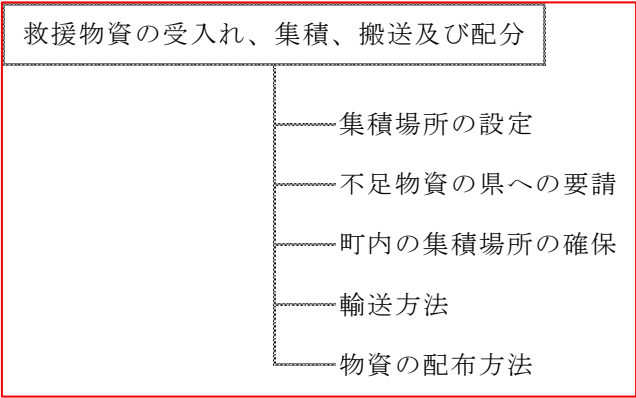
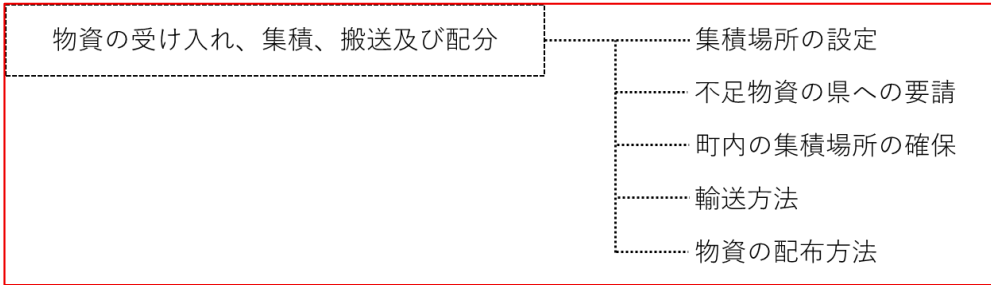
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難場所の運営管理に努める。</p> <p>(15) 町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(16) 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアを重視し、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートするなど配慮を行う。</p>	<p>特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペース（子どもの遊び場）や学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(16) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(17) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(18) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>(19) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p> <p>(20) 町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(21) 避難の長期化等が見込まれる場合、県は、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）を予防するため、岡山JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJRAT本部や他都道府県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合には、JASPA（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、JRATの活動に係る調整を行う。</p> <p>(22) 避難所等の高齢者、障害のある人等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、県に、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者への災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。</p> <p>(23) 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアを重視し、学校を避難所とする場合には担当の医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートするなど配慮を行う。県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、DPATの派遣を求める。また、DPATの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(17) 駐在した町職員は、次の各種記録を備えつけ整備する。 (略)</p>	<p>(24) 駐在した町職員は、次の各種記録を備えつけ整備する。 (略)</p>		
<p>11 応援の要請 (1) 広域応援協力 (略)</p> <p>(2) 広域一時滞在 被災時において町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、里庄町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。</p> <p>(略)</p> <p>12 平常体制への復帰対策 (略)</p> <p>13 災害危険区域における避難対策 (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は危険区域ごとに居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときはこれらの者に対し立退きを指示する。</p>	<p>11 広域応援協力 (略)</p> <p>12 広域避難 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、里庄町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。</p> <p>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>町及び県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>また、町及び県、事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</p> <p>13 広域一時滞在 被災時において町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、里庄町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めると認めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</p> <p>14 平常体制への復帰対策 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

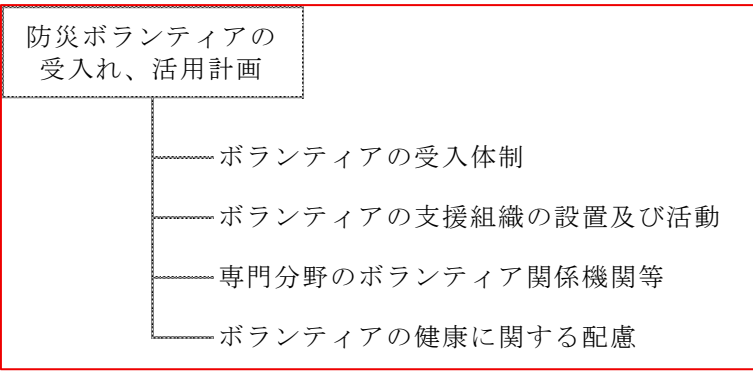
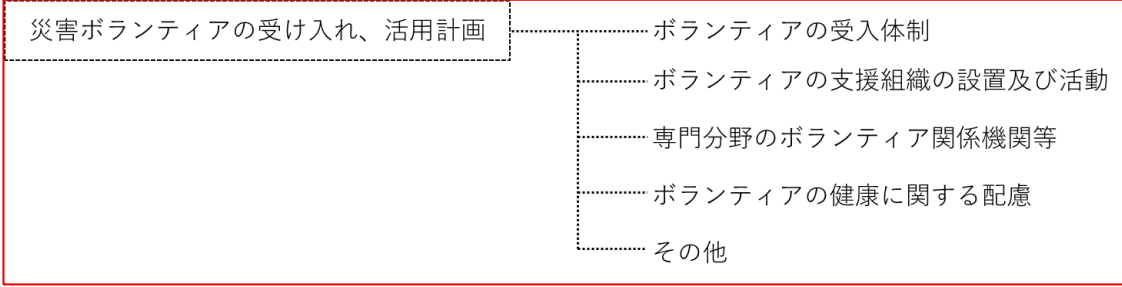
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) <u>情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、町民の身に危険が及ぶと判断されるときは、その必要があると認められる区域ごとに避難のための立退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。</u></p> <p>(3) <u>避難のための立退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各課（班）長を通じて町本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>危険区域における被災者の保護及び救出等については、この計画のそれぞれ定めるところによる。</u></p> <p>14 災害救助法による実施基準等 (略)</p>	<p>15 災害救助法による実施基準等 (略)</p>		
<p>第10節 道路啓開・交通確保計画</p> <p>本町の道路体系は、町の東西に横断する国道2号、町道里見229号線、町道里見691号線、<u>主要地方道矢掛寄島線、一般県道里庄地頭上線、園井里庄線等と町道</u>で構成されている。近年の道路機能の低下や、山陽自動車道を始めとする各主要道間のアクセス道路の未整備等が、ひとたび災害が発生した際の災害時の緊急支援物資の輸送・救急・消防活動等の緊急活動の支障となる可能性が出てくる。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 道路啓開・交通確保計画</p> <p>本町の道路体系は、町の東西に横断する国道2号、<u>主要地方道矢掛寄島線、一般県道里庄地頭上線、園井里庄線、町道里見229号線、町道里見691号線等</u>で構成されている。近年の道路機能の低下や、山陽自動車道を始めとする各主要道間のアクセス道路の未整備等が、ひとたび災害が発生した際の災害時の緊急支援物資の輸送・救急・消防活動等の緊急活動の支障となる可能性が出てくる。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第1 道路の啓開</p> <p>1 啓開道路の基準</p> <p>国道2号及び<u>主要地方道</u>矢掛寄島線、<u>一般県道</u>里庄地頭上線、町道里見229号線等町内の主要道路と、各防災関係機関、各地区を結ぶ県道、町道を優先的に啓開するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 道路の啓開</p> <p>1 啓開道路の基準</p> <p>国道2号及び<u>県道</u>矢掛寄島線、<u>県道</u>里庄地頭上線、町道里見229号線等町内の主要道路と、各防災関係機関、各地区を結ぶ県道、町道を優先的に啓開するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第11節 消防計画</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 消防計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第3 消防団の活動計画</p> <p>(略)</p> <p>4 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となったときは、町長から知事に対して自衛隊の出動を要請する。なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、町長が直接自衛隊に連絡し、事後知事に報告する。</p>	<p>第3 消防団の活動計画</p> <p>(略)</p> <p>4 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となつたり<u>した</u>ときは、町長から知事に対して自衛隊の出動を要請する。なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、町長が直接自衛隊に連絡し、事後知事に報告する。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>

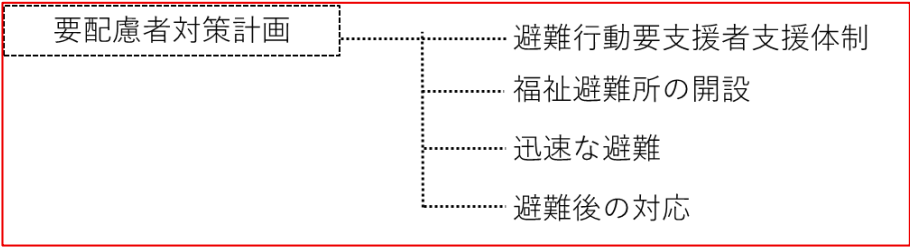
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第12節 危険物施設等災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第12節 危険物施設等災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 石油類施設及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 石油类等施設</p> <p>(1) 石油类等施設の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 町、笠岡地区消防組合及び玉島警察署へ災害生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近町民に対して避難するよう勧告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 石油類施設及び毒物劇物等化学薬品類災害対策</p> <p>1 石油类等施設</p> <p>(1) 石油类等施設の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 町、笠岡地区消防組合及び玉島警察署へ災害生発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近町民に対して避難するよう勧告する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	追加
<p>第3 火薬類災害対策</p> <p>1 火薬類関係施設</p> <p>(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 町及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難の勧告を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>オ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。</p>	<p>第3 火薬類災害対策</p> <p>1 火薬類関係施設</p> <p>(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者及び占有者の措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 町及び玉島警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の町民に対して避難指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 町の措置</p> <p>(略)</p> <p>オ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

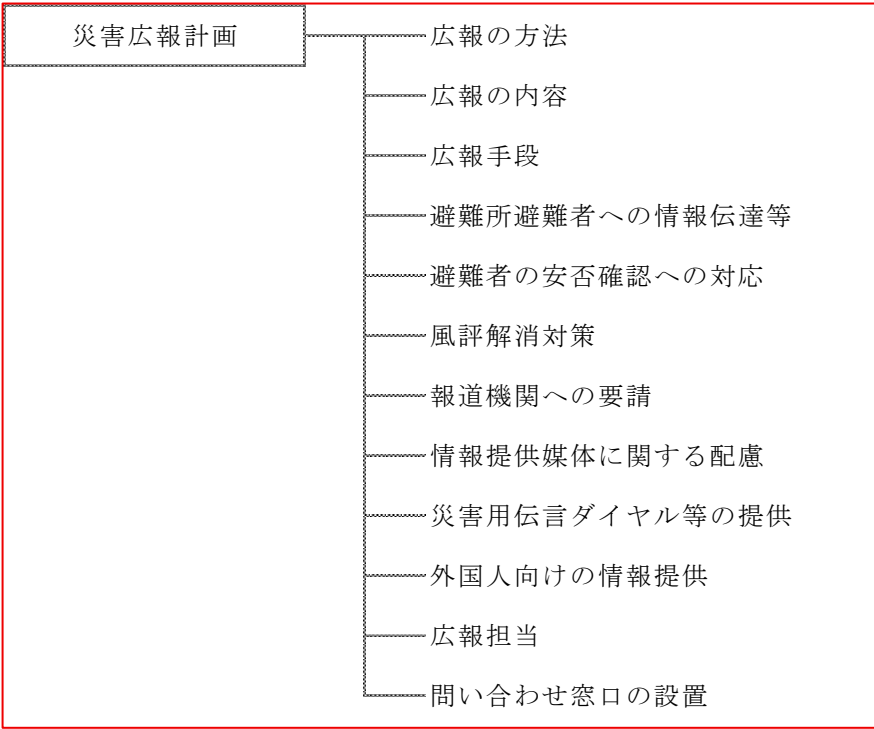
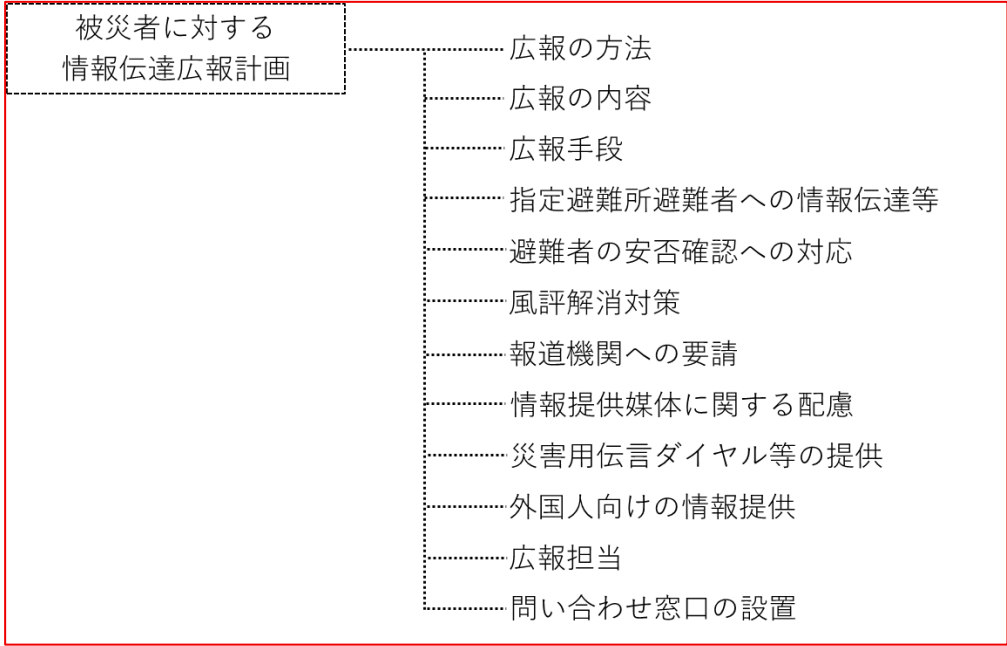
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。</p> <p>(略)</p>	<p>また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第13節 緊急輸送計画</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 緊急輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		<p>追加</p>
<p>第1 輸送力の確保</p> <p>1 緊急輸送の方針</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 協定業者や町内輸送業者等により代替えできる緊急輸送活動は、それらの業者に委ねる。</p> <p><u>イ</u> 被災地の状況を総合的に把握し、最も適切な方法により輸送力の確保を図る。</p> <p><u>ウ</u> 輸送活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命の安全 ・ 被害の拡大防止 ・ 災害応急対策の円滑な実施 <p>2 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>なお、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けておくことで、緊急通行車両の需要数を把握し、確認手続の省力化・効率化を図ることができる。</p> <p>3 緊急輸送車両の確保・配車</p> <p>輸送力の確保は、次のとおり行う。</p> <p><u>ア</u> 緊急輸送活動を行う必要が生じたときは、輸送するもの、輸送手段、量、時期、経路、場所等を明らかにした輸送計画を作成する。</p>	<p>第1 輸送力の確保</p> <p>1 緊急輸送の方針</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 協定業者や町内輸送業者等により代替えできる緊急輸送活動は、それらの業者に委ねる。</p> <p><u>(2)</u> 被災地の状況を総合的に把握し、最も適切な方法により輸送力の確保を図る。</p> <p><u>(3)</u> 輸送活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮して行う。</p> <p><u>ア</u> 人命の安全</p> <p><u>イ</u> 被害の拡大防止</p> <p><u>ウ</u> 災害応急対策の円滑な実施</p> <p>2 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>なお、あらかじめ緊急通行車両の事前<u>確認及び規制除外車両の事前</u>届出により「届出済証」を受けておくことで、緊急通行車両の需要数を把握し、確認手続の省力化・効率化を図ることができる。</p> <p>3 緊急輸送車両の確保・配車</p> <p>輸送力の確保<u>については</u>、次のとおり行う。</p> <p><u>(1)</u> 緊急輸送活動を行う必要が生じたときは、輸送するもの、輸送手段、量、時期、経路、場所等を明らかにした輸送計画を作成する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>イ</u> 輸送車両種別により、次に掲げる輸送業者等へ協力を要請する。</p> <p><u>(1)</u> 乗用車、貨物自動車 バス会社、岡山県トラック協会及び町内運送業者に協力を求める。</p> <p><u>(2)</u> 特殊自動車 町内の運送業者又は土木建設業者に協力を求める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(2)</u> 輸送車両種別により、次に掲げる輸送業者等へ協力を要請する。</p> <p><u>ア</u> 乗用車、貨物自動車 バス会社、<u>一般社団法人</u>岡山県トラック協会及び町内運送業者に協力を求める。</p> <p><u>イ</u> 特殊自動車 町内の運送業者又は土木建設業者に協力を求める。</p> <p>(略)</p>		
<p>第2 町本部の輸送ルート調整</p> <p>(略)</p> <p>(1) 輸送第1段階</p> <p>(略)</p> <p>ア 人命の救助等に要する人員、<u>物資</u></p> <p>イ 応急対策に必要な人員、<u>資材</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 町本部の輸送ルート調整</p> <p>(略)</p> <p>(1) 輸送第1段階</p> <p>(略)</p> <p>ア 人命の救助等に要する人員<u>及び</u>物資</p> <p>イ 応急対策に必要な人員<u>及び</u>資材</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第14節 物資の受入、集積、搬送及び配分</p> <p>被災地において不足する物資、<u>過剰</u>の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。</p>	<p>第14節 物資の受<u>け</u>入<u>れ</u>、集積、搬送及び配分</p> <p>被災地において不足する物資<u>及び</u>過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。</p>	表現の見直し	変更
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 集積場所の設定</p> <p>援助物資の受入地は、県が被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて町内へ搬送することとする。受入地での受入れ・仕分け等の作業及び受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。</p>	<p>第1 集積場所の設定</p> <p>援助物資の受入地は、県が被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて町内へ搬送することとする。受入地での受<u>け</u>入<u>れ</u>・仕分<u>け</u>等の作業及び受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。</p>	表現の見直し	追加
<p>第2 不足物資の県への要請</p> <p>1 町本部の措置</p> <p>指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主</p>	<p>第2 不足物資の県への要請</p> <p>1 町本部の措置</p> <p>指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、<u>国の新物資システム(B-P L o)</u>を活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

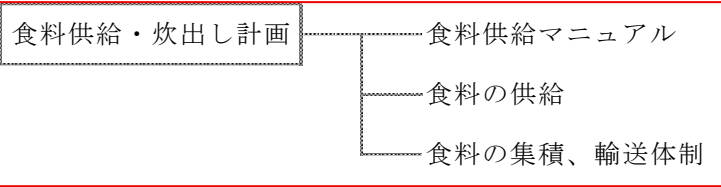
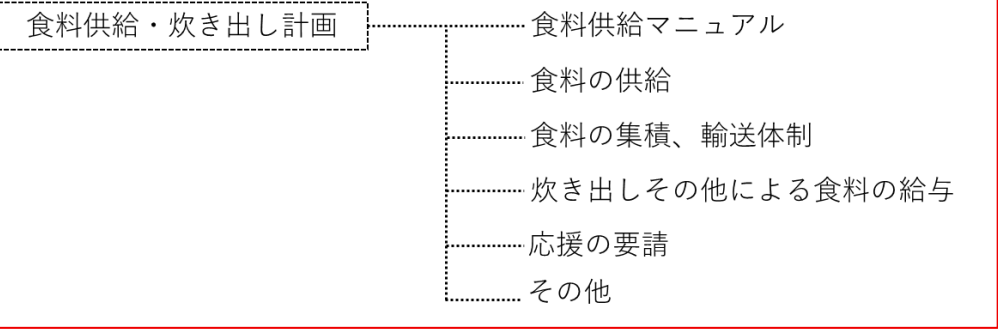
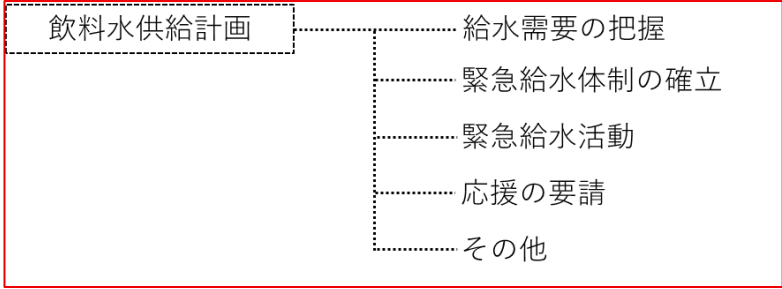
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。 また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所管理者の措置 (略)</p> <p>なお、町が指定している避難所以外に避難している被災者あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、<u>自治会</u>によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡する。</p>	<p>調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。 また、指定避難所等を巡回し、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して</u>、避難者のニーズを把握する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所管理者の措置 (略)</p> <p>なお、町が指定している避難所以外に避難している被災者あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、<u>分館</u>によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡する。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第3 町内の集積場所の確保</p> <p>町は、あらかじめ地域内輸送拠点として指定していた公民館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な地域内輸送拠点を指定する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 町内の集積場所の確保</p> <p>町は、あらかじめ地域内輸送拠点として指定していた公民館、<u>小</u>・中学校体育館等の中から状況に応じて適当な地域内輸送拠点を指定する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第5 物資の配布方法</p> <p>指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各<u>自治会</u>を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。</p> <p>また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や<u>自治会</u>を通じる等により、物資について指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、<u>自治会</u>の協力を得る等の方法により届けるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 物資の配布方法</p> <p>指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各<u>分館</u>を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。</p> <p>また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や<u>分館</u>を通じる等により、物資について指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、<u>分館</u>の協力を得る等の方法により届けるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第15節 <u>防災</u>ボランティアの受入れ、活用計画</p> <p>災害時には、<u>平常</u>時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。</p> <p>町、県及び日本赤十字社岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、高齢者等の介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織 (<u>NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織</u>) を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活</p>	<p>第15節 <u>災害</u>ボランティアの<u>受け入れ</u>、活用計画</p> <p>災害時には、平時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。</p> <p>町、県及び日本赤十字社岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの<u>受け入れ</u>に際して、高齢者等の介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新</u>の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、県、町、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第1 ボランティアの受入体制</p> <p>町災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、(福)里庄町社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行うものとする。</p>	<p>第1 ボランティアの受入体制</p> <p>町災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、里庄町社会福祉協議会が設置するボランティア現地本部に情報の提供を行うものとする。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第2 ボランティアの支援組織の設置及び活動</p> <p>(福)里庄町社会福祉協議会は、被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 ボランティアの支援組織の設置及び活動</p> <p>里庄町社会福祉協議会は、被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティア現地本部を設置し、次の業務を行う。</p> <p>(略)</p>		<p>削除</p>
<p>第3 専門分野のボランティア関係機関等</p> <p>県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 専門分野のボランティア関係機関等</p> <p>県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受け入れ及び派遣に係る調整等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
	<p>第5 その他</p> <p>県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>

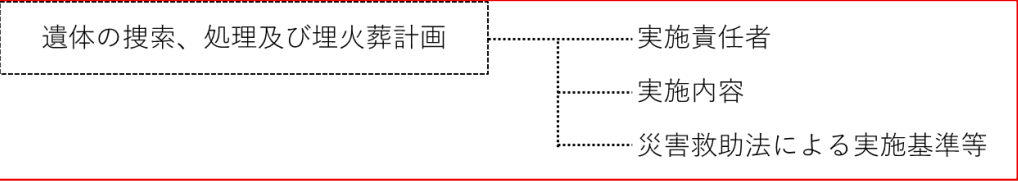
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第16節 要配慮者対策計画</p> <p>被災後は、全ての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を行う。町は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携のもとでの速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援を行う。</p>	<p>第16節 要配慮者対策計画</p> <p>被災後は、全ての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を行う。町は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉分野との連携のもとでの速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援を行う。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>(略)</p>	<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		<p>追加</p>
<p>第3 迅速な避難</p> <p>1 町の措置</p> <p>町は、市消防局、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難支援プラン等に従って、町民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 迅速な避難</p> <p>1 町の措置</p> <p>町は、笠岡地区消防組合、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難支援プラン等に従って、町民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

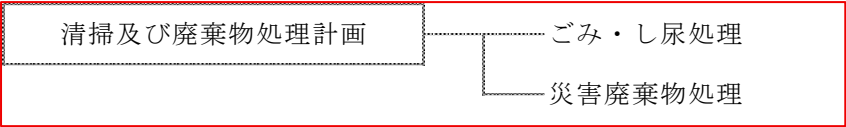
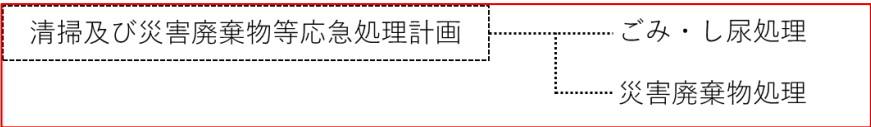
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第17節 被災者に対する情報伝達広報計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第17節 被災者に対する情報伝達広報計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> 		変更
<p>第1 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>また、町、県及びライフライン事業者は、<u>L</u>アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>また、町、県及びライフライン事業者は、<u>L</u>アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>(略)</p>	大文字修正	変更
<p>第2 広報の内容</p> <p>町は、町民に対し、次の災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。</p> <p>災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を把握し、被害の防止等に必要の注意事項をとりまとめる。また、災害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備、避難の<u>勧告</u>指示、応急措置の状況等について、避難者、要配慮者を含め、すべての人に確実に行き渡るように広報する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 広報の内容</p> <p>町は、町民に対し、次の災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。</p> <p>災害発生前の広報としては、予想される災害の規模、動向等を把握し、被害の防止等に必要の注意事項をとりまとめる。また、災害発生後の広報としては、被害の程度、避難準備、避難<u>指示</u>、応急措置の状況等について、避難者、要配慮者を含め、すべての人に確実に行き渡るように広報する。</p> <p>(略)</p>	岡山県地域防災計画の改定による修正	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項																		
<p>4 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> (略)</p>	<p>4 高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u> (略)</p>																				
<p>第3 広報手段 町は、次の方法により、町民に災害時の情報伝達を図る。</p> <table border="1" data-bbox="77 478 1190 646"> <thead> <tr> <th>伝達手段</th> <th>種別</th> <th>特 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸別受信機</td> <td>被生</td> <td>戸別住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	伝達手段	種別	特 色	(略)			戸別受信機	被生	戸別住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す	<p>第3 広報手段 町は、次の方法により、町民に災害時の情報伝達を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1207 478 2320 646"> <thead> <tr> <th>伝達手段</th> <th>種別</th> <th>特 色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸別受信機</td> <td>被生</td> <td>住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	伝達手段	種別	特 色	(略)			戸別受信機	被生	住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
伝達手段	種別	特 色																			
(略)																					
戸別受信機	被生	戸別住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す																			
伝達手段	種別	特 色																			
(略)																					
戸別受信機	被生	住宅に設置。災害時の緊急情報を自動的にテレビへ映す																			
<p>第9 災害用伝言ダイヤル等の提供 NTT西日本は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。 (略)</p>	<p>第9 災害用伝言ダイヤル等の提供 NTT西日本株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の（供）を行う。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>																		
<p>第12 問い合わせ窓口の設置 町は、必要に応じ、発災後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。</p>	<p>第12 問合せ窓口の設置 町は、必要に応じ、発災後速やかに町民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>																		
<p>第18節 食料供給・炊出し計画 大規模震災時においては、ライフラインが破壊され、炊出し等は不可能となる事態も予想され、他の市町村に食料の供給を要請する必要も考えられる。 また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊出し等に利用されることになる。 食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。なお、その際には、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、乳幼児向け、高齢者向け、アレルギー対応食品等にも十分配慮する。 また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。 (略)</p>	<p>第18節 食料供給・炊き出し計画 大規模震災時においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となる事態も予想され、他の市町村に食料の供給を要請する必要も考えられる。 また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。 食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。なお、その際には、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、乳幼児向け、高齢者向け等にも十分配慮する。 また、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、</u>食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>																		

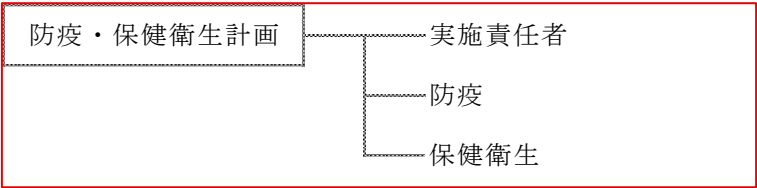
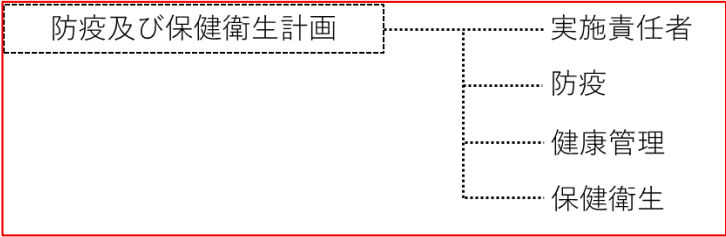
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		変更
<p>第2 食料の供給 (略)</p> <p>3 炊出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保 4 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の要請 6 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立 7 供給ルート、運送体制の確立 8 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立 9 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施 10 ボランティアによる炊出しの調整</p> <p>(略)</p>	<p>第2 食料の供給 (略)</p> <p>3 食物アレルギーに配慮した食料の確保 4 炊き出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保 5 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定 6 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の要請 7 援助食料集積地を指定、責任者等受入体制を確立 8 供給ルート、運送体制の確立 9 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立 10 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施 11 ボランティアによる炊き出しの調整</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更 追加
<p>第19節 飲料水供給計画 (略)</p>	<p>第19節 飲料水供給計画 (略)</p> <p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 給水需要の把握 町内で給水機能が停止した時は、その次の状況を把握する。</p>	<p>第1 給水需要の把握 町内で給水機能が停止した時は、次の状況を把握する。</p>	表現の見直し	削除

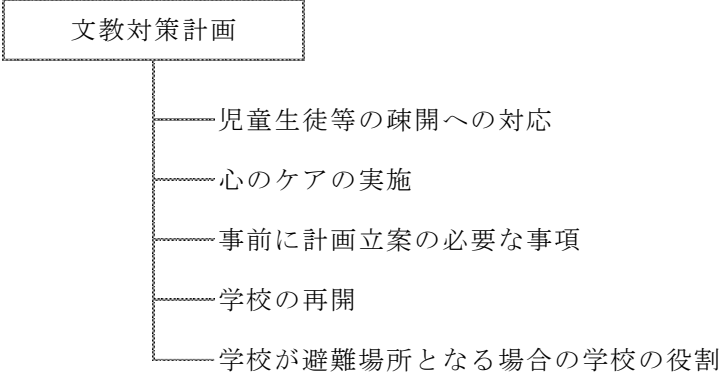
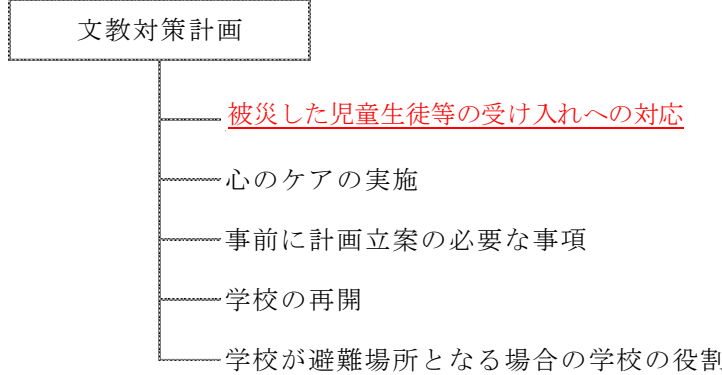
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(略)</p> <p>第3 緊急給水活動</p> <p>1 水源の確保</p> <p><u>ア</u> 浄水場 (略)</p> <p><u>イ</u> 非常用飲料水貯水槽 非常用飲料水貯水槽から配水の必要があるときは、輸送車（給水車）を配送し、受水後各給水所等へ搬送する。</p> <p><u>ウ</u> プール ろ過機を用いる過を行い、かつ滅菌処理を行って飲料水として利用する。</p> <p><u>エ</u> 個人保有井戸、事業者保有井戸、河川等 <u>ウ</u>と同様にろ過、滅菌を行い飲料水として利用するか、又は生活用水として利用する。</p> <p>2 給水方法</p> <p><u>ア</u> 給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難場所等において行う拠点給水方式とする。 給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、給水に関する<u>問い合わせ</u>、要望等についてとりまとめを依頼するため、給水所に利用町民の代表者（連絡者）を表示するよう努める。</p> <p><u>イ</u> 給水車による直接の搬送給水は、次の<u>ような</u>場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水等の確保の面で特に困難の予想される地域 ・ 病院、社会福祉施設などの傷病人、要配慮者関係の施設 ・ 被災者に対する炊き出しを実施する施設等 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 緊急給水活動</p> <p>1 水源の確保</p> <p><u>(1)</u> 浄水場 (略)</p> <p><u>(2)</u> 非常用飲料水貯水槽 非常用飲料水貯水槽から配水の必要があるときは、輸送車（給水車）を配送し、受水後各給水所等へ搬送する。</p> <p><u>(3)</u> プール ろ過機を用いる過を行い、かつ滅菌処理を行って飲料水として利用する。</p> <p><u>(4)</u> 個人保有井戸、事業者保有井戸、河川等 <u>(3)</u>と同様にろ過、滅菌を行い飲料水として利用するか、又は生活用水として利用する。</p> <p>2 給水方法</p> <p><u>(1)</u> 給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難場所等において行う拠点給水方式とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示するとともに、給水に関する<u>問い合わせ</u>、要望等についてとりまとめを依頼するため、給水所に利用町民の代表者（連絡者）を表示するよう努める。</p> <p><u>(2)</u> 給水車による直接の搬送給水は、次の場合に実施する。</p> <p><u>ア</u> 飲料水等の確保の面で特に困難の予想される地域</p> <p><u>イ</u> 病院、社会福祉施設などの傷病人、要配慮者関係の施設</p> <p><u>ウ</u> 被災者に対する炊き出しを実施する施設等</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第20節 生活必需品等調達供給計画</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 生活必需品等調達供給計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>生活必需品等調達供給計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の給与又は貸与の方法 生活必需品の供給活動の実施 その他 </div> <p>(略)</p>		<p>追加</p>

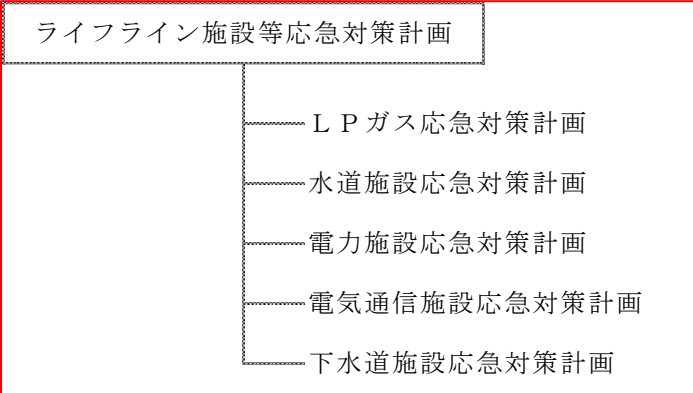
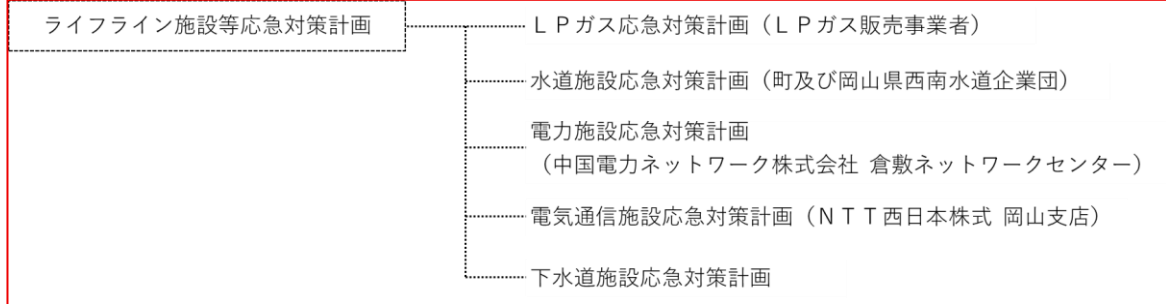
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第21節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画</p> <p>(略)</p>	<p>第21節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		追加
<p>第2 実施内容</p> <p>1 遺体の搜索等</p> <p>町は、県警察（玉島警察署）、消防団、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。</p> <p>また、搜索に当たっては、消防組合等他機関の資機材等を借り上げて実施するものとする。</p> <p>2 遺体の保管</p> <p>大規模な災害時に多数の死者が発生した場合の遺体の保管場所は次のとおりとする。</p> <p>里庄総合文化ホール 電動中ホール</p> <p>里庄町大字里見 1107-2</p> <p>なお、町は、この保管場所を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>4 遺体の埋火葬</p> <p>町は、自ら遺体を埋火葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行う。また、警察官の検視、身元確認等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数</p> <p>(イ) 搜索地域</p> <p>(ウ) 埋火葬に供する施設の使用の可否</p> <p>(エ) 必要な輸送車両の数</p>	<p>第2 実施内容</p> <p>1 遺体の搜索等</p> <p>町は、県警察（玉島警察署）、消防団、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。</p> <p>また、搜索に当たっては、笠岡地区消防組合等他機関の資機材等を借り上げて実施するものとする。</p> <p>2 遺体の保管</p> <p>大規模な災害時に多数の死者が発生した場合の遺体の保管場所は次のとおりとする。</p> <p>里庄町福祉会館</p> <p>里庄町大字里見 1107 番地2</p> <p>なお、町は、この保管場所を周知する。</p> <p>(略)</p> <p>4 遺体の埋火葬</p> <p>町は、自ら遺体を埋火葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行う。また、警察官の検視、身元確認等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。</p> <p>(略)</p> <p>5 応援の要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数</p> <p>(2) 搜索地域</p> <p>(3) 埋火葬に供する施設の使用の可否</p> <p>(4) 必要な輸送車両の数</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量 (略)</p>	<p>(5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量 (略)</p>		
<p>第22節 清掃及び災害廃棄物等応急処理計画</p> <p>町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、(福)里庄町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 (略)</p>	<p>第 22 節 清掃及び災害廃棄物等応急処理計画</p> <p>町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、里庄町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 (略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正 表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第 1 ごみ・し尿処理 (略)</p> <p>2 収集・処理体制</p> <p>(1) 町及び岡山県西部衛生施設組合、岡山県西部環境整備施設組合は、臨時のごみ集積場所及び収集日時を定め、町民に周知する。 (略)</p>	<p>第 1 ごみ・し尿処理 (略)</p> <p>2 収集・処理体制</p> <p>(1) 町及び岡山県西部衛生施設組合は、臨時のごみ集積場所及び収集日時を定め、町民に周知する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第 2 災害廃棄物処理</p> <p>1 処理の措置者</p> <p>被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。 (略)</p> <p>2 処理計画の策定</p> <p>町においては、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分地の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。 (略)</p> <p>(1) 損壊家屋の解体・撤去</p>	<p>第 2 災害廃棄物処理</p> <p>1 処理の措置者</p> <p>被災建築物等の解体及び災害廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。 (略)</p> <p>2 処理計画の策定</p> <p>町においては、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分場の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。 (略)</p> <p>(1) 損壊家屋の解体・撤去</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 仮置場</p> <p>町は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。</p> <p>設置に当たっては、効率的な受入、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺町民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。</p> <p>また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 分別・処理・再資源化</p> <p>被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。</p> <p>(6) 最終処分</p> <p>再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。町は、処分先が町内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策</p> <p>(略)</p> <p>4 町民等への啓発・広報、相談窓口の開設</p> <p>町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。</p> <p>また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。</p>	<p>町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 仮置場</p> <p>町は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。</p> <p>設置に当たっては、効率的な受入、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺町民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。</p> <p>また、仮置場の規模、仮置きする災害廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 分別・処理・再資源化</p> <p>被災地の復旧・復興時に、災害廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、災害廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。</p> <p>(6) 最終処分</p> <p>再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受け入れが可能な処分先の確保が重要である。町は、処分先が町内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 有害廃棄物・適正処理が困難な災害廃棄物の対策</p> <p>(略)</p> <p>4 町民等への啓発・広報、相談窓口の開設</p> <p>町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。</p> <p>また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	

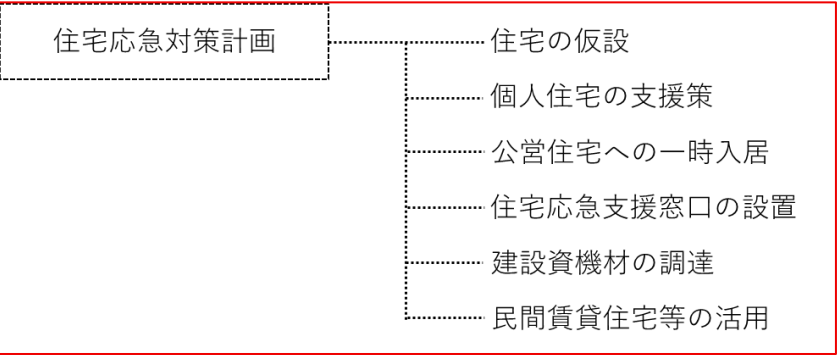
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第23節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>	<p>第23節 防疫及び保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>施策体系図</p>  <p>(略)</p>		変更
<p>第2 防疫</p> <p>町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫措置を実施する。</p> <p>1 防疫活動組織</p> <p>(1) 防疫体制の強化</p> <p>防疫活動の徹底を図るため、町は、県、<u>且赤</u>岡山県支部、医師会、その他関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫の措置</p> <p>(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等（感染症予防法第27条第2項）</p> <p>ア 町は、<u>自治会</u>、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 患者等に対する措置</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 防疫</p> <p>町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫措置を実施する。</p> <p>1 防疫活動組織</p> <p>(1) 防疫体制の強化</p> <p>防疫活動の徹底を図るため、町は、県、<u>日本赤十字社</u>岡山県支部、医師会、その他関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫の措置</p> <p>(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等（感染症予防法第27条第2項）</p> <p>ア 町は、<u>分館</u>、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 患者等に対する措置</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p>	表現の見直し	変更
<p>第4 保健衛生</p> <p>1 食品衛生</p> <p>町本部は、炊出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。</p>	<p>第4 保健衛生</p> <p>1 食品衛生</p> <p>町本部は、炊<u>き</u>出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。</p>	表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(1) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、<u>社寺</u>等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所から遠ざかった場所を選定して設ける。</p> <p>(2) 炊出し場所には消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 炊<u>き</u>出し施設は、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所から遠ざかった場所を選定して設ける。</p> <p>(2) 炊<u>き</u>出し場所には消毒剤を備えた手洗設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。</p> <p>(略)</p>		
<p>第24節 文教対策計画</p> <p>地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強等、就学に支障をきたさないよう<u>応急</u>の教育に必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>第 24 節 文教対策計画</p> <p>地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強等、就学に支障をきたさないよう、<u>教育に必要な応急の措置を講ずる。</u> <u>児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>施策体系図</p> 	<p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第 1 児童生徒等の疎開への対応</p> <p><u>疎開</u>に伴う転入学等に関する窓口を設け、問<u>い</u>合<u>わ</u>せに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。また、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 <u>被災した児童生徒等の受け入れへの対応</u></p> <p><u>被災</u>に伴う転入学等に関する窓口を設け、問合せに対応する。その場合、里親制度との連携を図る。また、<u>受け入れ</u>に関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第 2 心のケアの実施</p> <p>町は、被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 心のケアの実施</p> <p>町は、被災児童生徒<u>等</u>の心の傷への対策として「心のケア」を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>
<p>第 3 事前に計画立案の必要な事項</p> <p>(略)</p>	<p>第 3 事前に計画立案の必要な事項</p> <p>(略)</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>2 <u>園児</u>、<u>児童</u>生徒の安否確認の方法</p> <p>3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と<u>園児・児童</u>生徒とで共用する部分と<u>園児・児童</u>生徒又は避難者のみを使用する部分の区分け</p> <p>4 授業中等に発災した場合の<u>園児・児童</u>生徒の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置</p>	<p>2 児童生徒<u>等</u>の安否確認の方法</p> <p>3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒<u>等</u>とで共用する部分と児童生徒<u>等</u>又は避難者のみを使用する部分の区分け</p> <p>4 授業中等に発災した場合の児童生徒<u>等</u>の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置</p>	表現の見直し	
<p>第4 学校の再開 （略）</p> <p>3 校（園）長等は、疎開した児童生徒等への対応について、町を通じてマスコミ<u>機関</u>等に学校再開の時期等の周知を依頼するとともに、窓口を設置し、<u>問い合わせ</u>に対応する。</p> <p>4 校（園）長等は授業再開までに、<u>園児・児童</u>生徒の通学路の安全確認等を行う。また、教職員や保護者等との連絡体制を確立し、再開時期及び方法等について、保護者等への周知を図る。 （略）</p>	<p>第4 学校の再開 （略）</p> <p>3 校（園）長等は、疎開した児童生徒等への対応について、町を通じてマスコミ等に学校再開の時期等の周知を依頼するとともに、窓口を設置し、<u>問合せ</u>に対応する。</p> <p>4 校（園）長等は授業再開までに、児童生徒<u>等</u>の通学路の安全確認等を行う。また、教職員や保護者等との連絡体制を確立し、再開時期及び方法等について、保護者等への周知を図る。 （略）</p>	表現の見直し	変更
<p>第25節 ライフライン施設等応急対策計画 （略）</p> <p>施策体系図</p>  <p>（略）</p>	<p>第25節 ライフライン施設等応急対策計画 （略）</p> <p>施策体系図</p>  <p>（略）</p>		変更
<p>第1 LPガス応急対策計画（LPガス販売事業者）</p> <p>民生の安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、エルピーガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）並びにエルピーガス防災協議会及びオートガススタンド協会（以下「協議会等」という。）は、<u>県</u>、<u>町</u>と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て、復旧作業を実施する。</p> <p>1 復旧計画及び復旧作業 （略）</p>	<p>第1 LPガス応急対策計画（LPガス販売事業者）</p> <p>民生の安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、エルピーガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）並びにエルピーガス防災協議会及びオートガススタンド協会（以下「協議会等」という。）は、<u>県</u>、<u>及び町</u>と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て、復旧作業を実施する。</p> <p>1 復旧計画及び復旧作業 （略）</p>	表現の見直し	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(3) 現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受入れ、作業指示等を行う。</p> <p>(4) 対策本部長は、現地本部長等と連携を密にし、応援隊の派遣要請及び受入れ体制等の整備並びに復旧作業に必要な資機材の調達等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 一般消費者に対する情報提供等</p> <p>(1) LPガス販売事業者は、指定避難場所及び仮設住宅等にLPガスを供給する場合、<u>被災前に都市ガスを使用していた者もいることから</u>、LPガスの使用上の注意事項について周知徹底する。</p> <p>(2) 現地本部長及びLPガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため一般消費者に対して、自治体、メディア等の協力を得て、2次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、一般消費者からの相談に応じるため、電話相談窓口を設置し対応する。</p>	<p>(3) 現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受<u>け</u>入れ、作業指示等を行う。</p> <p>(4) 対策本部長は、現地本部長等と連携を密にし、応援隊の派遣要請及び受<u>け</u>入れ体制等の整備並びに復旧作業に必要な資機材の調達等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 一般消費者に対する情報提供等</p> <p>(1) LPガス販売事業者は、指定避難場所及び仮設住宅等にLPガスを供給する場合、LPガスの使用上の注意事項について周知徹底する。</p> <p>(2) 現地本部長及びLPガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため一般消費者に対して、自治体、メディア等の協力を得て、2次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、一般消費者からの相談に応じるため、電話相談窓口を設置し、<u>対応</u>する。</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第2 水道施設応急対策計画（町及び岡山県西南水道企業団）</p> <p>1 応急給水の実施</p> <p>(略)</p> <p>この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施<u>することとし</u>、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、<u>災害時要援護者</u>に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。</p> <p>2 施設の復旧</p> <p>被災者の生活再建にとって、生活水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。</p> <p>(1) 管施設は、<u>その多くが道路などの地下に埋設されていることから</u>、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であること<u>に鑑み</u>、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 水道施設応急対策計画（町及び岡山県西南水道企業団）</p> <p>1 応急給水の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、<u>要配慮者</u>に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。</p> <p>2 施設の復旧</p> <p>被災者の生活再建にとって、生活水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。<u>災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>(1) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されて<u>おり</u>、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であること<u>から</u>、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の<u>複製</u>の分散化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 電力施設応急対策計画（中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター）</p> <p>(略)</p> <p>イ 対策本部指揮者の通信手段、代行順位、従業員（家族を含む）の安否確認、出社で</p>	<p>第3 電力施設応急対策計画（中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター）</p> <p>(略)</p> <p>イ 対策本部指揮者の通信手段、代行順位、従業員（家族を含む）の安否確認、出社で</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>きる直近の事業場の設定等の体制を確立して、地震の発生が勤務時間内外を問わず、対応可能な動員体制とする。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、<u>以下</u>のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</p> <p>(略)</p> <p>7 災害時における広域応援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策要員の派遣、受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害復旧用資機材の広域応援</p> <p>災害復旧用資機材等の整備に努めるとともに、他の電力会社及び電源開発(株)と災害復旧用資機材の相互融通を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>きる直近の事業場の設定等の体制を確立して、地震の発生が勤務時間内外を問わず、対応可能な動員体制とする。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、<u>次</u>のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</p> <p>(略)</p> <p>7 災害時における広域応援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害対策要員の派遣、<u>受け</u>入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害復旧用資機材の広域応援</p> <p>災害復旧用資機材等の整備に努めるとともに、他の電力会社及び電源開発<u>株式会社</u>と災害復旧用資機材の相互融通を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	
<p>第4 電気通信施設応急対策計画（西日本<u>電信電話</u>株式会社岡山支店）</p> <p>電気通信施設の応急対策については、<u>県・町</u>及びその他指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 非常通話、<u>非常</u>電報の優先</p> <p><u>非常・緊急</u>通話又は<u>非常・緊急</u>電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害復旧</p> <p>災害復旧工事は応急復旧に引続き、<u>県・町</u>、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。</p>	<p>第4 電気通信施設応急対策計画（<u>NTT</u>西日本株式会社岡山支店）</p> <p>電気通信施設の応急対策については、<u>県・町</u>及びその他指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 非常通話<u>及び</u>非常電報の優先</p> <p><u>非常・緊急</u>通話又は<u>非常・緊急</u>電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>(略)</p> <p>5 情報共有</p> <p><u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び町民に対して情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u></p> <p>6 災害復旧</p> <p>災害復旧工事は応急復旧に<u>引き</u>続き、<u>県・町</u>、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
(略)	(略)		
<p>第26節 住宅応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>さらには地震発生後に応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士により被災住宅・被災宅地等の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅応急支援窓口を設置する。</p> <p>本計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第15節「応急住宅計画」に定める。</p>	<p>第26節 住宅応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>さらには、<u>地震</u>発生後に応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士により被災住宅・被災宅地等の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅応急支援窓口を設置する。</p> <p>本計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第15節「応急住宅計画」に定める。</p>	表現の見直し	追加
	<p>施策体系図</p> 		追加
<p>第1 住宅の仮設</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者、障がい者^者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者^者向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障がい者のみの入居エリアを作らないようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 住宅の仮設</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。<u>また</u>、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。</p> <p>3 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に高齢者、障がいのある人の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障がい者のみの入居エリアを作らないようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 個人住宅の支援策</p> <p>1 被災住宅の応急修理</p> <p><u>ア 災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、県が行うが、迅速な実施をする必要がある場合には、知事から町長への委任事項として町が行う。</u></p> <p><u>イ 応急修理の内容</u></p> <p><u>(1) 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。</u></p> <p><u>(2) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1箇月以内に完成するものとする。</u></p> <p>ウ 協力要請</p> <p>県と協力して、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>2 住宅等に流入した土石等障害物の除去</p> <p><u>ア 障害物除去の実施</u></p> <p><u>住居内の障害物の除去は、自らの労力、機械器具を用い、又は土木業者等に依頼して行う。なお、災害救助法の規定に適合するものについては、県が行うが、迅速な実施をする必要がある場合には、知事から町長への委任事項として町が実施する。</u></p> <p><u>イ 応援協力関係</u> (略)</p>	<p>第2 個人住宅の支援策</p> <p>1 被災住宅の応急修理</p> <p><u>(1) 被災住宅の応急修理については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。</u></p> <p><u>(2) 応急修理の内容</u></p> <p><u>ア 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。</u></p> <p><u>イ 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3箇月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6箇月以内。)</u></p> <p>ウ 協力要請</p> <p>県と協力して、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、<u>一般</u>社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。</p> <p>2 住宅等に流入した土石等障害物の除去</p> <p><u>(1) 障害物除去の実施</u></p> <p><u>住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。</u></p> <p><u>(2) 応援協力関係</u> (略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第3 公営住宅への一時入居</p> <p>町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。</p> <p>1 公営住宅への入居の調整</p> <p>ア 公営住宅の空家情報収集と調整 (略)</p> <p>イ 入居基準 (略)</p> <p>ウ 使用期間 (略)</p> <p>2 特例による入居者の取り扱い</p> <p>ア 特列入居 (略)</p> <p>イ 特列入居の調整と斡旋 (略)</p>	<p>第3 公営住宅への一時入居</p> <p>町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。</p> <p>1 公営住宅への入居の調整</p> <p>(1) 公営住宅の空家情報収集と調整 (略)</p> <p>(2) 入居基準 (略)</p> <p>(3) 使用期間 (略)</p> <p>2 特例による入居者の取り扱い</p> <p>(1) 特列入居 (略)</p> <p>(2) 特列入居の調整と斡旋 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第6 民間賃貸住宅等の活用</p> <p>民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・<u>あっせん</u>に関する業界団体と協力し、これら民間団体が有する情報を町が利用できる体制を整備する。 (略)</p>	<p>第6 民間賃貸住宅等の活用</p> <p>民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・<u>斡旋</u>に関する業界団体と協力し、これら民間団体が有する情報を町が利用できる体制を整備する。 (略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第27節 公共施設等応急対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第27節 公共施設等応急対策計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第4 公共建築物の応急対策</p> <p>町<u>庁舎</u>、学校施設、<u>診療所</u>及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、震災建物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。</p>	<p>第4 公共建築物の応急対策</p> <p>町<u>役場</u>、学校施設、<u>健康福祉センター</u>及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、震災建物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第5 道路施設の応急対策</p>	<p>第5 道路施設の応急対策</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p><u>1</u> 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</p> <p>この場合、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。</p> <p><u>2</u> 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、<u>路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。</u></p>	<p><u>1</u> <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p><u>2</u> 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。</p> <p>この場合、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。</p> <p><u>3</u> <u>道路管理者は、関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要人員、資機材等の確保に努める。</u></p> <p><u>4</u> 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、<u>状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>		

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第1節 総則</p> <p>第1 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 (1) この計画は、里庄町地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。 (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画（令和元年5月31日、中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。 (3) この推進計画に定めがない事項については、里庄町地域防災計画「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」、「資料編」によるものとする。</p> <p>3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項 以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。</p> <p>(1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。 (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。 (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると思われること。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>第1 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格 (1) この計画は、里庄町地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として策定する。 (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日、中央防災会議改定）等を踏まえて策定する。 (3) この推進計画に定めがない事項については、里庄町地域防災計画「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」、「資料編」によるものとする。</p> <p>3 推進計画の策定に当たって配慮すべき事項 以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、<u>レベル1の地震・津波（※1）に対しては、ハード対策を推進しつつソフト対策も有効に組み合わせた対策の推進、レベル2の地震・津波（※2）に対しては、「命を守る」「命をつなぐ」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。なお、被害想定を踏まえ、定性的な分析にとどまらず、定量的な分析などを行うことで推進計画の実効性を高めることに努める。</u></p> <p><u>（※1）発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波</u> <u>（※2）発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波</u></p> <p>(1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。 (2) 時間差をにおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること。 (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると思われること。 <u>（4）高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること。</u> <u>（5）大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること</u> <u>（6）これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること。</u> <u>（7）南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること。</u> <u>町は、国や県が実施する被災状況を想定したシミュレーションや被害想定等をもとに、推進計画の実効性を高めることに努める。</u></p>	<p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正、岡山県耐震改修促進計画の改定による修正</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>本町は、南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として平成26年3月31日（内閣府告示第21号）で指定された。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>本町は、南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として令和7年7月2日（内閣府告示第107号）で指定されている。</p> <p>（略）</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第2節 災害対策本部等の設置等</p> <p>第1 災害対策本部等の設置</p> <p>町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに里庄町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「町本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。</p> <p>（略）</p>	<p>第2節 災害対策本部等の設置等</p> <p>第1 災害対策本部等の設置</p> <p><u>町は、南海トラフ臨時情報（調査中）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは警戒体制を、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは特別警戒体制をとる。また、</u>町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに里庄町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「町本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。</p> <p>（略）</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 地震発生時の応急対策</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>ア 情報の収集・伝達における役割 (略)</p> <p>イ 地震や被害状況等の情報の収集・伝達 (略)</p> <p>ウ 町長に事故、不在又は連絡がとれないときは、副町長はその職務を代理する。 (略)</p> <p>3 二次災害の防止 (略)</p> <p>第2章「地震・津波予防計画」第16節「地震・津波に強いまちづくり」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第12節「危険物施設等災害対策計画」に準ずる。</p> <p>4 救助活動</p> <p>第2章「地震・津波予防計画」第12節「救助、救急、医療体制の整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第7節「救助計画」に準ずる。</p> <p>5 救急・医療活動</p> <p>第2章「地震・津波予防計画」第12節「救助、救急、医療体制の整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第8節「救急・医療計画」に準ずる。</p> <p>6 消火活動</p> <p>第3章「地震・津波応急対策計画」第11節「消防計画」に準ずる。</p> <p>7 物資調達</p> <p>第2章「地震・津波予防計画」第8節「緊急物資の整備」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第14節「救援物資の受入れ、集積、搬送及び配分」、第18節「食料供給・炊出し計画」、第19節「飲料水供給計画」、第20節「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。</p> <p>8 輸送活動</p> <p>第3章「地震・津波応急対策計画」第13節「緊急輸送計画」に準ずる。</p> <p>9 保健衛生・防疫活動</p> <p>第3章「地震・津波応急対策計画」第23節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。</p>	<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 地震発生時の応急対策</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(1) 情報の収集・伝達における役割 (略)</p> <p>(2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達 (略)</p> <p>(3) 町長が事故、不在又は連絡不通のときは、副町長はその職務を代理する。 (略)</p> <p>3 二次災害の防止 (略)</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第12節「危険物施設等災害対策計画」に準ずる。</p> <p>4 救助活動</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第12節「救助、救急、保健医療体制の整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第7節「救助計画」に準ずる。</p> <p>5 救急・医療活動</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第12節「救助、救急、保健医療体制の整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第8節「救急・医療計画」に準ずる。</p> <p>6 消火活動</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第11節「消防計画」に準ずる。</p> <p>7 物資調達</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第8節「緊急物資等の整備」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第14節「物資の受け入れ、集積、搬送及び配分」、第18節「食料供給・炊き出し計画」、第19節「飲料水供給計画」、第20節「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。</p> <p>8 輸送活動</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第13節「緊急輸送計画」に準ずる。</p> <p>9 保健衛生・防疫活動</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第23節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
---	--	---------------	-----------

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1 資機材の調達手配 第2章「地震・津波予防計画」第14節「防災活動拠点の整備及び災害救助用資機材の確保計画」に準ずる。</p> <p><u>2 人員の配備</u> 町は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて、県へ人員派遣要請等を行う。</p> <p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> <u>防災関係機関は、地震が発生した場合において、町防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。</u></p>	<p>第2 災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1 資機材の調達手配 第2章「地震・津波災害予防計画」第15節「防災活動拠点の整備及び災害救助用資機材の確保計画」に準ずる。</p> <p>町は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて、県へ人員派遣要請等を行う。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更 削除</p>
<p>第3 他機関に対する応援要請</p> <p><u>1 町は災害応急対策の実施のため必要があるときは、県、自衛隊、他市町村等に対し応援を要請するものとする。</u> 第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「広域応援要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。</p> <p><u>2 町は、災害が発生し、県に対し応援要請を行うこととなった場合に備え、県との連絡体制を保持し、活動拠点等受入体制を確保するように努める。</u></p>	<p>第3 自衛隊の災害派遣</p> <p><u>1 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。</u></p> <p><u>2 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
	<p>第4 物資の備蓄・調達</p> <p><u>物資備蓄・調達に関する方法等については、第2章「地震・津波災害予防計画」第8節「緊急物資等の整備」第1項「物資の備蓄」第2項「物資の調達・供給活動」に準ずる。なお、物資の備蓄・調達に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>1 男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第4 帰宅困難者への対応 (略)</p>	<p>第5 帰宅困難者への対応 (略)</p>		<p>変更</p>
<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p><u>1 町及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。</u></p> <p><u>2 町及び県は、防災行政無線等の整備等の方針及び計画を定める。</u> なお、これについては、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第2「公共施設等の災害予防」及び第8「津波災害予防計画」に準ずる。</p>	<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1 津波からの防護</p> <p>町及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>削除</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2 津波に関する情報の収集・伝達等 (略)</p>	<p>第2 津波に関する情報の収集・伝達等 (略)</p> <p><u>1 津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと。</u></p> <p><u>2 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。</u></p> <p><u>3 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。</u></p> <p><u>4 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。</u></p> <p><u>5 必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害のある人や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第3 避難対策等</p> <p><u>町は、指定緊急避難場所、避難経路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。</u></p> <p><u>また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により町民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行う。</u></p> <p><u>さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難経路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、町民等に対し周知を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 町民等の避難行動等</p> <p><u>町民等の避難行動等の検討に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>1 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。</u></p> <p><u>2 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</u></p> <p><u>3 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u></p> <p><u>4 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u></p> <p><u>5 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。</u></p> <p><u>6 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第4 消防機関等の活動 (略)</p>	<p>第4 消防機関等の活動 (略)</p>		<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>また、消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。</u></p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	
<p>第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 水道 (略)</p> <p>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>2 電気</p> <p>(1) <u>電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。</u></p> <p>(2) 指定公共機関である中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンターは、ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる措置を講ずるものとする。</p> <p>3 ガス</p> <p><u>(1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。</u></p> <p><u>(2) 指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び一般社団法人岡山県LPガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。</u></p> <p>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>4 通信</p> <p>指定公共機関である西日本<u>電信電話</u>株式会社岡山支店及び株式会社NTTドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。</p> <p>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p>	<p>第5 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>1 <u>上下</u>水道 (略)</p> <p><u>なお、</u>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設<u>の</u>予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>2 電気</p> <p>(1) 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等<u>に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。</u></p> <p>(2) 指定公共機関である中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンターは、ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設<u>の</u>予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる措置を講ずるものとする。</p> <p>3 ガス</p> <p>指定地方公共機関である岡山ガス株式会社、<u>浅野産業</u>及び一般社団法人岡山県LPガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。</p> <p>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設<u>の</u>予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>4 通信</p> <p>指定公共機関である<u>NTT</u>西日本株式会社岡山支店及び株式会社NTTドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。</p> <p>ライフライン等施設の予防計画については、第2章「地震・津波災害予防計画」第19節「地震・津波に強いまちづくり」第3「ライフライン等施設<u>の</u>予防計画」、ライフライン施設等応急対策計画については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>表現の見直し</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正、表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>5 放送</p> <p>(1) 指定公共機関である日本放送協会岡山放送局が行う措置は、緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定地方公共機関である各民間放送会社（R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）が行う措置は、緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達とする。</p>	<p>イン施設等応急対策計画」に準ずる。</p> <p>5 放送</p> <p>(1) 指定公共機関である日本放送協会岡山放送局が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定地方公共機関である各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>表現の見直し 岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第6 交通対策</p> <p>町は、津波襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、あらかじめ周知するとともに、次に定める通行禁止等を行う。</p> <p>1 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限</p> <p>2 その他必要な交通規制</p> <p>なお、必要に応じ、隣接公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 交通</p> <p>町は、津波襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、あらかじめ周知するとともに、次に定める通行禁止等を行う。なお、必要に応じ隣接公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>1 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限</p> <p>2 その他必要な交通規制</p> <p>なお、必要に応じ、隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第7 町が自ら管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、適切な伝達方法を検討すること。</p> <p>(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</p> <p>イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>(略)</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第7 町が自ら管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</p> <p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう、情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分に検討すること。</p> <p>イ 入場者等の避難のための措置</p> <p>(略)</p> <p>キ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	追加変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 学校等にあつては、次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 当該学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の<u>安全に関する</u>措置</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置</p> <p>イ 社会福祉施設にあつては、重度障がいのある人、<u>高齢者等</u>、移動することが不可能又は困難な者の安全の<u>確保のための必要な措置</u></p> <p>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 学校等にあつては、次の措置を講ずる。</p> <p>(ア) 当該学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難<u>誘導のための必要な措置</u></p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置</p> <p>イ 社会福祉施設にあつては、重度障がいのある人<u>や</u>高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置</p> <p>なお、<u>各施設等が措置を実施するに当たっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するものとし</u>、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正、岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、<u>防災体制等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>防災体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第1「災害対策本部等の設置」に準ずる。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の<u>情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については</u>、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。ただし、全職員が後発地震の発生に備え、非常体制の配備に速やかに移行できる準備をする。</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、<u>管轄区域内の地域住民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。情報伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。そのほか、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については</u>、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」<u>第1「災害対策本部等の設置」及び第2「災害対策本部等の組織及び運営」</u>に準ずる。ただし、全職員が後発地震の発生に備え、非常体制の配備に速やかに移行できる準備をする。</p> <p><u>なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。</u></p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>1 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p>		
<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>町は、町民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制について定める。</p>	<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の町民等に密接に関係のある事項について周知する。町民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するほか、町民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。そのほかの体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>町は、町民等からの問合せに対応できる窓口等の体制について定める。</p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>（略）</p>	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>（略）</p> <p><u>なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>1 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u></p> <p><u>2 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u></p> <p><u>3 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第4 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置を講ずるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p>	<p>第5 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置を講ずるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>変更</p>
<p>第5 避難対策等</p>	<p>第6 避難対策等</p>		<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>1 町民等の避難行動等 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営 町における避難後の救護の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第3「避難対策等」に準ずる。</p>	<p>1 町民等の避難行動等 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼び掛ける。</p> <p>2 避難所の運営 町における避難後の救護の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第3「<u>町民等の避難行動等</u>」に準ずる。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正 表現の見直し</p>	
<p>第6 消防機関等の活動 (略)</p>	<p>第7 消防機関等の活動 (略)</p>		変更
<p>第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>2 電気 指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター等の電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。</p> <p>3 ガス (1) 福山ガス株式会社、指定地方公共機関であるガス事業者の岡山ガス株式会社及び(一社)岡山県LPガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。 (略)</p>	<p>第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>2 電気 指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター等の電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。</p> <p>3 ガス (1) 福山ガス株式会社、指定地方公共機関であるガス事業者の岡山ガス株式会社、<u>浅野産業</u>及び<u>一般社団法人</u>岡山県LPガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正 表現の見直し</p>	変更
<p>第8 交通</p> <p>1 町は、県と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報の提供を受けるものとし、その方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第5「交通対策」に準ずる。</p>	<p>第9 交通</p> <p>1 町は、県と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報の提供を受けるものとし、その方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第6「交通対策」に準ずる。</p>		変更
<p>第9 町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>(7) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(8) 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記の1～8における実施体制（8においては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (略)</p>	<p>第10 町自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>(7) 非常用発電装置、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(8) 各施設における緊急点検、巡視</p> <p>上記の(1)～(8)における実施体制（(8)においては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (略)</p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正、表現の見直し</p>	変更

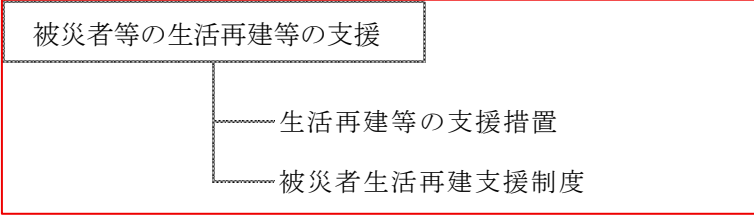
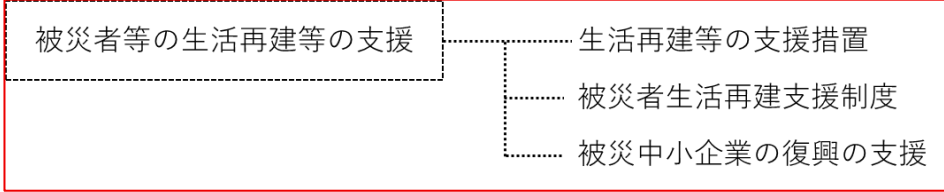
現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>また、災害対策本部等を<u>県</u>が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講ずるよう協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 工事中の建築物等に対する措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する。</p>	<p>また、災害対策本部等を<u>町</u>が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を講ずるよう協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>地震発生時の緊急点検及び巡視</u></p> <p><u>地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。</u></p> <p><u>緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第25節「ライフライン施設等応急対策計画」及び第27節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。なお、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>4 工事中の建築物等に対する措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する<u>ものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第10 滞留旅客等に対する措置</p> <p>(略)</p>	<p>第11 滞留旅客等に対する措置</p> <p>(略)</p>		変更
<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、<u>災害対策本部の設置等</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「<u>津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u>」第2「<u>津波に関する情報の収集・伝達等</u>」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第12 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、<u>防災体制等</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、<u>管轄区域内の町民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。周知に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。そのほかの情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「<u>災害対策本部等の設置等</u>」第1「<u>災害対策本部等の設置</u>」に準ずる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p>1 <u>防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u></p> <p>2 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p>	<p>第13 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p>		変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について周知する<u>ものとし、その</u>体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について周知する。<u>周知に当たっては、町民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。また、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。そのほかの</u>体制及び周知方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。 <u>なお、周知に当たっては、次の事項に留意する。</u> <u>1 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> <u>2 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u> <u>3 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第3 災害応急対策をとるべき期間等 (略)</p>	<p>第14 災害応急対策をとるべき期間等 (略)</p>		変更
<p>第4 町のとるべき措置</p> <p>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼び<u>か</u>ける。</p> <p>町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</p>	<p>第15 町のとるべき措置</p> <p>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼び<u>掛</u>ける。</p> <p>町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	変更
<p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1 施設整備の方針</p> <p>避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成にあたっては、南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等にあたっては、<u>施設全体が未完成であつても</u>、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</p>	<p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1 施設整備の方針</p> <p>避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成にあたっては、南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等にあたっては、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備<u>等</u>の順序及び方法について考慮する。<u>また、これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	変更
<p>第2 実施内容 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所の<u>整備</u></p>	<p>第2 実施内容 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p><u>レベル2の津波にも対応できる避難場所として、町等の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。また、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。</u></p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	変更

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第2章「地震・津波災害予防計画」第13節「指定緊急避難場所及び避難所等整備計画」に準ずる。</p> <p>3 避難経路の整備 (略)</p> <p>4 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備 (略)</p> <p>5 通信施設の整備 (略)</p> <p>6 その他公共空地の整備 (略)</p>	<p><u>そのほか</u>、第2章「地震・津波災害予防計画」第13節「指定緊急避難場所及び避難経路等整備計画」に準ずる。</p> <p>3 避難経路 (略)</p> <p>4 緊急輸送を確保するために必要な道路等 (略)</p> <p>5 通信施設 (略)</p> <p>6 その他公共空地 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	
<p>第7節 防災訓練計画</p> <p><u>1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災組織との協体制の強化を目的として、防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p><u>3 1の防災訓練は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、南海トラフ地震災害を想定した応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。</u></p> <p>4 町は、防災関係機関及び町民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を実施する。 (略)</p> <p>(3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練 第2章「地震・津波予防計画」第5節「防災訓練計画」に準ずる。</p> <p>5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとし、防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は、次のとおりとする。 (略)</p>	<p>第7節 防災訓練計画</p> <p><u>1 町は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p>2 町は、防災関係機関及び町民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して、津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を実施する。 (略)</p> <p>(3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練 第2章「地震・津波予防計画」第5節「防災訓練計画」に準ずる。</p> <p>3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとし、防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は、次のとおりとする。 (略)</p> <p><u>(3) 県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、町民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備さ</u></p>	<p>表現の見直し</p> <p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

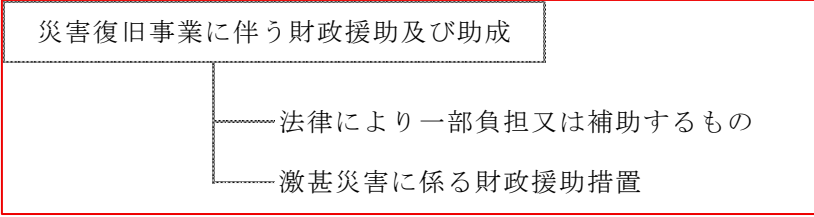

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
	<p><u>れるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。</u></p> <p><u>(6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p>		
<p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第1 町職員に対する教育</p> <p><u>災害応急対策業務に従事する町職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を課、機関ごとに行う。</u></p> <p><u>防災教育は、少なくとも内容に次の事項を含むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>(略)</p>	<p>第1 町職員等に対する教育</p> <p><u>町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 地震<u>及び</u>津波に関する一般的な知識</p> <p>(略)</p>	<p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	<p>変更</p>
<p>第2 町民等に対する教育</p> <p><u>町は、県及び防災関係機関等と協力して町民等に対する教育を実施する。</u></p> <p><u>防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u></p> <p><u>なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。</u></p> <p><u>この際、障がいのある人や外国人等の要配慮者に配慮する。</u></p> <p>1 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>2 <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u></p> <p>3 <u>地震・津波に関する一般的な知識</u></p> <p>4 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>5 <u>正確な情報入手の方法</u></p> <p>6 <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p>7 <u>各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p>8 <u>各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u></p>	<p>第2 町民等に対する教育・広報</p> <p><u>町は、県及び防災関係機関等と協力して、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、町民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p> <p><u>防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u></p> <p><u>なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。</u></p> <p><u>町民等に対する教育・広報の実施方法及び内容は、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「防災知識の普及啓発計画」及び第2節「防災教育」に準じ、内容には少なくとも次の事項を含む。</u></p> <p>1 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>2 <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u></p> <p>3 <u>地震・津波に関する一般的な知識</u></p> <p>4 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>9 <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>10 <u>町民が実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具等の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p>11 <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u> <u>第2章「地震・津波予防計画」第1節「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>5 <u>正確な情報の入手方法</u></p> <p>6 <u>防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p>7 <u>各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識</u></p> <p>8 <u>各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u></p> <p>9 <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>10 <u>町民が実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具等の固定、出火防止等の平時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p>11 <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u> <u>教育・広報の実施に当たって留意すべき事項としては、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>過去に災害が発生した年からの節目(周年)等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</u></p> <p>(2) <u>地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>(4) <u>推進地域内外の町民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(5) <u>教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p>(6) <u>地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に町民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p> <p>(7) <u>現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</u></p> <p>(8) <u>南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。</u> <u>そのほか、第2章「地震・津波予防計画」第1節「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正、令和7年7月1日中央防災会議における南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p>	
<p>第5 相談窓口の設置 <u>町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。</u></p>		<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p align="center">第5章 地震・津波復旧・復興計画</p>	<p align="center">第5章 地震・津波復旧・復興計画</p>		
<p>第1節 復旧・復興計画 (略)</p>	<p>第1節 復旧・復興計画 (略)</p>		
<p>〔地域の復旧・復興の基本方向の決定〕 (略)</p> <p><u>3</u> 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。</p>	<p>〔地域の復旧・復興の基本方向の決定〕 (略)</p> <p><u>3</u> <u>観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。</u></p> <p><u>4</u> 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u></p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>追加</p>
<p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>施策体系図</p> 	<p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>施策体系図</p> 		<p>変更</p>
<p>第1 生活再建等の支援措置 (略)</p> <p><u>2</u> 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。 (略)</p>	<p>第1 生活再建等の支援措置 (略)</p> <p><u>2</u> <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p><u>3</u> 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。 (略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p>	<p>変更</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>3 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>4 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。</p> <p>5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。</p> <p>6 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料（税）の減免等、被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>7 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。</p> <p>8 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。このため町は、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアを行う。</p> <p>9 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。</p> <p>10 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 (略)</p> <p>11 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p>	<p>4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>5 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。</p> <p>6 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。</p> <p>7 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料（税）の減免等、被災者の負担の軽減を図る。</p> <p>8 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。</p> <p>9 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。このため町は、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアを行う。</p> <p>10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。</p> <p>11 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 <u>また、町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> 町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 (略)</p> <p>12 被災者の自立に対する援助や、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p> <p>表現の見直し</p>	

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>12 被災地域外へ避難等を行っている個々の被災者に対しても不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。</p> <p>13 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>13 被災地域外へ避難等を行っている個々の被災者に対しても不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。</p> <p>14 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>15 <u>町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p>16 <u>町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>岡山県地域防災計画の改定による修正</p> <p>防災対策基本法の改正による修正</p>	
<p>第3節 公共施設等の復旧・復興計画</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 公共施設等の復旧・復興計画</p> <p>(略)</p>		
<p>第2 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成</p> <p>町及び県は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、町民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成</p> <p>町及び県は、被害想定を踏まえ、平時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、町民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。</p> <p>(略)</p>	<p>防災対策基本法の改正による修正</p>	<p>削除</p>
<p>第4節 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた県への働きかけについて定める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた県への働きかけについて定める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>削除</p>
<p>第1 被害情報の収集</p> <p>町においては、町域内の被害情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。本町では、各担当課が被害状況を速やかに調査し、とりまとめ、県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 被害情報の収集</p> <p>町においては、町域内の被害状況報告の収集に努め、県が行う調査等について協力する。本町では、各担当課が被害状況を速やかに調査し、とりまとめ、県に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>追加</p>

現行計画	改訂案	改訂理由	改訂事項
<p>第5節 津波災害からの復興計画</p> <p>〔津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）〕</p> <p>被災地の復興では、災害前の状況に戻すにとどまらず、よりすぐれた状態とする「よりよい復興」の実現を目指すべきである。このため、町及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、以下の点に留意して町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものであるという理念のもとに、計画作成段階から町民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、町民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。なお、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性、災害時要援護者の参画を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>3 短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備</p> <p>短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難経路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分町民に対し説明し理解と協力を得るよう<u>に</u>努める。</p>	<p>第5節 津波災害からの復興計画</p> <p>〔津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）〕</p> <p>被災地の復興では、災害前の状況に戻すにとどまらず、よりすぐれた状態とする「よりよい復興」の実現を目指すべきである。このため、町及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、以下の点に留意して町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものであるという理念のもとに、計画作成段階から町民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、町民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。なお、復旧・復興のあらゆる場、<u>面及び</u>組織に女性<u>や</u>災害時要援護者の参画を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>3 短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備</p> <p>短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難経路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分町民に対し説明し、<u>理解と</u>協力を得るよう努める。</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>
<p>第6節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画</p> <p>（略）</p> <p>施策体系図</p>  <p>（略）</p>	<p>第6節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画</p> <p>（略）</p> <p>施策体系図</p>  <p>（略）</p>		<p>変更</p>
<p>第8節 義援金品等の受付・配分計画</p> <p>（略）</p> <p>なお、本町では、総務課、健康福祉課及び<u>（福）</u>里庄町社会福祉協議会がその業務に当たる。</p> <p>（略）</p>	<p>第8節 義援金品等の受付・配分計画</p> <p>（略）</p> <p>なお、本町では、総務課、健康福祉課及び里庄町社会福祉協議会がその業務に当たる。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の見直し</p>	<p>変更</p>